

## 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

## (1) 基本設計方針

変更前	変更後
<p>用語の定義</p> <p>(1) 「火災区域」 耐火壁、隔壁、間隔又はそれらの組合せによって他の区域と分離され、火災防護の見地から、一つの単位と考えられる空間をいう。</p> <p>(2) 「耐火壁」 床、壁、天井、扉等耐火構造の一部であって、一時間以上の耐火能力を有するものをいう。</p> <p>(3) 「隔壁」 火災の波及を防止するための不燃材構造物をいう。</p> <p>(4) 「消火装置」 消火器具、消火栓設備、自動消火設備及び遠隔手動消火設備をいう。</p> <p>(5) 「不燃性」 火災により燃焼しない性質をいう。</p> <p>(6) 「難燃性」 火災により著しい燃焼をせず、また、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらない性質をいう。</p> <p>(7) 「可燃性材料」 不燃性材料以外の材料をいう。</p> <p>(8) 「原子炉施設」 発電所内すべての構築物、系統及び機器をいう。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及びこれらの解釈並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」による。</p>

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 5. 設備に対する要求 (5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁を除く。), 6. その他」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>原子炉施設の火災防護設計は, 火災により原子炉施設の安全性が損なわれることを防止するために火災発生防止, 火災検知及び消火, 火災の影響の軽減の3方策を組み合わせたいわゆる深層防護の考え方に基づいたものとする。</p> <p>審査指針が要求する各項目に対する具体的な設計方針は, 日本電気協会「原子力発電所の火災防護指針」(J E A G 4 6 0 7) に準拠するものとする。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>設計基準対象施設は, 火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう, 火災防護上重要な機器等を設置する火災区域及び火災区画に対して, 火災防護対策を講じる。</p> <p>発電用原子炉施設は, 火災によりその安全性を損なわないように, 適切な火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を講じる対象として「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」のクラス1, クラス2及び安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物, 系統及び機器とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は, 上記構築物, 系統及び機器のうち原子炉の高温停止及び低温停止を達成し, 維持するために必要な構築物, 系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物, 系統及び機器とする。</p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し, 維持するために必要な構築物, 系統及び機器は, 発電用原子炉施設において火災が発生した場合に, 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し, 維持するために必要な以下の機能を確保するための構築物, 系統及び機器とする。</p>

変更前	変更後
	<p>① 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能</p> <p>② 過剰反応度の印加防止機能</p> <p>③ 炉心形状の維持機能</p> <p>④ 原子炉の緊急停止機能</p> <p>⑤ 未臨界維持機能</p> <p>⑥ 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能</p> <p>⑦ 原子炉停止後の除熱機能</p> <p>⑧ 炉心冷却機能</p> <p>⑨ 工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能</p> <p>⑩ 安全上特に重要な関連機能</p> <p>⑪ 安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能</p> <p>⑫ 事故時のプラント状態の把握機能</p> <p>⑬ 制御室外からの安全停止機能</p> <p>放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないよう、重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋等の火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている区域を、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の配置を系統分離も考慮して設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の高温停止</p>

変更前	変更後
	<p>及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3時間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である123mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（強化石膏ボード、貫通部シール、防火扉、防火ダンパ、天井デッキスラブを含む。）により隣接する他の火災区域と分離するように設定する。</p> <p>火災区域又は火災区画のファンネルは、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考慮するとともに、火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、保安規定に定めて、管理する。</p> <p>火災区画は、建屋内及び屋外で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>なお、発電用原子炉施設のうち、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に含まれない構築物、系統及び機器は、消防法、建築</p>

変更前	変更後
<p>1.1 火災発生防止</p>	<p>基準法，日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等は，火災の発生防止，火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づき，必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて，管理する。</p> <p>重大事故等対処施設は，火災の発生防止，火災の早期感知及び消火の必要な運用管理を含む火災防護対策を講じることを保安規定に定めて，管理する。</p> <p>重大事故等対処設備のうち，可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策についても保安規定に定めて，管理する。</p> <p>その他の発電用原子炉施設については，消防法，建築基準法，日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を講じることを保安規定に定めて，管理する。</p> <p>外部火災については，設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を外部火災から防護するための運用等について保安規定に定めて，管理する。</p> <p>1.1 火災発生防止</p> <p>1.1.1 火災の発生防止対策</p> <p>火災の発生防止における発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は，火災区域又は火災区画に設置する潤滑油又は燃料油を内包する設備及び水素ガスを内包する設備を対象とする。</p>

変更前	変更後
<p>発火性又は引火性の液体又は気体を内包する系統は、原則として溶接構造とし、漏えいがないよう設計する。なお、完成後、耐圧試験、水張試験等により漏えいのないことを確認する。</p> <p>ただし、機器等の接続部でフランジ又はネジ込み継手を使用し、下部に引火点を越える高温機器、配管等が設置されている場合には、漏えいによる引火を防止するためオイルパン等を設ける。</p> <p>多量の発火性又は引火性の液体を内包する機器の周囲は、堰等にて、その漏えい拡大防止を行う設計とし、機器の分解点検のための配管フランジからの漏えいは堰内に落ちるようにする。なお、漏えい拡大防止に設ける堰等の容量は、機器等に保有する発火性又は引火性の液体の100%容量以上とする。</p> <p>油のような可燃性物質を使用するのは、回転機器の潤滑油とディーゼル用燃料油等があるが、これらの系統・機器のための可燃性物質の貯蔵量は運転上の要求に見合う最低量とする。</p> <p>水素の供給設備として、タービン発電機水素ガス供給設備、気体廃棄物処理系校正用・格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ガスポンベを考え、以下に示す通り設計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給設備から発電機までの配管は、機器の分解点検を必要とする部分以外は溶接接続方法とし、弁はベロー弁等耐漏えい性に優れた弁を使用し漏えいがないよう設計する。</li> <li>・タービン発電機用水素の供給設備は原子炉建屋、タービン建屋、廃棄物処理建屋等の本館外に設置し、専用の換気設備又は自然換気による換気が行えるよう設計する。</li> <li>・気体廃棄物処理系校正用・格納容器内雰囲気モニタ校正用水素ガ</li> </ul>	<p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造の採用による漏えいの防止及び防爆の対策を講じるとともに、堰等を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料油が拡大することを防止する設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置又は隔離による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量を貯蔵することを考慮した設計とする。</p> <p>水素ガスを内包する設備のうち気体廃棄物処理設備及び発電機水素ガス供給設備の配管等は溶接構造によって、水素ガスの漏えいを防止し、弁グランド部から水素ガスの漏えいの可能性のある弁は、ベローズ弁等を用いて防爆の対策を行う設計とし、水素ガスを内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能を損なわないよう、壁等の設置による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>水素ガスを内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、発電機水素ガス供給設備及び水素ガスポンベを設置する火災区域又は火災区画は、送風機及び排風機による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度以下とする設計とする。</p> <p>水素ガスポンベは、運転上必要な量を考慮し貯蔵する設計</p>

変更前	変更後
<p>スポンベは容量が少ないため、本館内に配置しても良いが十分に換気された場所に設置し、また監視が行えるように設計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッテリ室には水素の蓄積を防止するために必要な量以上の換気風量を確保する。</li> </ul>	<p>とする。また、使用時を除きボンベ元弁を閉とする運用として保安規定に定めて、管理する。</p> <p>火災の発生防止における水素ガス漏えい検知は、蓄電池室の上部に水素濃度検出器を設置し、水素ガスの燃焼限界濃度である 4vol%の 1/4 に達する前の濃度にて中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>気体廃棄物処理設備内の水素濃度については、燃焼限界濃度以下となるよう設計するとともに、水素濃度計により中央制御室で常時監視ができる設計とし、水素濃度が上昇した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>発電機水素ガス供給設備は、水素ガス消費量を管理するとともに、発電機内の水素純度、水素ガス圧力を中央制御室で常時監視ができる設計とし、発電機内の水素純度や水素ガス圧力が低下した場合には中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>水素ガスボンベを設置する火災区域又は火災区画については、通常時はボンベ元弁を閉とする運用、又は通常時は建屋外に保管し、ボンベ使用時のみ建屋内に持込みを行う運用として保安規定に定めて、管理し、機械換気により水素濃度を燃焼限界濃度以下とするように設計することから、水素濃度検出器は設置しない設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気設備が停止した場合には、中央制御室に警報を発する設計とする。</p> <p>また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しな</p>

変更前	変更後
	<p>い。</p> <p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備において、崩壊熱が発生し、火災事象に至るような放射性廃棄物を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPA フィルタは、固体廃棄物として処理を行うまでの間、金属容器や不燃シートに包んで保管することを保安規定に定めて、管理する。</p> <p>放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域又は火災区画の換気設備は、他の火災区域又は火災区画や環境への放射性物質の放出を防ぐために、空調を停止し、風量調整ダンパを閉止し、隔離できる設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、火災区域又は火災区画において有機溶剤を使用する場合は必要量以上持ち込まない運用として保安規定に定めて、管理するとともに、可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場合は、使用する作業場所において、換気、通風、拡散の措置を行うとともに、建屋の送風機及び排風機による機械換気により滞留を防止する設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画において、発火性又は引火性物質を内包する設備は、溶接構造の採用及び機械換気等により、「電気設備に関する技術基準を定める省令」第六十九条及び「工場電気設備防爆指針」で要求される爆発性雰囲気とならない設計とするとともに、当該の設備を設ける火災区域又は火災区画に設置する電気・計装品の必要な箇所には、接地を施す設計とする。</p>



変更前	変更後
<p>電気系統は、保護継電器あるいはヒューズにより過電流を検出し、遮断器あるいはヒューズにより自動的に故障区間の切り離しを行う。</p> <p>また、重要な電気系統には地絡検出器を設け地絡電流による過熱を未然に防止できるよう設計する。</p>	<p>火災の発生防止のため、可燃性の微粉が発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区画に設置しないことによって、可燃性の微粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発火源への対策として、設備を金属製の筐体内に収納する等、火花が設備外部に出ない設計とするとともに、高温部分を保温材で覆うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の過熱防止を行う設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器及び遮断器によって故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p>電気品室は、電源供給のみに使用する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、放射線分解により水素ガスが発生する火災区域又は火災区画における、水素ガスの蓄積防止対策として、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン（平成 17 年 10 月）」等に基づき、原子炉の安全性を損なうおそれがある場合には水素ガスの蓄積を防止する設計とする。</p> <p>重大事故等時の原子炉格納容器内及び建屋内の水素ガスについては、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p> <p>1.1.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p>

変更前	変更後
<p>原子炉施設を設計するにあたっては、火災負荷を少なくするために実用上可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用することとし、止むを得ず油等の可燃性材料を使用する場合は、運転上の要求に見合う最低量とするよう設計する。</p> <p>燃料油、潤滑油などの可燃性材料を使用する場合は、運転上の要求に見合う最低量とする。</p> <p>原子炉施設内の構築物は、鉄筋コンクリート、鋼材により構成する。</p> <p>原子炉施設内の全ての使用材料は、不燃化又は難燃化が実用上困難なものを除いて、不燃性又は難燃性材料を使用する。ただし、消耗品等で減容処理上可燃性材料を使用する必要があるものについてはその影響を確認する。</p> <p>保温材は、金属、ロックウール又はグラスウール等実用上可能な</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若しくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>ただし、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。</p> <p>金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用す</p>

変更前	変更後
<p>限り不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <p>建屋内装材は、実用上可能な限り、不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <p>原子炉格納容器内には可燃性物質の集積を行わないよう設計する。ここにいう可燃性物質の集積とは、運転上の要求に見合う最低量以上の燃料油、潤滑油、木材、紙及びケーブル等を指す。</p> <p>ケーブルは、米国 I E E E 規格 3 8 3 の垂直トレイ試験に合格した難燃性ケーブルを使用する。</p>	<p>る保温材は、原則、平成 12 年建設省告示第 1400 号に定められたもの又は建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、建築基準法で不燃性材料として認められたものを使用する設計とする。</p> <p>ただし、管理区域や非管理区域の床や、原子炉格納容器内の床や壁に使用する耐放射線性、除染性、防塵性又は耐腐食性のコーティング剤は、不燃性材料であるコンクリート表面に塗布すること、難燃性が確認された塗料であること、加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないこと、原子炉格納容器内を含む建屋内に設置する火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理することから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防災性能を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、実証試験により自己消火性（UL 垂直燃焼試験）及び耐延焼性（I E E E 3 8 3（光ファイバケーブルの場合は I E E E 1 2 0 2）垂直トレイ燃焼試験）を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、実証試験により耐延焼性が確認できない核計装ケーブル及び放射線モニタケーブルは、原子炉格納容器外につ</p>

変更前	変更後
<p>換気フィルタは、ガラス繊維等実用上可能な限り、不燃性又は難燃性材料を使用する。</p> <p>屋内設置トランスは全て乾式とする。 建屋内に設置する変圧器、しゃ断器は乾式を使用する。</p>	<p>いては専用電線管に収納するとともに、電線管の両端は、耐火性を有するシール材を処置することにより、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計とするか、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタはチャコールフィルタを除き、日本規格協会「繊維製品の燃焼性試験方法」(J I S L 1 0 9 1)又は日本空気清浄協会「空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針」(J A C A N o. 1 1 A)を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、建屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないものを使用する設計とする。</p> <p>1.1.3 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、低温(凍結)、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を考慮する。</p> <p>これらの自然現象のうち、火災を発生させるおそれのある落雷、地震、竜巻(風(台風)を含む。)及び森林火災について、これらの現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講じる設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>原子炉施設は、建築基準法に従った避雷設備を設け、落雷による火災発生を防止する。</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器は、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の耐震設計上の重要度分類に基づいて適切な耐震設計を行い、地震による破損又は倒壊を防ぐことにより、火災発生を防止するとともに、安全機能を有する構築物、系統及び機器以外の破損・発火によっても悪影響を受けないよう、適切な配置設計、耐震設計を行う。</p> <p>1.2 火災の感知及び消火</p> <p>原子炉施設内の万一の火災発生に備えて、適切な個所に火災感知器及び消火設備を設置し、安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の悪影響を限定し早期消火を行える設計とする。</p> <p>また、火災感知器及び消火設備を設計するにあたっては火災の</p>	<p>落雷によって、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないよう、避雷設備の設置及び接地網の敷設を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会）に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会）に従い、耐震設計を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護等により、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻（風（台風）を含む。）から、竜巻防護対策施設の設置及び固縛により、火災の発生防止を講じる設計とする。</p> <p>1.2 火災の感知及び消火</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備は、「1.1.3 落雷、地震等の自然現象</p>

変更前	変更後
<p>早期検出，早期消火のため，「消防法」及び「建築基準法」に定める基準に準じて設計する。</p> <p>消火設備は，「耐震設計基準」の重要度分類に基づき，耐震クラスCにて設計を行う。</p> <p>消火設備のうち，安全機能を有する構築物，系統及び機器の設置エリアを通過する配管は，安全機能を有する構築物，系統及び機器に対応した耐震設計を行う。</p> <p>自動火災報知設備の火災感知器は，各区域における取付面高さ，火災の影響及び性質並びに放射線，温度，湿度，空気流等の環境条件を考慮した上で，煙感知器，熱感知器等の種類を選定する。</p> <p>なお，火災感知器の設置及び選定にあたっては，消防法施行規則第23条に準拠する。</p>	<p>による火災の発生防止」で抽出した自然現象に対して，火災感知及び消火の機能，性能が維持できる設計とする。</p> <p>火災感知設備及び消火設備については，火災区域及び火災区画に設置された火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて，地震に対して機能を維持できる設計とする。</p> <p>1.2.1 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は，火災区域又は火災区画における放射線，取付面高さ，温度，湿度，空気流等の環境条件，予想される火災の性質を考慮し，火災感知器を設置する火災区域又は火災区画の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設の種類に応じ，火災を早期に感知できるよう，固有の信号を発するアナログ式の煙感知器（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。），アナログ式の熱感知器（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。），又は炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため炎が生じた時点で感知することができ火災の早期感知に優位性がある非アナログ式の炎感知器（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）から，異なる種類の火災感知器を組み合わせる設計とする。</p> <p>なお，基本設計のとおり火災感知器を設置できない箇所</p>

変更前	変更後
<p>自動火災報知設備の受信機を常時人のいる場所（中央制御室）に設置する。</p>	<p>は、上記感知器の代わりに環境条件や火災の性質を考慮し、光電分離型煙感知器、煙吸引式検出設備、光ファイバケーブル式熱感知器（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設置」（以下同じ。）」，熱感知カメラ（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用」（以下同じ。）」，非アナログ式の防爆型煙感知器，非アナログ式の防爆型熱感知器（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，6号機に設置」（以下同じ。）」及び非アナログ式の熱感知器も含めた組合せで設置する設計とする。</p> <p>火災感知器については、消防法施行規則に従い設置する、又は火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。</p> <p>非アナログ式の火災感知器は、環境条件等を考慮することにより誤作動を防止する設計とする。</p> <p>なお、光電分離型煙感知器、熱感知カメラ及び炎感知器は、監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とする。</p> <p>また、発火源となるようなものがない火災区域又は火災区画は、可燃物管理により可燃物を持ち込まない運用として保安規定に定めて、管理することから、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤（「6号機設備」，「7号機設備，6,7号機共用」，「7号機設備，6,7号機共用，5号機に設</p>

変更前	変更後
<p>受信機は、感知器、中継器又は発信機の作動と連動して当該感知器、中継器又は発信機の作動した警戒区域を表示できるものであること。</p> <p>自動火災報知設備の電源は、常用電源が喪失した場合でも、本設備を有効に 60 分間監視の後 10 分間作動できる容量以上の蓄電池設備を設ける。</p>	<p>置」(以下同じ。))は中央制御室等に設置し、火災感知設備の作動状況を常時監視できる設計とする。また、火災受信機盤は、構成されるアナログ式の受信機により作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。</p> <p>屋外区域熱感知カメラの火災受信機盤においては、カメラ機能による映像監視(熱サーモグラフィ)により火災発生箇所の特が可能な設計とする。</p> <p>火災感知器は、自動試験機能又は遠隔試験機能により点検ができる設計とする。自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、機能に異常がないことを確認するため、消防法施行規則に準じ、煙等の火災を模擬した試験を実施する。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知が可能となるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、凍結等の自然現象によっても、機能、性能が維持できる設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は-15.2℃まで気温が低下しても使用可能な火災感知設備を設置する設計とする。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、万一、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより機能及び性能を復旧する設計とする。</p>



変更前	変更後
<p>消火設備を設計するにあたっては、その破損、誤動作又は誤操作によって、安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能を失わないよう設計する。</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器は、多重に系統を設け、物理的分離を図ることで、万一の消火設備の破損、誤動作又は誤操作が生じて、一系統はその安全機能を失わないよう設計する。</p> <p>なお、安全上機能を有する構築物、系統及び機器を内蔵する区域で燃料油を貯蔵する場合は、その貯蔵量は、運転上の要求に見合う最低量とし、かつ、固定式消火設備を設ける。</p> <p>二酸化炭素消火設備は、火災感知器作動（火災表示）後、現場確認の上で手動操作及び火災感知器作動による自動起動も行えるよう設計する。</p> <p>二酸化炭素消火設備は、手動方式とし、火災確認後、現場にて手動起動させる構造とする。</p>	<p>1.2.2 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動起動又は中央制御室からの手動起動による固定式消火設備である二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備（「6号機設備」、 「7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置」（以下同じ。）、SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備、電源盤・制御盤消火設備、ケーブルトレイ消火設備又は5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置して消火を行う設計とする。</p> <p>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、消火器（「6号機設備」、 「7号機設備、6,7号機共用」、 「7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置」、 「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）、移動式消火設備（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））又は消火栓（「6号機設備」、 「7号機設備、6,7号機共用」、 「7号機設備、6,7号機共用、6号機に設置」、 「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））により消火を行う設計とする。</p>

変更前	変更後
	<p>とする。</p> <p>なお、消火設備の破損、誤作動又は誤操作に伴う溢水による安全機能及び重大事故等に対処する機能への影響については、浸水防護施設の基本設計方針にて示す。</p> <p>原子炉格納容器は、運転中は窒素ガスに置換され火災は発生せず、内部に設置された火災防護上重要な機器等が火災により機能を損なうおそれはないことから、原子炉起動中並びに低温停止中の状態に対して措置を講じる設計とし、消火については、消火器又は消火栓を用いた設計とし、運転員及び初期消火要員による速やかな初期消火活動を行う設計とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器内において火災が発生した場合、原子炉格納容器の空間体積（7350m<sup>3</sup>）に対してパージ用排風機の容量が22000m<sup>3</sup>/hであることから、煙が充満しないため、消火活動が可能であることから、消火器又は消火栓を用いた消火ができる設計とする。</p> <p>中央制御室は、消火器で消火を行う設計とし、中央制御室制御盤内の火災については、電気機器への影響がない二酸化炭素消火器で消火を行う設計とする。また、中央制御室床下フリーアクセスフロアについては、中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消火設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(1) 消火設備の消火剤の容量</p>

変更前	変更後
<p>消火ポンプは、100%容量の電動機駆動 1 台、100%容量のディーゼル駆動 1 台を設置し、多重性を持たせ、かつ常用電源が喪失しても機能を失わないよう設計する。</p>	<p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質に応じた十分な容量を確保するため、消防法施行規則又は試験結果に基づく容量を配備する設計とする。</p> <p>消火用水供給系は、2 時間の最大放水量を確保する設計とする。</p> <p>屋内、屋外の消火栓は、消防法施行令に基づく最大放水量を確保する設計とする。</p> <p>(2) 消火設備の系統構成</p> <p>a. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系の水源は、ろ過水タンク（5 号機設備、6, 7 号機共用）を 2 基設置し多重性を有する設計とする。</p> <p>消火用水供給系の消火ポンプは、電動機駆動消火ポンプ（「5 号機設備、6, 7 号機共用」（以下同じ。）」）、ディーゼル駆動消火ポンプ（「5 号機設備、6, 7 号機共用」（以下同じ。）」）を設置し、多様性を有する設計とする。</p> <p>b. 系統分離に応じた独立性</p> <p>原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の相互の系統分離を行うために設けられた火災区域又は火災区画に設置される二酸化炭素消火設備及び小空間固定式消火設備は、以下に示すとおり系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>(a) 容器弁及びポンペを必要数より 1 つ以上多く設置する。</p>

変更前	変更後
<p>消火用水系は、他のユーティリティ系と共用する場合は、ユーティリティ系分岐部に隔離弁（手動弁で可）を設置する。</p>	<p>重大事故等対処施設は、重大事故に対処する機能と設計基準事故対処設備の安全機能が単一の火災によって同時に機能喪失しないよう、区分分離や位置的分散を図る設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設のある火災区域又は火災区画、及び設計基準事故対処設備のある火災区域又は火災区画に設置する二酸化炭素消火設備及び小空間固定式消火設備は、上記の区分分離や位置的分散に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>c. 消火水の優先供給</p> <p>消火用水供給系は、飲料水系や水道水系等と共用する場合には、隔離弁を設置し、通常時全閉とすることで消火用水供給系の供給を優先する設計とする。</p> <p>(3) 消火設備の電源確保</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプは、外部電源喪失時にもディーゼル機関を起動できるように蓄電池を設け、電源を確保する設計とする。</p> <p>二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備、電源盤・制御盤消火設備、中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備は、外部電源喪失時にも消火ができるように、非常用電源から受電するとともに、設備の作動に必</p>

変更前	変更後
<p>二酸化炭素消火設備を使用する場合には、その散布により安全機能を有する構築物、系統及び機器の安全機能が損なわれないよう、安全機能を有する構築物、系統及び機器で多重に系統があるものは物理的分離を図るか他の適切な処置を施す。</p> <p>二酸化炭素消火設備が動作しても、他の安全機能を有する系統及び機器は健全であるように考慮する。</p>	<p>要な電源を供給する蓄電池も設け、全交流動力電源喪失時にも電源を確保する設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備については、作動に電源が不要な設計とする。</p> <p>(4) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>a. 火災による二次的影響の考慮</p> <p>二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備のボンベ及び制御盤は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、消火対象となる機器が設置されている火災区域又は火災区画と別の区画に設置する設計とする。</p> <p>また、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備及び 5 号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用し、火災の火炎、熱による直接的な影響のみならず、煙、流出流体、断線及び爆発等の二次的影響が、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備、ケーブルトレイ消火設備及び電源盤・制御盤消火設備は、電気絶縁性の高いガスを採用するとともに、ケーブルトレイ消火設備及び電源盤・制御盤消火設備については、ケーブルトレイ内又は盤内</p>

変更前	変更後
<p>消火水等，汚染の可能性のある水のプラント外への流出を防止するため，放射性物質を内包する建屋又はエリアの屋外出入口部には堰（スロープ付の堰でも可）を設ける。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓は消防法施行令により設ける。 所員用エアロック付近に屋内消火栓を配置し定検時等プラント</p>	<p>に消火剤を留める設計とする。</p> <p>SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備については，消火対象と十分に離れた位置にポンベ及び制御盤を設置することで，火災の火炎，熱による直接的な影響のみならず，煙，流出流体，断線及び爆発等の二次的影響が，火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>消火設備のポンベは，火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう，ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>また，防火ダンパを設け，煙の二次的影響が火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>b. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域内で放出した消火水は，放射性物質を含むおそれがあることから，管理区域外への流出を防止するため，管理区域と非管理区域の境界に堰等を設置するとともに，各フロアの建屋内排水系により液体廃棄物処理系に回収し，処理する設計とする。</p> <p>c. 消火栓の配置</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する屋内，屋外の消火栓</p>

変更前	変更後
<p>停止時において原子炉格納容器内火災に対応できるようにする。</p> <p>二酸化炭素消火設備エリアにおいても、消火活動に対処可能な設置エリアの近傍に消火栓を配置する。</p> <p>中央制御室、電気品室には原則として室外近傍（出入口ドア付近）に屋内消火栓を配置する。</p> <p>消火ポンプ故障時には、5号機の中央制御室に警報を表示する。</p> <p>音響警報装置は、起動スイッチの作動と連動して自動的に警報を発するようにする。</p> <p>音響警報装置は、防護区画又は防護対象物にいるすべてのものに、消火剤が放出される旨を有効に報知できるように設ける。他、消防法施行規則第19条による。</p>	<p>は、消防法施行令に準拠し、配置する設計とする。</p> <p>(5) 消火設備の警報</p> <p>a. 消火設備の故障警報</p> <p>電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、SLCポンプ・CRDポンプ局所消火設備、電源盤・制御盤消火設備、ケーブルトレイ消火設備、5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備及び中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備は、電源断等の故障警報を中央制御室に発する設計とする。</p> <p>b. 固定式ガス消火設備の職員退避警報</p> <p>二酸化炭素消火設備は、作動前に職員等の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>小空間固定式消火設備、SLCポンプ・CRDポンプ局所消火設備、5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備、中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備については、消火剤に毒性がないが、消火時に生成されるフッ化水素が周囲に拡散することを踏まえ、消火設備作動前に退避警報を発する設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及び電源盤・制御盤消火設備は、消火剤に毒性がなく、消火時に生成されるフッ化水素は延焼防止シートを設置したケーブルトレイ内又は金属製の盤内に留まり、外部に有意な影響を及ぼさないため、消火設備</p>

変更前	変更後
<p>屋外消火栓は、凍結防止構造とする。</p>	<p>作動前に退避警報を発しない設計とする。</p> <p>(6) 消火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>a. 凍結防止対策</p> <p>屋外消火設備の配管は、保温材等により配管内部の水が凍結しない設計とする。</p> <p>屋外消火栓は、凍結を防止するため、通常はブロー弁を常時開として消火栓本体内の水が排水され、使用時にブロー弁を閉にして放水する設計とする。</p> <p>b. 風水害対策</p> <p>消火用水供給系の消火設備を構成する電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備、SLCポンプ・CRDポンプ局所消火設備、電源盤・制御盤消火設備、ケーブルトレイ消火設備、5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備及び中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備は、風水害により性能が著しく阻害されることがないように、建屋内に設置する設計とする。</p> <p>c. 地盤変位対策</p> <p>地震時における地盤変位対策として、屋外消火配管は、タンクと配管の継手部へのフレキシブル継手を採用する設計や、建屋等の取り付け部における消火配管の曲げ加工（地震</p>



変更前	変更後
	<p>時の地盤変位を配管の曲げ変形で吸収)を行う設計とする。</p> <p>さらに、屋外消火配管が破断した場合でも移動式消火設備を用いて屋内消火栓へ消火水の供給ができるよう、建屋に給水接続口を設置する設計とする。</p> <p>(7) その他</p> <p>a. 移動式消火設備</p> <p>移動式消火設備は、恒設の消火設備の代替として消火ホース等の資機材を備え付けている化学消防自動車、泡消火薬剤備蓄車、水槽付消防自動車及び消防ポンプ自動車を配備する設計とする。</p> <p>b. 消火用の照明器具</p> <p>建屋内の消火栓、消火設備現場盤の設置場所及び設置場所までの経路には、移動及び消火設備の操作を行うため、消防法で要求される消火継続時間20分に現場への移動等の時間も考慮し、12時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具(「6号機設備」,「7号機設備,6,7号機共用,6号機に設置」,「7号機設備,6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。))を設置する設計とする。</p> <p>c. ポンプ室の煙の排気対策</p> <p>火災発生時の煙の充満により消火活動が困難となるポンプ室には、消火活動によらなくとも迅速に消火できるよう</p>

変更前	変更後
<p>1.3 火災の影響軽減</p> <p>火災の影響評価における火災区域の設定は、可燃物の存在する区域で、その火災により、安全機能を有する構築物、系統及び機器が影響を受けるおそれのある、全ての区域について行う。</p>	<p>に固定式消火設備を設置し、鎮火の確認のために運転員や消防隊員がポンプ室に入る場合については、再発火するおそれがあることから、十分に冷却時間を確保した上で扉の開放、換気空調系及び可搬型排煙装置により換気する設計とする。</p> <p>d. 使用済燃料貯蔵設備及び新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備は、水中に設置されたラックに燃料を貯蔵することで未臨界性が確保される設計とする。 新燃料貯蔵設備については、消火活動により消火水が噴霧され、水分雰囲気に満たされた状態となっても未臨界性が確保される設計とする。</p> <p>e. ケーブル処理室 ケーブル処理室は、消火活動のため 2 箇所の入口を設置する設計とする。</p> <p>1.3 火災の影響軽減</p> <p>1.3.1 火災の影響軽減対策</p> <p>火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブル並びにこれらに関連する非安全系ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p>

変更前	変更後
<p>原子炉施設を設計するにあたっては、原子炉の安全停止及び除熱の観点から安全機能を有する構築物、系統及び機器を含む区域は、耐火壁のみあるいは耐火壁、隔壁、間隔及び消火設備の組合せにより隣接区域間の火災による影響を軽減できるよう設計する。</p> <p>安全機能を有する構築物、系統及び機器で多重性のあるものは、「安全分離指針」に従い物理的分離配置を行う。</p> <p>安全系を分離する躯体（壁、天井、床等）には可能な限り異区分をまたがる貫通孔、開口及び扉を設置しない。なお、これらを設置する場合は、防火又は耐火構造とする。</p> <p>ダクトは、安全系異区分間に影響を与えないよう必要に応じて熱、又は煙感知器と連動する防火ダンパ等を計画する。</p> <p>ケーブルトレイは、「原子力安全施設系における電気設備の分離仕様」に基づき、分離配置を行う。なお、必要に応じ分離板、延焼防止剤を使用する。</p>	<p>火災が発生しても原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、手動操作に期待してでも原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な機能を少なくとも 1 つ確保するように系統分離対策を講じる必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、以下に示す火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>(1) 火災防護対象機器等の系統分離対策</p> <p>中央制御室、原子炉格納容器、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプを除く火災防護対象機器等は、原則として安全系区分Ⅰと安全系区分Ⅱを境界とし、以下の系統分離によって、火災の影響を軽減するための対策を講じる。</p> <p>a. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁等</p> <p>互いに相違する系列の火災防護対象機器等は、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>(2) 中央制御室の火災の影響軽減のための対策</p> <p>a. 中央制御室制御盤内の火災の影響軽減</p> <p>中央制御室制御盤内の火災防護対象機器等は、実証試験結果に基づく離隔距離等による分離対策、高感度煙検出設備の設置による早期の火災感知及び常駐する運転員による</p>

変更前	変更後
<p>制御室には、可搬型消火器を設置する。</p>	<p>早期の消火活動に加え、火災により中央制御室制御盤の1つの区画の安全機能がすべて喪失しても、他の区画の制御盤は機能が維持されることを確認することにより、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持ができることを確認し、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>離隔距離等による分離として、中央制御室制御盤については、安全系区分ごとに別々の盤で分離する設計とし、1つの制御盤内に複数の安全系区分のケーブルや機器を設置しているものは、安全系区分間に金属製の仕切りを設置する。ケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えない金属外装ケーブル、耐熱ビニル電線、難燃仕様のETFE電線及び難燃ケーブルを使用し、操作スイッチの離隔等により系統分離する設計とする。</p> <p>中央制御室内には、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とするとともに、火災発生時には常駐する運転員による早期の消火活動によって、異なる安全系区分への影響を軽減する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。これに加えて盤内へ高感度煙検出設備を設置する設計とする。</p> <p>火災の発生箇所の特정이困難な場合も想定し、サーモグラフィカメラ(7号機設備, 6,7号機共用)の配備によって、火災の発生箇所を特定できる設計とする。</p>

変更前	変更後
	<p>b. 中央制御室床下フリーアクセスフロアの影響軽減対策</p> <p>中央制御室の火災防護対象機器等は，運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから，中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する火災防護対象ケーブルは，互いに相違する系列の 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁による分離，又は水平距離を 6m 以上確保することが困難である。このため，中央制御室床下フリーアクセスフロアについては，下記に示す分離対策等を行い，上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>(a) 分離板等による分離</p> <p>中央制御室床下フリーアクセスフロアに敷設する互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルについては，非安全系ケーブルも含めて 1 時間以上の耐火能力を有する分離板又は障壁で分離する設計とする。</p> <p>また，ある区分の火災防護対象ケーブルが敷設されている箇所に別区分のケーブルを敷設する場合は，1 時間以上の耐火能力を有する耐火材で覆った電線管又はトレイに敷設する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知設備</p> <p>中央制御室床下フリーアクセスフロアには，固有の信号を発する異なる 2 種類の火災感知器として，煙感知器と熱感知器を組み合わせる設計とする。これらの火災感知器は，アナログ機能を有するものとする。</p>

変更前	変更後
	<p>また、火災感知設備は、外部電源喪失時においても火災の感知が可能となるように、非常用電源から受電するとともに、火災受信機盤は中央制御室に設置し常時監視できる設計とする。火災受信機盤は、作動した火災感知器を1つずつ特定できる機能を有する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備</p> <p>中央制御室床下フリーアクセスフロアは、系統分離の観点から中央制御室からの手動操作により早期の起動が可能な中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備を設置する設計とする。</p> <p>この消火設備は、故障警報及び作動前の警報を中央制御室に発する設計とする。また、外部電源喪失時においても消火が可能となるように、非常用電源から受電する。</p> <p>c. 下部中央制御室エリアの影響軽減対策</p> <p>下部中央制御室エリアは、以下の系統分離対策等を行い、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>(a) 系統分離対策</p> <p>下部中央制御室エリアは、上部中央制御室に存在するような安全系区分Ⅰ、Ⅱが混在する制御盤、フリーアクセスフロアは存在せず、ケーブルトレイ等については、火災防護対象となる安全系区分Ⅰ、Ⅱのケーブルが分離される火災区域として設定する。</p>

変更前	変更後
	<p>また、3 時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、3 時間の耐火性能に必要なコンクリート壁等で安全系区分 I と安全系区分 II の火災区域の境界を分離する設計とする。</p> <p>(b) 火災感知設備        系統分離のために設置する消火設備を作動させるために、異なる 2 種類の火災感知器を設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。</p> <p>(c) 消火設備        下部中央制御室エリアは、自動又は中央制御室からの遠隔手動操作により早期の起動が可能な小空間固定式消火設備を設置する設計とする。</p> <p>(3) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策        原子炉格納容器内は、プラント運転中は窒素ガスが封入され、火災の発生は想定されない。窒素ガスが封入されていない期間のほとんどは原子炉が低温停止期間であるが、わずかに低温停止状態ではない期間もあることを踏まえ、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。        また、原子炉格納容器内への持込み可燃物は、持込み期間、可燃物量等、運用について保安規定に定めて、管理する。</p>

変更前	変更後
	<p>a. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等の系統分離は以下のとおり対策を行う設計とする。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等は、難燃ケーブルを使用するとともに、耐火性能を確認した電線管又は金属製の密閉ダクトの使用により火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>(b) 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、系統分離の観点から安全系区分Ⅰと安全系区分Ⅱ機器の水平距離を6m以上確保し、異なる安全系区分の機器間にある介在物（ケーブル、電磁弁）については、金属製の筐体に収納することで延焼防止対策を行う設計とする。</p> <p>(c) 原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルは、可能な限り距離的分離を図る設計とする。</p> <p>(d) 原子炉圧力容器下部においては、火災防護対象機器である起動領域モニタの核計装ケーブルを一部露出して敷設するが、火災の影響軽減の観点から、起動領域モニタはチャンネルごとに位置的分散を図って設置する設計とする。</p> <p>b. 火災感知設備については、異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能を有するものとする。</p> <p>c. 原子炉格納容器内の消火については、運転員及び初期消火要員による消火器又は消火栓を用いた速やかな消火活動により消火ができる設計とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器内点検終了後から窒素ガス置換完</p>



変更前	変更後
<p>換気系は、火災による火、熱又は煙による悪影響を、安全機能を有する構築物、系統及び機器に与えないよう、換気系ダクトには、必要に応じ熱又は煙感知器と連動する防火ダンパを設置する。</p>	<p>了までの間で原子炉格納容器内の火災が発生した場合には、火災による延焼防止の観点から窒素ガス封入作業の継続による窒息消火を行う。</p> <p>(4) 非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプに対する火災の影響軽減のための対策</p> <p>非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプについては、以下の対策を行い、上記(1)と同等の火災の影響軽減対策を講じる設計とする。</p> <p>a. 屋外開放の非常用ディーゼル発電設備軽油タンク及び燃料移送ポンプに関しては互いに相違する系列間で水平距離を6m以上確保する設計とする。</p> <p>b. 火災感知設備については、固有の信号を発する異なる2種類の火災感知器を設置する設計とする。これらの火災感知器は、アナログ機能又は非アナログ機能を有するものとする。</p> <p>c. 消火については、消火器又は移動式消火設備を用いた運転員及び初期消火要員による速やかな初期消火活動を行う設計とする。</p> <p>(5) 換気設備に対する火災の影響軽減のための対策</p> <p>火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画に関連する換気設備には、他の火災区域又は火災区画からの境界となる箇所に3時間耐火性能を有する防火ダンパを設置</p>

変更前	変更後
<p data-bbox="255 304 1077 384">制御室の換気系について、建築基準法により専用の排煙設備を設ける場合には、これに従う。</p> <p data-bbox="284 1219 884 1251">油タンクにはベント管を設け屋外にベントする。</p>	<p data-bbox="1218 304 1424 336">する設計とする。</p> <p data-bbox="1218 352 1984 432">換気設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き難燃性のものを使用する設計とする。</p> <p data-bbox="1180 496 1749 528">(6) 煙に対する火災の影響軽減のための対策</p> <p data-bbox="1218 544 1984 671">運転員が常駐する中央制御室には、火災発生時の煙を排気するため、建築基準法に準拠した容量の排煙設備を設置する設計とする。</p> <p data-bbox="1218 687 1984 959">火災防護上重要な機器等を設置する火災区域又は火災区画のうち、電気ケーブルや引火性液体が密集する火災区域又は火災区画については、二酸化炭素消火設備、小空間固定式消火設備又は中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備による早期の消火により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排気は不要である。</p> <p data-bbox="1218 975 1984 1102">なお、引火性液体が密集する非常用ディーゼル発電設備軽油タンクは、屋外に設置されるため、煙が大気に放出されることから、排煙設備を設置しない設計とする。</p> <p data-bbox="1180 1166 1834 1198">(7) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策</p> <p data-bbox="1218 1214 1984 1342">火災区域又は火災区画に設置される油タンクは、換気空調設備による排気又はベント管により屋外に排気する設計とする。</p> <p data-bbox="1180 1406 1917 1437">(8) ケーブル処理室に対する火災の影響軽減のための対策</p>

変更前	変更後
<p>電気ケーブルや引火性液体の密集区域には、万一の火災による煙を処理できる様に配慮する。なお、煙の処理は火災鎮火後、通常換気系を期待するものとし、特別な配慮は行わないものとする。</p>	<p>ケーブル処理室の最も分離距離を確保しなければならない蓋なしの動力ケーブルトレイ間は、互いに相違する系列間を水平方向 0.9m, 垂直方向 1.5m の最小離隔距離を確保する設計とする。最小離隔距離を確保できない場合は、隔壁等で分離する設計とする。</p> <p>1.3.2 原子炉の安全確保</p> <p>(1) 原子炉の安全停止対策</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計</p> <p>発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災が発生した火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止が達成できる設計とする。</p> <p>b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計</p> <p>発電用原子炉施設内の火災によって運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生した場合に、「発電用軽水型原</p>

変更前	変更後
<p>火災の影響評価により、火災区域から隣接区域への影響を、耐火壁又は隔壁、間隔及び消火装置の効果を加味して評価し、その結果により必要な対策を施すものとする。</p> <p>火災区域が全て開口の無い躯体で囲まれている場合は耐火壁のみによる隣接区域への影響の軽減効果を評価する。</p> <p>耐火壁の耐火能力は、耐火壁で仕切られる各火災区域における、想定火災に基づく耐火要求時間より定める。</p> <p>なお、耐火要求時間が2時間を超える場合には、固定式消火設備による軽減効果に期待する。</p> <p>火災区域が全て耐火壁で囲まれていない場合は、隔壁及び間隔による隣接区域への影響の軽減効果を評価する。</p> <p>想定火災が隣接区域に存在する異区分の安全系機器の機能を阻害するか、又は隣接区域の可燃物により、周辺に延焼拡大するおそれのある場合には、必要に応じて躯体の開口部を防火又は耐火構造とする。</p>	<p>子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定しても、制御盤間の離隔距離、盤内の延焼防止対策又は現場操作によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止、低温停止を達成できる設計とする。</p> <p>(2) 火災の影響評価</p> <p>a. 火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定した設計に対する評価</p> <p>設備等の設置状況を踏まえた可燃性物質の量等を基に想定される発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持できることを、以下に示す火災影響評価により確認する。</p> <p>(a) 隣接する火災区域又は火災区画に影響を与えない場合</p> <p>当該火災区域又は火災区画に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。</p>

変更前	変更後
	<p>(b) 隣接する火災区域又は火災区画に影響を与える場合 当該火災区域又は火災区画と隣接火災区域又は火災区画の 2 区画内の火災防護対象機器等の有無の組み合わせに応じて、火災区域又は火災区画内に設置される不燃性材料で構成される構築物、系統及び機器を除く全機器の機能喪失を想定しても、原子炉の高温停止及び低温停止の達成、維持が可能であることを確認する。</p> <p>b. 設計基準事故等に対処するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故に対処するための機器に対し単一故障を想定しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の高温停止及び低温停止を達成できることを火災影響評価により確認する。</p>
—	<p>2. 設備の共用 消火系のうち電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ及びろ過水タンクは、5号機、6号機及び7号機で共用とするが、各号機に必要な容量をそれぞれ確保するとともに、号機間の接続部の</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>弁を閉操作することにより隔離できる設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>消火系のうち小空間固定式消火設備の一部、5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備、消火器の一部、移動式消火設備及び消火栓の一部は、6号機及び7号機で共用とするが、共用対象号機内で共通の火災区域又は火災区画において火災が発生した場合の消火に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>消火系のうちアナログ式の煙感知器の一部、アナログ式の熱感知器の一部、非アナログ式の炎感知器の一部、光ファイバケーブル式熱感知器の一部、熱感知カメラの一部、非アナログ式の防爆型熱感知器の一部及び火災受信機盤の一部は、6号機及び7号機で共用とするが、共用対象号機内で共通の火災区域又は火災区画において火災を監視、早期に感知するために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>消火系のうち防火扉等は6号機及び7号機で共用とするが、共用対象号機内で共通の対象を防護するために必要な耐火能力を有する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p> <p>火災防護設備のうち蓄電池を内蔵する照明器具の一部は、6号機及び7号機で共用とするが、移動及び消火設備の操作を行うために必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。</p>
<p>3. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表 1 火災防護</p>	<p>3. 主要対象設備 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表 1 火災防護</p>

変更前	変更後
設備の主要設備リスト」に示す。	設備の主要設備リスト」に示す。

表1 火災防護設備の主要設備リスト (1/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
火災区域構造物及び火災区画構造物	—	—	—	—	—	—	原子炉建屋	C	—	—	—	
							タービン建屋	C	—	—	—	
							コントロール建屋	C	—	—	—	
							廃棄物処理建屋	C	—	—	—	
							*4 5号機原子炉建屋内緊急時対策所	—	—	—	—	
							トレンチエリア	C	—	—	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (2/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	消火系	ポンプ		—			電動機駆動消火ポンプ (5号機設備, 6,7号機共用)	C	Non		—	
							ディーゼル駆動消火ポンプ (5号機設備, 6,7号機共用)	C	Non <sup>*2</sup> 火力技術基準 <sup>*3</sup>		—	
	所内用水系	容器			—			ろ過水タンク (5号機設備, 6,7号機共用)	C	クラス3		—
								 用 二酸化炭素ポンベ	C-2	クラス3		—
								 用 二酸化炭素ポンベ	C-2	クラス3		—

表1 火災防護設備の主要設備リスト (3/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	TCW ポンプ・熱交換器室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							T/A B2F ケーブル (I) (III)・配管トレンチ用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							T/A B2F ケーブル (II)・配管トレンチ用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> 用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (4/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

K6 ① II R0

表1 火災防護設備の主要設備リスト (5/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							HCU室(西側)用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							HCU室(東側)用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							HPACポンプ室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							RIP・CRD取扱装置制御室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (6/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	CRD モータ試験室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							TIP 駆動装置現場制御盤室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							RIP-ASD(A)(B)(E)(F)(H)室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 80px; height: 15px;"></span> 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							非管理区域入口室 (R/B 1F 北) 用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							電気ペネ室 (R/B 1F 東) 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (7/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	FCS再結合装置室用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							非管理区域入口室(R/B 1F 南)用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							SLC・電気ペネ室用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							MSIV搬出入用機器ハッチ室用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							IA・HPINペネ室用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (8/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							電気ペネ室 (R/B 2F 北) 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							電気ペネ室 (R/B 2F 南) 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							ASD 出力トランス (D) (J) 室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (9/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							ASD出力トランス(A)(F)室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							SGTS室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							北側FMCRD制御盤室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							DG(B)/Z送風機室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							南側FMCRD制御盤室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	





表1 火災防護設備の主要設備リスト (11/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							A系HPIN窒素ガスポンベラック・ RCW(A)サージタンク室, AMバッテリー室用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							□用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							RIP点検室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							B系HPIN窒素ガスポンベラック・ RCW(B)サージタンク室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機HECW(A)(C)冷凍機室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (12/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	6号機 HECW(B) (D) 冷凍機室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機常用バッテリー (250V・48V) 室用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機 C/B 常用電気品区域送・排風機室用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機 C/B 計測制御電源盤区域(C)送風機室用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機 C/B 計測制御電源盤区域(A) 送・排風機室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (13/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消 火 設 備	ハロゲン化物消火系	容 器	—	—	—	—	6号機C/B計測制御電源盤区域(C) 排風機室用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							非管理区域アクセス通路(C/B B1F)用 ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機常用ケーブル処理室用 ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機区分Iケーブル処理室用 ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機区分IIケーブル処理室用 ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機区分IIIケーブル処理室用 ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (14/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消 火 設 備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	6号機ダクトスペース (C-3-7) 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機中央制御室再循環フィルタ装置室用 ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機中央制御室送・排風機室用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機ケーブル処理室 (C-4-2) 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							パイプスペース (R-1-29) 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R/B~C/B区分I トレンチ用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (15/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	6号機常用電気品室, 6号機常用バッテリー(250V)室, R/B~C/B区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅳトレンチ用 ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機下部中央制御室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機プロセス計算機室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機計算機用トランス室用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							*4 7号機C/B計測制御電源盤区域(B)送風機室用 ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	—	—	—	—	
							*4 使用済樹脂デカントポンプ室用ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	—	—	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (16/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消 火 設 備	ハロゲン化物消火系	容 器	—	—	—	—	*4 7号機, 6号機復水移送ポンプ室用 ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	—	—	—	—	
							RW/B 地下3階通路用ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	C-2	クラス3	—		
							*4 配管室 (RW/B B2F 北東), 配管室 (RW/B B1F 北西) 用 ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	—	—	—		
							*4 RW/B 地下1階通路(B)用ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	—	—	—		
							*4 RW 電気品室用ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	—	—	—		
							*4 6号機, 7号機 MG 電気品室用ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	—	—	—		

表1 火災防護設備の主要設備リスト (17/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器		—				*4 RW/B～C/B間クリーンアクセス通路用 ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	—	—	—	—
								6号機C/B計測制御電源盤区域(B)送・排風機室用 ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	C-2	クラス3	—	
								*4 6号機HNCW冷凍機室用ハロゲン化物ポンベ (6,7号機共用)	—	—	—	
								*4 配管室(R/B B3F北西)用ハロゲン化物ポンベ (7号機設備, 6,7号機共用)	—	—	—	
								*4 配管室・連絡トレンチ(R-B2F-21)用 ハロゲン化物ポンベ (7号機設備, 6,7号機共用)	—	—	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (18/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器					SLC ポンプ(A) 局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—		
							SLC ポンプ(B) 局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—		
							CRD ポンプ(A) 局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—		
							CRD ポンプ(B) 局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—		

表1 火災防護設備の主要設備リスト (19/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	MCC 6A-2-1 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							MCC 6B-2-1 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							MCC 6SB-1 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							MCC 6S 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							CUW FPC F/D 盤用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (20/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-B3F-①-1 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-①-2 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-①-3 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-②-1 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-②-2 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-②-3 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (21/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-B3F-③-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-③-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-③-3 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-④-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-④-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-⑤-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (22/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-B3F-⑤-2 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-⑤-3 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-①-1 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-①-2 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-①-3 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-1 用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (23/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-B2F-②-2用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-3用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-4用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-5用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-6用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-7用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (24/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-B2F-③-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-③-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-③-3 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-④-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-④-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑤-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (25/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-B2F-⑤-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑤-3 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑥-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑥-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑦-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑦-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (26/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-B1F-①-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-①-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-①-3 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-②-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-②-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-②-3 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (27/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-B1F-③-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-③-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-④-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-④-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-④-3 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-④-4 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (28/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-B1F-④-5 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑤-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑤-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑤-3 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑥-1 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑥-2 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (29/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-1F-①-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-①-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-①-3用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-①-4用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-②-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-②-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (30/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-1F-②-3用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-②-4用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-②-5用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-③-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-③-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-③-3用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (31/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-1F-③-4用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-③-5用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-④-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-④-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-④-3用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-④-4用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (32/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-2F-①-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-①-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-①-3用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-3用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (33/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-2F-②-4用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-5用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-6用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-③-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-③-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-①-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (34/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-3F-①-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-①-3用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-①-4用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-①-5用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							C-1F-①-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							C-1F-①-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (35/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	C-1F-②-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							C-1F-②-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							C-1F-②-3用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-3用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (36/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-1F-⑤-4用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-5用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-6用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-7用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-④-1用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-④-2用ハロゲン化物ポンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (37/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	R-2F-④-3用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-④-4用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-②-1用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-②-2用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-②-3用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備 (NON) 用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (38/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器	—	—	—	—	中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備（区分Ⅰ）用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備（区分Ⅱ）用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備（区分Ⅲ）用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備（区分Ⅳ）用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備（SA（Ⅰ））用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備（SA（Ⅱ））用ハロゲン化物ボンベ	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (39/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	容器		—			*4 A系計装用電源室用ハロゲン化物ポンベ (7号機設備, 6,7号機共用)	—	—	—	—	
							*4 階段室 (An/A 3F 北西) 前室用ハロゲン化物ポンベ (7号機設備, 6,7号機共用)	—	—	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (40/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	消火系	主配管	—	—	—	—	No. 3, 4 ろ過水タンク (山側ノズル) ～ 電動機駆動消火ポンプ (5号機設備, 6, 7号機共用)	C	クラス3	—	—	
							No. 3, 4 ろ過水タンク (海側ノズル) ～ ディーゼル駆動消火ポンプ 5A, ディーゼル駆動消火ポンプ 5B (5号機設備, 6, 7号機共用)	C	クラス3	—	—	
							給水建屋内分岐点 (ポンプ吸込側) ～ 大湊側 D/D ポンプ建屋内分岐点 (5号機設備, 6, 7号機共用)	C	クラス3	—	—	
							ディーゼル駆動消火ポンプ 5A, ディーゼル駆動消火ポンプ 5B ～ U43-F023 (5号機設備, 6, 7号機共用)	C	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (41/92)


設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	消火系	主配管	—	—	—	—	電動機駆動消火ポンプ ～ U43-F023 (5号機設備, 6,7号機共用)	C	クラス3	—	—	
							給水建屋内分岐点 (ポンプ吐出側) ～ U43-F069 及び U43-F096 (5号機設備, 6,7号機共用)	C	クラス3	—	—	
							5号機原子炉建屋供給ライン分岐点 ～ 5号機 U43-F051 (5号機設備, 6,7号機共用)	*4	—	—	—	
							トレンチ内第1分岐点 (U43-F022) ～ 廃棄物処理建屋西側分岐点 (6,7号機共用)	C	クラス3	—	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (42/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	消火系	主配管	—	—	—	—	トレンチ内第2分岐点 (U43-F024) ～ トレンチ内第3分岐点 (U43-F024) (6,7号機共用)	C	クラス3	—	—	
							U43-F052 ～ U43-F029 (6,7号機共用)	C	クラス3	—	—	
							U43-F069 ～ U43-F051 (7号機設備, 6,7号機共用)	C	クラス3	—	—	
							U43-F051 ～ U43-F052 (7号機設備, 6,7号機共用)	C	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (43/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	消火系	主配管						6号機原子炉建屋供給ライン分岐点 ～ 6号機原子炉建屋内第1分岐点	C	クラス3	—	
								6号機タービン建屋供給ライン分岐点 ～ 6号機タービン建屋内第1分岐点	C	クラス3	—	
								 用 二酸化炭素ポンベ ～ U43-ESV-2	C-2	クラス3	—	
								U43-ESV-2 ～ 	C-2	クラス3	—	
								 供給ライン分岐点 ～ 	C-2	クラス3	—	

K6 ① II R0

表1 火災防護設備の主要設備リスト (44/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	消火系	主配管					<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> 供給ライン分岐点 ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div>	C-2	クラス3	—		
							<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 供給ライン分岐点 ~ <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block; margin: 0 auto;"></div>	C-2	クラス3	—		
							<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 用 二酸化炭素ポンベ ~ U43-ESV-1	C-2	クラス3	—		
							U43-ESV-1 ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div>	C-2	クラス3	—		
							<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 供給ライン分岐点 ~ <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 15px; display: inline-block; margin: 0 auto;"></div>	C-2	クラス3	—		

表1 火災防護設備の主要設備リスト (45/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消 火 設 備	ハロゲン化物消火系	主配管		—			TCW ポンプ・熱交換器室用 ハロゲン化物ポンベ ～ TCW ポンプ・熱交換器室	C-2	クラス3	—		
							[Redacted]用 ハロゲン化物ポンベ ～ [Redacted]	C-2	クラス3	—		
							T/A B2F ケーブル (I) (III)・配管トレンチ用 ハロゲン化物ポンベ ～ T/A B2F ケーブル (I) (III)・配管トレンチ	C-2	クラス3	—		
							T/A B2F ケーブル (II)・配管トレンチ用 ハロゲン化物ポンベ ～ T/A B2F ケーブル (II)・配管トレンチ	C-2	クラス3	—		
							[Redacted]用 ハロゲン化物ポンベ ～ [Redacted]	C-2	クラス3	—		
							[Redacted]用 ハロゲン化物ポンベ ～ [Redacted]	C-2	クラス3	—		
							[Redacted]用 ハロゲン化物ポンベ ～ [Redacted]	C-2	クラス3	—		

表1 火災防護設備の主要設備リスト (46/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div>	C-2	クラス3	—	—	

K6 ① II R0

表1 火災防護設備の主要設備リスト (47/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	C-2	クラス3	—	—	
							HCU室(西側)用ハロゲン化物ポンベ ~ HCU室(西側)	C-2	クラス3	—	—	
							HCU室(東側)用ハロゲン化物ポンベ ~ HCU室(東側)	C-2	クラス3	—	—	
							HPACポンプ室用ハロゲン化物ポンベ ~ HPACポンプ室	C-2	クラス3	—	—	
							RIP・CRD取扱装置制御室用ハロゲン化物ポンベ ~ RIP・CRD取扱装置制御室	C-2	クラス3	—	—	



表 1 火災防護設備の主要設備リスト (49/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	FCS 再結合装置室用ハロゲン化物ポンベ ～ FCS 再結合装置室	C-2	クラス3	—	—	
							非管理区域入口室 (R/B 1F 南) 用 ハロゲン化物ポンベ ～ 非管理区域入口室 (R/B 1F 南)	C-2	クラス3	—	—	
							SLC・電気ペネ室用ハロゲン化物ポンベ ～ SLC・電気ペネ室	C-2	クラス3	—	—	
							MSIV 搬出入用機器ハッチ室用ハロゲン化物ポンベ ～ MSIV 搬出入用機器ハッチ室	C-2	クラス3	—	—	
							IA・HPIN ペネ室用ハロゲン化物ポンベ ～ IA・HPIN ペネ室	C-2	クラス3	—	—	
							□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ポンベ ～ □□□□□□□□□□	C-2	クラス3	—	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (50/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	C-2	クラス3	—	—	
							電気ペネ室 (R/B 2F 北) 用ハロゲン化物ポンベ ~ 電気ペネ室 (R/B 2F 北)	C-2	クラス3	—	—	
							電気ペネ室 (R/B 2F 南) 用ハロゲン化物ポンベ ~ 電気ペネ室 (R/B 2F 南)	C-2	クラス3	—	—	
							ASD 出力トランス (D) (J) 室用ハロゲン化物ポンベ ~ ASD 出力トランス (D) (J) 室	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	C-2	クラス3	—	—	
							<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (51/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管					<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 用ハロゲン化物ポンベ ~ <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	C-2	クラス3	—		
							ASD 出力トランス(A)(F)室用ハロゲン化物ポンベ ~ ASD 出力トランス(A)(F)	C-2	クラス3	—		
							SGTS 室用ハロゲン化物ポンベ ~ SGTS 室	C-2	クラス3	—		
							北側 FMCRD 制御盤室用ハロゲン化物ポンベ ~ 北側 FMCRD 制御盤室	C-2	クラス3	—		
							DG(B)/Z 送風機室用ハロゲン化物ポンベ ~ DG(B)/Z 送風機室	C-2	クラス3	—		
							南側 FMCRD 制御盤室用ハロゲン化物ポンベ ~ 南側 FMCRD 制御盤室	C-2	クラス3	—		



表1 火災防護設備の主要設備リスト (53/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	6U53-F811-17-S3 ~ [ ]	C-2	クラス3	—	—	
							[ ]用ハロゲン化物ポンベ ~ [ ]	C-2	クラス3	—	—	
							RIP-ASD(C)(D)(G)(J)(K)室用ハロゲン化物ポンベ ~ RIP-ASD(C)(D)(G)(J)(K)室	C-2	クラス3	—	—	
							[ ]用ハロゲン化物ポンベ ~ [ ]	C-2	クラス3	—	—	
							A系HPIN窒素ガスポンベラック・ RCW(A)サージタンク室, AMバッテリー室用 ハロゲン化物ポンベ ~ A系HPIN窒素ガスポンベラック・ RCW(A)サージタンク室, AMバッテリー室	C-2	クラス3	—	—	
							[ ]用ハロゲン化物ポンベ ~ [ ]	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (54/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	RIP点検室用ハロゲン化物ポンベ ～ RIP点検室	C-2	クラス3	—	—	
							B系HPIN窒素ガスポンベラック・ RCW(B)サージタンク室用ハロゲン化物ポンベ ～ B系HPIN窒素ガスポンベラック・ RCW(B)サージタンク室	C-2	クラス3	—	—	
							6号機HECW(A)(C)冷凍機室用ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機HECW(A)(C)冷凍機室	C-2	クラス3	—	—	
							6号機HECW(B)(D)冷凍機室用ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機HECW(B)(D)冷凍機室	C-2	クラス3	—	—	
							6号機常用バッテリー(250V・48V)室用 ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機常用バッテリー(250V・48V)室	C-2	クラス3	—	—	
							6号機C/B常用電気品区域送・排風機室用 ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機C/B常用電気品区域送・排風機室	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (55/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	6号機C/B計測制御電源盤区域(C)送風機室用 ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機C/B計測制御電源盤区域(C)送風機室	C-2	クラス3	—	—	
							[Redacted]用 ハロゲン化物ポンベ ～ 6U53-F831-8-S1, S2, S3, S4	C-2	クラス3	—	—	
							6U53-F831-8-S1 ～ [Redacted]	C-2	クラス3	—	—	
							6U53-F831-8-S2 ～ [Redacted]	C-2	クラス3	—	—	
							6U53-F831-8-S3 ～ [Redacted]	C-2	クラス3	—	—	
							6U53-F831-8-S4 ～ [Redacted]	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (56/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消 火 設 備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	6号機 C/B 計測制御電源盤区域(A)送・排風機室用 ハロゲン化物ボンベ ～ 6号機 C/B 計測制御電源盤区域(A)送・排風機室	C-2	クラス3	—	—	
							6号機 C/B 計測制御電源盤区域(C)排風機室用 ハロゲン化物ボンベ ～ 6号機 C/B 計測制御電源盤区域(C)排風機室	C-2	クラス3	—	—	
							非管理区域アクセス通路 (C/B B1F) 用 ハロゲン化物ボンベ ～ 非管理区域アクセス通路 (C/B B1F)	C-2	クラス3	—	—	
							6号機常用ケーブル処理室用ハロゲン化物ボンベ ～ 6号機常用ケーブル処理室	C-2	クラス3	—	—	
							6号機区分Ⅰケーブル処理室用ハロゲン化物ボンベ ～ 6号機区分Ⅰケーブル処理室	C-2	クラス3	—	—	
							6号機区分Ⅱケーブル処理室用ハロゲン化物ボンベ ～ 6号機区分Ⅱケーブル処理室	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (57/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管					6号機区分Ⅲケーブル処理室用ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機区分Ⅲケーブル処理室	C-2	クラス3	—		
							6号機ダクトスペース (C-3-7) 用ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機ダクトスペース (C-3-7)	C-2	クラス3	—		
							6号機中央制御室再循環フィルタ装置室用 ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機中央制御室再循環フィルタ装置室	C-2	クラス3	—		
							6号機中央制御室送・排風機室用ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機中央制御室送・排風機室	C-2	クラス3	—		
							6号機ケーブル処理室 (C-4-2) 用ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機ケーブル処理室 (C-4-2)	C-2	クラス3	—		
							パイプスペース (R-1-29) 用ハロゲン化物ポンベ ～ パイプスペース (R-1-29)	C-2	クラス3	—		



表1 火災防護設備の主要設備リスト (58/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R/B～C/B 区分Ⅰ トレンチ用ハロゲン化物ポンベ ～ R/B～C/B 区分Ⅰ トレンチ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機常用電気品室, 6号機常用バッテリー(250V)室, R/B～C/B 区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ トレンチ用 ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機常用電気品室, 6号機常用バッテリー(250V)室, 6U53-F831-1-S1, 6U53-F831-22-S1	C-2	クラス3	—	—	
							6U53-F831-1-S1 ～ 6号機常用電気品室	C-2	クラス3	—	—	
							6U53-F831-22-S1 ～ R/B～C/B 区分Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ トレンチ	C-2	クラス3	—	—	
							6号機下部中央制御室用ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機下部中央制御室	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (59/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管						6号機プロセス計算機室用ハロゲン化物ボンベ ～ 6号機プロセス計算機室	C-2	クラス3	—	
								6号機計算機用トランス室用ハロゲン化物ボンベ ～ 6号機計算機用トランス室	C-2	クラス3	—	
								7号機C/B計測制御電源盤区域(B)送風機室用 ハロゲン化物ボンベ ～ 7号機C/B計測制御電源盤区域(B)送風機室 (6,7号機共用)		—	—	
								使用済樹脂デカントポンプ室用ハロゲン化物ボンベ ～ 使用済樹脂デカントポンプ室 (6,7号機共用)		—	—	
								7号機, 6号機復水移送ポンプ室用 ハロゲン化物ボンベ ～ 7号機, 6号機復水移送ポンプ室 (6,7号機共用)		—	—	
								RW/B地下3階通路用ハロゲン化物ボンベ ～ RW/B地下3階通路 (6,7号機共用)	C-2	クラス3	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (60/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	*4 配管室 (RW/B B2F 北東), 配管室 (RW/B B1F 北西) 用ハロゲン化物ポンペ ～ 分岐点 (T6) (6, 7号機共用)	—	—	—	—	
							*4 分岐点 (T333) ～ 配管室 (RW/B B2F 北東) (6, 7号機共用)	—	—	—	—	
							*4 分岐点 (T6) ～ 配管室 (RW/B B1F 北西) (6, 7号機共用)	—	—	—	—	
							*4 RW/B 地下1階通路(B)用ハロゲン化物ポンペ ～ RW/B 地下1階通路(B) (6, 7号機共用)	—	—	—	—	
							*4 RW 電気品室用ハロゲン化物ポンペ ～ RW 電気品室 (6, 7号機共用)	—	—	—	—	
							*4 6号機, 7号機 MG 電気品室用ハロゲン化物ポンペ ～ 6号機, 7号機 MG 電気品室 (6, 7号機共用)	—	—	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (61/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後												
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1								
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス							
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管													RW/B～C/B 間クリーンアクセス通路用 ハロゲン化物ポンベ ～ RW/B～C/B 間クリーンアクセス通路 (6,7号機共用) <sup style="float:right">*4</sup>	—	—	—	—
															6号機 C/B 計測制御電源盤区域(B)送・排風機室用 ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機 C/B 計測制御電源盤区域(B)送・排風機室 (6,7号機共用) <sup style="float:right">*4</sup>	C-2	クラス3	—	—
															6号機 HNCW 冷凍機室用ハロゲン化物ポンベ ～ 6号機 HNCW 冷凍機室 (6,7号機共用) <sup style="float:right">*4</sup>	—	—	—	—
															配管室 (R/B B3F 北西) 用ハロゲン化物ポンベ ～ 配管室 (R/B B3F 北西) (7号機設備, 6,7号機共用) <sup style="float:right">*4</sup>	—	—	—	—
															配管室・連絡トレンチ (R-B2F-21) 用 ハロゲン化物ポンベ ～ 配管室・連絡トレンチ (R-B2F-21) (7号機設備, 6,7号機共用) <sup style="float:right">*4</sup>	—	—	—	—

表1 火災防護設備の主要設備リスト (62/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	SLCポンプ(A)局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ ～ SLC(A)噴射ヘッド4	C-2	クラス3	—	—	
							SLC(A)分岐点1 ～ SLC(A)噴射ヘッド1	C-2	クラス3	—	—	
							SLC(A)分岐点2 ～ SLC(A)噴射ヘッド2	C-2	クラス3	—	—	
							SLC(A)分岐点3 ～ SLC(A)噴射ヘッド3	C-2	クラス3	—	—	
							SLCポンプ(B)局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ ～ SLC(B)噴射ヘッド4	C-2	クラス3	—	—	
							SLC(B)分岐点1 ～ SLC(B)噴射ヘッド1	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (63/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消 火 設 備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	SLC(B)分岐点2 ～ SLC(B)噴射ヘッド2	C-2	クラス3	—	—	
							SLC(B)分岐点3 ～ SLC(B)噴射ヘッド3	C-2	クラス3	—	—	
							CRDポンプ(A)局所消火設備用ハロゲン化物ポンペ ～ CRD(A)分岐点1	C-2	クラス3	—	—	
							CRD(A)分岐点1 ～ CRD(A)噴射ヘッド2	C-2	クラス3	—	—	
							CRD(A)分岐点2 ～ CRD(A)噴射ヘッド1	C-2	クラス3	—	—	
							CRD(A)分岐点1 ～ CRD(A)噴射ヘッド4	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (64/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管		—			CRD(A)分岐点3 ～ CRD(A)噴射ヘッド3	C-2	クラス3	—		
							CRDポンプ(B)局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ ～ CRD(B)噴射ヘッド4	C-2	クラス3	—		
							CRD(B)分岐点1 ～ CRD(B)噴射ヘッド1	C-2	クラス3	—		
							CRD(B)分岐点2 ～ CRD(B)噴射ヘッド2	C-2	クラス3	—		
							CRD(B)分岐点3 ～ CRD(B)噴射ヘッド3	C-2	クラス3	—		

表1 火災防護設備の主要設備リスト (65/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管						MCC 6A-2-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ MCC 盤 6A-2-1	C-2	クラス3	—	
								MCC 6B-2-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ MCC 盤 6B-2-1	C-2	クラス3	—	
								MCC 6SB-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ MCC 盤 6SB-1	C-2	クラス3	—	
								MCC 6S 用ハロゲン化物ポンベ ～ MCC 盤 6S	C-2	クラス3	—	
								CUW FPC F/D 盤用ハロゲン化物ポンベ ～ CUW FPC F/D 盤	C-2	クラス3	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (66/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-B3F-①-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-①-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-①-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-①-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-①-3 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-①-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-②-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-②-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-②-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-②-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-②-3 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-②-3	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (67/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-B3F-③-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-③-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-③-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-③-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-③-3 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-③-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-④-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-④-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-④-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-④-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-⑤-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-⑤-1	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (68/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-B3F-⑤-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-⑤-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B3F-⑤-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B3F-⑤-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-①-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-①-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-①-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-①-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-①-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-①-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-②-1	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (69/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-B2F-②-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-②-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-②-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-4用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-②-4	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-5用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-②-5	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-6用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-②-6	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-②-7用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-②-7	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (70/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-B2F-③-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-③-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-③-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-③-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-③-3 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-③-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-④-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-④-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-④-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-④-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑤-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-⑤-1	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (71/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-B2F-⑤-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-⑤-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑤-3 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-⑤-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑥-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-⑥-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑥-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-⑥-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑦-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-⑦-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B2F-⑦-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B2F-⑦-2	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (72/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-B1F-①-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-①-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-①-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-①-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-①-3 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-①-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-②-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-②-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-②-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-②-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-②-3 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-②-3	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (73/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-B1F-③-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-③-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-③-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-③-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-④-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-④-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-④-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-④-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-④-3 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-④-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-④-4 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-④-4	C-2	クラス3	—	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (74/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-B1F-④-5 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-④-5	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑤-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-⑤-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑤-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-⑤-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑤-3 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-⑤-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑥-1 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-⑥-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-B1F-⑥-2 用ハロゲン化物ポンベ ～ R-B1F-⑥-2	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (75/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-1F-①-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-①-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-①-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-①-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-①-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-①-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-①-4用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-①-4	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-②-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-②-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-②-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-②-2	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (76/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-1F-②-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-②-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-②-4用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-②-4	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-②-5用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-②-5	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-③-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-③-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-③-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-③-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-③-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-③-3	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (77/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-1F-③-4用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-③-4	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-③-5用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-③-5	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-④-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-④-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-④-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-④-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-④-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-④-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-④-4用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-④-4	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (78/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-2F-①-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-①-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-①-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-①-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-①-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-①-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-②-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-②-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-②-3	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (79/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-2F-②-4用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-②-4	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-5用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-②-5	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-②-6用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-②-6	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-③-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-③-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-③-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-③-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-①-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-3F-①-1	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (80/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-3F-①-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-3F-①-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-①-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-3F-①-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-①-4用ハロゲン化物ポンベ ～ R-3F-①-4	C-2	クラス3	—	—	
							R-3F-①-5用ハロゲン化物ポンベ ～ R-3F-①-5	C-2	クラス3	—	—	
							C-1F-①-1用ハロゲン化物ポンベ ～ C-1F-①-1	C-2	クラス3	—	—	
							C-1F-①-2用ハロゲン化物ポンベ ～ C-1F-①-2	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (81/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	C-1F-②-1用ハロゲン化物ポンベ ～ C-1F-②-1	C-2	クラス3	—	—	
							C-1F-②-2用ハロゲン化物ポンベ ～ C-1F-②-2	C-2	クラス3	—	—	
							C-1F-②-3用ハロゲン化物ポンベ ～ C-1F-②-3	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-⑤-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-⑤-2	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-⑤-3	C-2	クラス3	—	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (82/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	R-1F-⑤-4用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-⑤-4	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-5用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-⑤-5	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-6用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-⑤-6	C-2	クラス3	—	—	
							R-1F-⑤-7用ハロゲン化物ポンベ ～ R-1F-⑤-7	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-④-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-④-1	C-2	クラス3	—	—	
							R-2F-④-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-④-2	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (83/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管			—		R-2F-④-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-④-3	C-2	クラス3	—		
							R-2F-④-4用ハロゲン化物ポンベ ～ R-2F-④-4	C-2	クラス3	—		
							R-3F-②-1用ハロゲン化物ポンベ ～ R-3F-②-1	C-2	クラス3	—		
							R-3F-②-2用ハロゲン化物ポンベ ～ R-3F-②-2	C-2	クラス3	—		
							R-3F-②-3用ハロゲン化物ポンベ ～ R-3F-②-3	C-2	クラス3	—		

表1 火災防護設備の主要設備リスト (84/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管			—		中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備 (NON) 用ハロゲン化物ボンベ ～ 東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—		
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—		
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点, 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン1分岐点 及び西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—		
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス3	—		
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン2分岐点 及び西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン3分岐点	C-2	クラス3	—		
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン1分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス3	—		

表1 火災防護設備の主要設備リスト (85/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 2 分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス 3	—	—	
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 3 分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス 3	—	—	
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 1 分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 4 分岐点 及び西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 7 分岐点	C-2	クラス 3	—	—	
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 4 分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス 3	—	—	
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 5 分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス 3	—	—	
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 6 分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス 3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (86/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン7分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 及び東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン1分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン2分岐点 ～ 東側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン1分岐点 ～ 東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン4分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン3分岐点 ～ 東側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (87/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 4 分岐点 ～ 東側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス 3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス 3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン 1 分岐点 ～ 東側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス 3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 PCPS 区分 NON エリア	C-2	クラス 3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備 (区分 I) 用ハロゲン化物ポンペ ～ <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス 3	—	—	
							<input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス 3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (88/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—				西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—		
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 I エリア					
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 PCPS 区分 I エリア					
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備（区分Ⅱ）用ハロゲン化物ボンベ ～ <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点					
							<input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 及び東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点					
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点					

表1 火災防護設備の主要設備リスト (89/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 PCPS 区分Ⅱエリア	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 及び東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン1分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 PCPS 区分Ⅱエリア	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン1分岐点 ～ 東側 PCPS 区分Ⅱエリア	C-2	クラス3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備（区分Ⅲ）用ハロゲン化物ポンペ ～ <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							<input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 及び東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—	—	



表1 火災防護設備の主要設備リスト (90/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 PCPS 区分Ⅲエリア	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 PCPS 区分Ⅲエリア	C-2	クラス3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備（区分Ⅳ）用ハロゲン化物ボンベ ～ <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							<input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 PCPS 区分Ⅳエリア	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 PCPS 区分Ⅳエリア	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (91/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消火設備	ハロゲン化物消火系	主配管	—	—	—	—	中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備 (SA (I)) 用ハロゲン化物ポンペ ～ <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							<input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ PCPS 区分 SA (I) エリア	C-2	クラス3	—	—	
							中央制御室床下フリーアクセスフロア 消火設備 (SA (II)) 用ハロゲン化物ポンペ ～ <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							<input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 及び東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点	C-2	クラス3	—	—	
							西側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 西側 PCPS 区分 SA (II) エリア	C-2	クラス3	—	—	
							東側 <input type="checkbox"/> 供給ライン分岐点 ～ 東側 PCPS 区分 SA (II) エリア	C-2	クラス3	—	—	

表1 火災防護設備の主要設備リスト (92/92)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1		名称	設計基準対象施設*1		重大事故等対処施設*1	
				耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
消 火 設 備	ハロゲン 化物 消 火 系	主 配 管		—			*4 A系計装用電源室用ハロゲン化物ポンベ ～ A系計装用電源室 (7号機設備, 6,7号機共用)	—	—	—	—	
							*4 階段室 (An/A 3F 北西) 前室用ハロゲン化物ポンベ ～ 階段室 (An/A 3F 北西) 前室 (7号機設備, 6,7号機共用)	—	—	—		

注記\*1 : 表1に用いる略号の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針, 適用基準及び適用規格」に記載する「表1 原子炉本体の主要設備リスト」の「付表1」による。

\*2 : 消火設備における消火系ポンプのうち, ポンプを示す。

\*3 : 消火設備における消火系ポンプのうち, 原動機を示す。

\*4 : 常設耐震重要重大事故防止設備, 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備を防護する消火設備。

(2) 適用基準及び適用規格

変 更 前	変 更 後
<p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格については、以下の基準及び規格並びに、原子炉冷却系統施設、浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用火力設備の技術基準の解釈（平成25年5月17日20130507商局第2号）</li> <li>・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈（平成17年12月15日原院第5号）</li> <li>・発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針（平成19年12月27日）</li> <li>・原子力発電所の火災防護規程（J E A C 4 6 2 6 -2010）</li> <li>・原子力発電所の火災防護指針（J E A G 4 6 0 7 -2010）</li> </ul>	<p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格については、以下の基準及び規格並びに、原子炉冷却系統施設、浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す火災防護設備に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については「表1 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）</li> <li>・発電用火力設備の技術基準の解釈（平成25年5月17日20130507商局第2号）</li> <li>・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈（平成17年12月15日原院第5号）</li> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306195号）</li> <li>・発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針（平成19年12月27日）</li> <li>・原子力発電所の火災防護規程（J E A C 4 6 2 6 -2010）</li> <li>・原子力発電所の火災防護指針（J E A G 4 6 0 7 -2010）</li> <li>・J I S A 4 2 0 1 -1992 建築物等の避雷設備（避雷針）</li> <li>・J I S A 4 2 0 1 -2003 建築物等の雷保護</li> </ul>

上記のほか「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」を参照する。

表1 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）

	原子炉本体	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	蒸気タービン	原子炉冷却系統施設	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設							
									非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設 *	補機駆動用燃料設備 *	非常用取水設備	緊急時対策所
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発電用火力設備の技術基準の解釈（平成25年5月17日20130507商局第2号）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	○	—	—
発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈（平成17年12月15日原院第5号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—	—	○	○
実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（平成25年6月19日原規技発第1306195号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針（平成19年12月27日）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—	—	○	○
原子力発電所の火災防護規程（JEAC4626-2010）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
原子力発電所の火災防護指針（JEAG4607-2010）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
JIS A 4201-1992 建築物等の避雷設備（避雷針）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—		—	—	—	○
JIS A 4201-2003 建築物等の雷保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—		—	—	—	○

注記\* : 変更後のみ適用する施設

変 更 前	変 更 後
<p>第2章 個別項目</p> <p>火災防護設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号） 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）</li> <li>・ 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）</li> <li>・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号） 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号） 消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）</li> </ul> <p>・ 独立行政法人産業安全研究所技術指針 工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>火災防護設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号） 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）</li> <li>・ 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号） 高圧ガス保安法施行令（平成9年2月19日政令第20号）</li> <li>・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号） 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号） 消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号） 危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）</li> <li>・ 平成12年建設省告示第1400号（平成16年9月29日国土交通省告示第1178号による改定）</li> <li>・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成21年3月9日原子力安全委員会一部改訂）</li> <li>・ 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成13年3月29日原子力安全委員会一部改訂）</li> <li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編（J E A G 4 6 0 1・補-1984）</li> <li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1-1987）</li> <li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1-1991 追補版）</li> <li>・ J S M E S N C 1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格</li> <li>・ J I S L 1 0 9 1-1999 繊維製品の燃焼性試験方法</li> <li>・ 日本建築学会 2005年 鋼構造設計規準 一許容応力度設計法一</li> <li>・ 日本建築学会 2010年 各種合成構造設計指針・同解説</li> <li>・ 独立行政法人産業安全研究所技術指針 工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）</li> </ul>



#### 4 火災防護設備に係る工事の方法

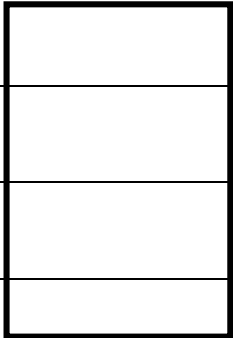
変更前	変更後
<p>火災防護設備に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」, 「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。</p>	<p>変更なし</p>




5 浸水防護施設

1 外郭浸水防護設備の名称，種類，主要寸法及び材料

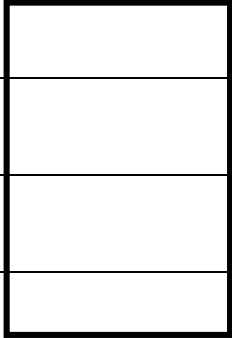
a. 取水槽閉止板

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	タービン補機冷却用海水取水槽 閉止板 1	
種	類	—		閉止板	
主 要 寸 法	た	て		mm	
	横			mm	
	厚			さ	
材			料	—	

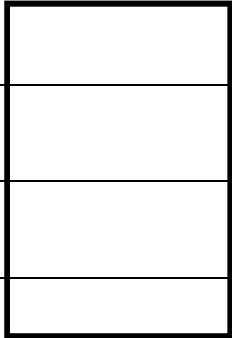
注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	タービン補機冷却用海水取水槽 閉止板 2	
種	類	—		閉止板	
主 要 寸 法	た	て		mm	
	横			mm	
	厚			さ	
材			料	—	

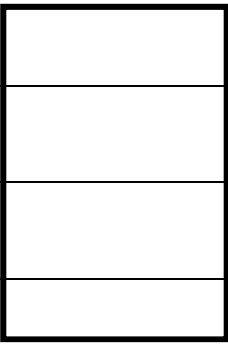
注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	補機冷却用海水取水槽(A) 閉止板	
種	類	—		閉止板	
主 要 寸 法	た	て		mm	
	横			mm	
	厚			さ	
材 料			—		

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	補機冷却用海水取水槽(B) 閉止板	
種	類	—		閉止板	
主 要 寸 法	た	て		mm	
	横			mm	
	厚			さ	
材 料			—		

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	補機冷却用海水取水槽(C) 閉止板	
種	類	—		閉止板	
主 要 寸 法	た	て		mm	
	横			mm	
	厚			さ	
材 料			—		

注記\*：公称値を示す。

2 内郭浸水防護設備に係る次の事項

(1) 防水区画構造物の名称, 種類, 主要寸法, 材料及び取付箇所

a. 水密扉

			変更前	変更後
名称			—	タービン建屋地下2階北西階段室 水密扉
種類	—	片開扉		
主要寸法	たて	mm		2040*
	横	mm		960*
材料	扉板	—		SS400
	芯材	—		SS400
取付箇所	系統名	—		—
	設置床	—		タービン建屋 T. M. S. L. -5100mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : 公称値を示す。

			変更前	変更後
名称			—	タービン補機冷却水系熱交換器・ ポンプ室 水密扉
種類	—	片開扉		
主要寸法	たて	mm		2180*
	横	mm		995*
材料	扉板	—		SS400
	芯材	—		SS400
取付箇所	系統名	—		—
	設置床	—		タービン建屋 T. M. S. L. -5100mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	C系原子炉補機冷却水系熱交換器・ ポンプ室 水密扉*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160*2
	横			mm	1060*2
材 料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	タービン建屋 T. M. S. L. -5100mm
	溢水防護上の 区 画 番 号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	建屋間連絡水密扉 (タービン建屋 地下2階~配管トレンチ)	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2020*
	横			mm	855*
材 料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	タービン建屋 T. M. S. L. -5100mm
	溢水防護上の 区 画 番 号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	建屋間連絡水密扉（タービン建屋 地下2階～廃棄物処理建屋地下3階）
種 類	—	片開扉		
主 要 寸 法	た て	mm		2120*
	横	mm		1805*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. -5100mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	循環水配管，電解鉄イオン供給装置室 水密扉 1
種 類	—	片開扉		
主 要 寸 法	た て	mm		1610*
	横	mm		900*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		—
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. -5100mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	循環水配管, 電解鉄イオン供給装置室 水密扉 2
種 類	—	片開扉		
主 要 寸 法	た て	mm		1610*
	横	mm		900*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		—
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. -5100mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地下中 2 階南西階段室 水密扉
種 類	—	片開扉		
主 要 寸 法	た て	mm		2040*
	横	mm		960*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. -1100mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地下中 2 階北西階段室 水密扉
種 類	—			片開扉
主要寸法	た て	mm		1940*
	横	mm		910*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. -1100mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系 空気圧縮機室 水密扉 1
種 類	—			片開扉
主要寸法	た て	mm		2590*
	横	mm		1875*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. -1100mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*：公称値を示す。



			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系 空気圧縮機室 水密扉 2	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2090*
	横			mm	1210*
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系	統		名	—
	設	置		床	—
	溢水防護上の 区画番号			—	
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	
			—	タービン建屋 T. M. S. L. -1100mm	
			—	—	
			—	—	

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	循環水系配管メンテナンス室 水密扉 1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	1770*
	横			mm	900*
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	—
取付箇所	系	統		名	—
	設	置		床	—
	溢水防護上の 区画番号			—	
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	
			—	タービン建屋 T. M. S. L. -1100mm	
			—	—	
			—	—	

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	循環水系配管メンテナンス室 水密扉 2	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	1770*
	横			mm	900*
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	—
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	タービン建屋 T. M. S. L. -1100mm
	溢水防護上の 区 画 番 号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	C系原子炉補機冷却海水系ポンプ室 水密扉 1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	1986*
	横			mm	891*
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	—
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢水防護上の 区 画 番 号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	C系原子炉補機冷却海水系ポンプ室 水密扉 2	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	1986*
	横			mm	891*
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	—
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢水防護上の 区 画 番 号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	B系原子炉補機冷却水系熱交換器・ ポンプ室 水密扉*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2060*2
	横			mm	1060*2
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢水防護上の 区 画 番 号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地下1階南西階段室 水密扉
種 類	—			片開扉
主 要 寸 法	た て	mm		2040*
	横	mm		960*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地下1階北階段室 水密扉
種 類	—			片開扉
主 要 寸 法	た て	mm		1986*
	横	mm		891*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		—
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地下1階北西階段室 水密扉
種 類	—			片開扉
主要寸法	た て	mm		2040*
	横			mm
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ ポンプ室 水密扉*1
種 類	—			片開扉
主要寸法	た て	mm		2060*2
	横			mm
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
種 類			—		
主要寸法	本扉	た て	mm		
		横	mm		
	くぐり戸	た て	mm		
		横	mm		
材料	本扉	扉 板	—		
		芯 材	—		
	くぐり戸	扉 板	—		
		芯 材	—		
取付箇所	系 統 名		—		
	設 置 床		—		
	溢水防護上の 区画番号		—		
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ		—		
				タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm	
				—	
				—	

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階北西階段室 水密扉
種 類	—			片開扉
主要寸法	た て	mm		2040*
	横	mm		960*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	建屋間連絡水密扉（原子炉建屋地上1階 ～タービン建屋地上1階）
種 類	—			片開扉
主要寸法	た て	mm		2040*
	横	mm		960*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	建屋間連絡水密扉（タービン建屋地上1階～5号機タービン建屋地上1階）
種 類			—		片開扉
主要寸法	本扉	た て	mm		2430*
		横	mm		2505*
	くぐり戸	た て	mm		1940*
		横	mm		1310*
材料	本扉	扉 板	—		SS400
		芯 材	—		SS400
	くぐり戸	扉 板	—		SS400
		芯 材	—		—
取付箇所	系 統 名		—		—
	設 置 床		—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号		—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ		—		—

注記\*：公称値を示す。



			変 更 前	変 更 後
名 称			—	建屋間連絡水密扉（タービン建屋 地上1階～廃棄物処理建屋地上1階）
種 類	—	片開扉		
主 要 寸 法	た て	mm		2950*
	横	mm		2385*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	サプレッションプール浄化系ポンプ, 原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器 漏洩試験用ラック室 水密扉
種 類	—	片開扉		
主 要 寸 法	た て	mm		1990*
	横	mm		900*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		—
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	原子炉隔離時冷却系ポンプ・ 蒸気タービン室 水密扉*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160*2
	横			mm	1060*2
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	高圧炉心注水系(B)ポンプ室 水密扉*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160*2
	横			mm	1360*2
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	高压炉心注水系(C)ポンプ室 水密扉*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160*2
	横			mm	1360*2
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	残留熱除去系(A)ポンプ・熱交換器室 水密扉*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160*2
	横			mm	1060*2
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	残留熱除去系 (B) ポンプ・熱交換器室 水密扉*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160*2
	横			mm	1060*2
材 料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	残留熱除去系 (C) ポンプ・熱交換器室 水密扉*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160*2
	横			mm	1060*2
材 料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 1*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160*2
	横			mm	1060*2
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒駆動機構マスターコントロール室 水密扉 2*1	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160*2
	横			mm	1060*2
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 1* <sup>1</sup>	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160* <sup>2</sup>
	横			mm	1060* <sup>2</sup>
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密扉 2* <sup>1</sup>	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2160* <sup>2</sup>
	横			mm	1060* <sup>2</sup>
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -8200mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	高圧代替注水系ポンプ室 水密扉	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	1990*
	横			mm	1445*
材 料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	—
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -1700mm
	溢水防護上の 区 画 番 号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
種 類			—		
主要寸法	本扉	た て	mm		
		横	mm		
	くぐり戸	た て	mm		
		横	mm		
材料	本扉	扉 板	—		
		芯 材	—		
	くぐり戸	扉 板	—		
		芯 材	—		
取付箇所	系 統 名		—		
	設 置 床		—		
	溢水防護上の 区画番号		—		
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ		—		
				原子炉建屋 T. M. S. L. 4800mm	
				—	
				—	

注記\* : 公称値を示す。

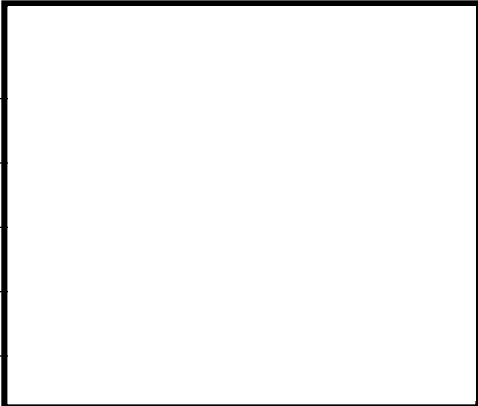


				変 更 前	変 更 後
名 称				—	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
種 類		—			
主要寸法	本扉	た て	mm		
		横			
	くぐり戸	た て	mm		
		横			
材料	本扉	扉 板	—		
		芯 材	—		
	くぐり戸	扉 板	—		
		芯 材	—		
取付箇所	系 統 名		—		
	設 置 床		—		
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号		—		
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ		—		
				—	—
				—	原子炉建屋 T. M. S. L. 4800mm
				—	—
				—	—


注記\* : 公称値を示す。

				変 更 前	変 更 後
名 称				—	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>
種 類		—			
主要寸法	本扉	た て	mm		
		横			
	くぐり戸	た て	mm		
		横			
材料	本扉	扉 板	—		
		芯 材			
	くぐり戸	扉 板	—		
		芯 材			
取付箇所	系 統 名		—		
	設 置 床		—		
	溢水防護上の 区画番号		—		
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ		—		
					—
					原子炉建屋 T. M. S. L. 4800mm
					—
					—

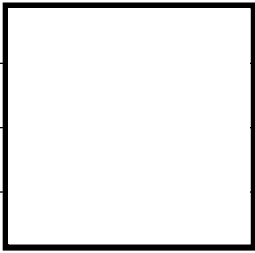
注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	
種 類	—			
主 要 寸 法	た て	mm		
	横	mm		
材 料	扉 板	—		
	芯 材	—		
取 付 箇 所	系 統 名	—		
	設 置 床	—		
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		
			—	
			原子炉建屋 T. M. S. L. 4800mm	
			—	
			—	

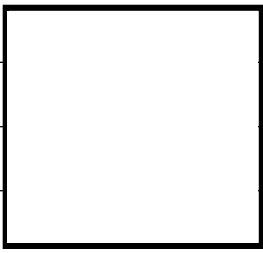
注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	
種 類	—			
主 要 寸 法	た て	mm		
	横	mm		
材 料	扉 板	—		
	芯 材	—		
取 付 箇 所	系 統 名	—		
	設 置 床	—		
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		
			—	
			原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm	
			—	
			—	

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	可燃性ガス濃度制御系再結合装置室 水密扉	
種 類	—			片開扉	
主要寸法	た て	mm			
	横	mm			
材 料	扉 板	—			
	芯 材	—			
取付箇所	系 統 名	—			—
	設 置 床	—			原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—			—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—			—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	非常用ディーゼル発電機 (B) 室 水密扉	
種 類	—			片開扉	
主要寸法	た て	mm			
	横	mm			
材 料	扉 板	—			
	芯 材	—			
取付箇所	系 統 名	—			—
	設 置 床	—			原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—			—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—			—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	燃料プール冷却浄化系熱交換器室, 燃料プール冷却浄化系弁室 水密扉	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	1990*
	横			mm	900*
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. 18100mm
	溢水防護上の 区 画 番 号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	非常用ディーゼル発電機(A) 補機室 水密扉	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2465*
	横			mm	1110*
材料	扉	板		—	SS400
	芯	材		—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. 23500mm
	溢水防護上の 区 画 番 号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上3階南北連絡通路 水密扉
種 類	—	片開扉		
主 要 寸 法	た て	mm		1990*
	横	mm		910*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 23500mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機常用電気品室 水密扉
種 類	—	片開扉		
主 要 寸 法	た て	mm		2185*
	横	mm		975*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. -2700mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機コントロール建屋地下2階 西階段室 水密扉
種 類	—			片開扉
主要寸法	た て	mm		2180*
	横	mm		965*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. -2700mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機換気空調補機非常用冷却水系 冷凍機(B)(D)室 水密扉
種 類	—			片開扉
主要寸法	た て	mm		2525*
	横	mm		1400*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. -2700mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機計測制御電源盤区域(C)送風機室 水密扉
種 類	—			片開扉
主 要 寸 法	た て	mm		1955*
	横	mm		1790*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. 1000mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

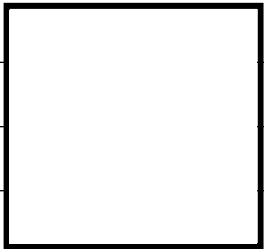
			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機コントロール建屋地下1階 空調ダクト、ケーブル処理室 水密扉
種 類	—			片開扉
主 要 寸 法	た て	mm		1950*
	横	mm		810*
材 料	扉 板	—		SS400
	芯 材	—		SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. 6500mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\*：公称値を示す。



			変更前	変更後
名称			—	6号機計測制御電源盤区域(A) 送・排風機室 水密扉
種類	—	片開扉		
主要寸法	たて	mm		2500*
	横	mm		1450*
材料	扉板	—		SS400
	芯材	—		SS400
取付箇所	系統名	—		—
	設置床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. 6500mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*：公称値を示す。

			変更前	変更後	
名称			—	6号機プロセス計算機室 水密扉	
種類	—	片開扉			
主要寸法	たて	mm			
	横	mm			
材料	扉板	—			
	芯材	—			
取付箇所	系統名	—			—
	設置床	—			コントロール建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—			—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—			—

注記\*：公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	燃料移送ポンプエリア (B系) 水密扉	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2161*
	横			mm	1274*
材料	扉	板		—	SUS304
	芯	材		—	SUS304
取付箇所	系	統		名	—
	設	置		床	—
	溢水防護上の 区画番号			—	
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	
取付箇所			—	屋外 T. M. S. L. 12000mm	
取付箇所			—	—	
取付箇所			—	—	

注記\* : 公称値を示す。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	フィルタベントエリア 水密扉	
種	類	—		片開扉	
主要寸法	た	て		mm	2200*
	横			mm	1360*
材料	扉	板		—	SUS304
	芯	材		—	SUS304
取付箇所	系	統		名	—
	設	置		床	—
	溢水防護上の 区画番号			—	
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	
取付箇所			—	屋外 T. M. S. L. 12000mm	
取付箇所			—	—	
取付箇所			—	—	

注記\* : 公称値を示す。

以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

建屋間連絡水密扉（コントロール建屋地下2階～廃棄物処理建屋地下3階）1（7号機設備，6,7号機共用）

建屋間連絡水密扉（コントロール建屋地下2階～廃棄物処理建屋地下3階）2（7号機設備，6,7号機共用）

建屋間連絡水密扉（廃棄物処理建屋地下2階～配管トレンチ）（7号機設備，6,7号機共用）

建屋間連絡水密扉（コントロール建屋地下1階～廃棄物処理建屋地下1階）（7号機設備，6,7号機共用）

b. 水密扉付止水堰

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T7-TBTC) 水密扉付止水堰
種 類	—			水密扉付止水堰
主要寸法	高 さ	mm		900 以上*
材 料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T4-TBTC) 水密扉付止水堰
種 類	—			水密扉付止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材 料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後		
名 称			—	原子炉建屋地上4階 (R5R6-RFRG) 水密扉付止水堰		
種	類	—		水密扉付止水堰		
主要寸法	高	さ		mm	1500 以上*	
	材	料		堰	—	
取付箇所	系	統		名	—	
	設	置		床	—	
	溢	水		防	護	上
	区	画		番	号	—
	溢	水	防	護	上	
	配	慮	が	必	要	
				な		
				高		
				さ		

注記\* : T. M. S. L. 31700mm からの高さ。

c. 止水堰

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地下1階 (T6T7-TJTK) 通路 止水堰
種 類				止水堰
主要寸法	高 さ	mm		500 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名			—
	設 置 床			タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢水防護上の 区画番号			—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—

注記\* : T. M. S. L. 4900mm からの高さ。

K6 ① II R0

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地下1階 (T7T8-TCTD) A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ ポンプ室 止水堰
種 類				止水堰
主要寸法	高 さ	mm		800 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名			—
	設 置 床			タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢水防護上の 区画番号			—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—

注記\* : T. M. S. L. 3500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地下1階 (T8T9-TATB) A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ ポンプ室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		800 以上*
材 料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 3500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地下1階 (T8T9-TCTD) A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ ポンプ室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		800 以上*
材 料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 4900mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 3500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T1T2-TATB) 大物搬出入口 止水堰
種	類	—		止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*1
材料	堰	—		鉄筋コンクリート*2
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*1 : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

\*2 : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T2T3-TATB) レイダウンスペース 止水堰
種	類	—		止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。



			変更前	変更後
名称			—	タービン建屋地上1階 (T2T3-TBTC) 海水熱交換器エリア給気処理装置室 止水堰1
種類	—	止水堰		
主要寸法	高さ mm	300 以上*		
材料	堰	SS400		
取付箇所	系統名	—		
	設置床	タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm		
	溢水防護上の 区画番号	—		
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

K6 ① II R0

			変更前	変更後
名称			—	タービン建屋地上1階 (T2T3-TBTC) 海水熱交換器エリア給気処理装置室 止水堰2
種類	—	止水堰		
主要寸法	高さ mm	300 以上*		
材料	堰	SS400		
取付箇所	系統名	—		
	設置床	タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm		
	溢水防護上の 区画番号	—		
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後											
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T2T3-TBTC) 海水熱交換器エリア給気処理装置室 止水堰3											
種	類	—		止水堰											
主要寸法	高	さ		mm	300 以上*										
					材料	堰	—	SS400							
取付箇所	系	統		名	—	—									
	設	置		床	—	タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm									
	溢	水		防	護	上	の	区	画	番	号	—	—		
	溢	水		防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高	さ

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後											
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T3T4-TATB) レイダウンスペース 止水堰											
種	類	—		止水堰											
主要寸法	高	さ		mm	300 以上*										
					材料	堰	—	SS400							
取付箇所	系	統		名	—	—									
	設	置		床	—	タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm									
	溢	水		防	護	上	の	区	画	番	号	—	—		
	溢	水		防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高	さ

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T3T4-TCTD) 南階段室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T7T8-TATB) レイダウンスペース 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		400 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T7T9-TATB) レイダウンスペース 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		1000 以上*
材 料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T8T9-TATB) 北階段室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		400 以上* <sup>1</sup>
材 料	堰			鉄筋コンクリート* <sup>2</sup>
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*<sup>1</sup> : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

\*<sup>2</sup> : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T8T9-TATB) 原子炉補機冷却海水系配管室, 空調ダクト室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		400 以上*
材 料	堰			SUS304
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T8T9-TBTC) レイダウンスペース 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		900 以上*
材 料	堰			中空アルミ合金押出型材
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後										
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T1T2-TCTD) 南西階段室 止水堰										
種	類	—		止水堰										
主要寸法	高	さ		mm	300 以上*1									
					材料	堰	—	鉄筋コンクリート*2						
取付箇所	系	統		名	—									
	設	置		床	—	タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm								
	溢	水		防	護	上	の	区	画	番	号	—		
	溢	水		防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高

注記\*1 : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

\*2 : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。

			変 更 前	変 更 後										
名 称			—	タービン建屋地上1階 (T2T3-TCTD) 南西階段室 止水堰										
種	類	—		止水堰										
主要寸法	高	さ		mm	300 以上*1									
					材料	堰	—	鉄筋コンクリート*2						
取付箇所	系	統		名	—									
	設	置		床	—	タービン建屋 T. M. S. L. 12300mm								
	溢	水		防	護	上	の	区	画	番	号	—		
	溢	水		防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高

注記\*1 : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

\*2 : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上2階 (T7T8-TCTD) 北西階段室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 20400mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 20400mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上2階 (T2T3-TCTD) 南西階段室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上* <sup>1</sup>
材料	堰			鉄筋コンクリート* <sup>2</sup>
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 20400mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*<sup>1</sup> : T. M. S. L. 20400mm からの高さ。

\*<sup>2</sup> : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上2階 (T7T8-TBTC) 主油タンクメンテナンス室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*1
材 料	堰			鉄筋コンクリート*2
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 20400mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*1 : T. M. S. L. 19500mmからの高さ。

\*2 : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	タービン建屋地上2階 (T8T9-TCTD) 主油タンクメンテナンス室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*1
材 料	堰			鉄筋コンクリート*2
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		タービン建屋 T. M. S. L. 20400mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*1 : T. M. S. L. 19500mmからの高さ。

\*2 : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。



			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	原子炉建屋地下2階 (R1R2-RDRE) 通路 止水堰	
種 類		—		止水堰	
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*	
材料	堰			—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -1700mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\* : T. M. S. L. -1700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	原子炉建屋地下2階 (R3R4-RFRG) 原子炉内蔵型再循環ポンプ・ 制御棒駆動機構補修室 止水堰	
種 類		—		止水堰	
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*	
材料	堰			—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. -1700mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\* : T. M. S. L. -1700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地下2階 (R4R5-RARB) 制御棒駆動機構配管室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. -1700mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. -1700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地下2階 (R4R5-RFRG) 原子炉内蔵型再循環ポンプ・ 制御棒駆動機構補修室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. -1700mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. -1700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地下2階 (R5R6-RBRC) 通路 止水堰
種 類		—		止水堰
主要 寸法	高 さ	mm		300 以上*
材 料	堰			SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. -1700mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. -1700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地下2階 (R6R7-RDRE) 通路 止水堰
種 類		—		止水堰
主要 寸法	高 さ	mm		300 以上*
材 料	堰			SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. -1700mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. -1700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後											
名 称			—	原子炉建屋地下1階 (R1R2-RCRD) 原子炉系 (DIV-IV) 計装ラック室 止水堰											
種	類	—		止水堰											
主要 寸法	高	さ		mm	300 以上*										
					材料	堰	—	SS400							
取 付 箇 所	系	統		名	—	—									
	設	置		床	—	原子炉建屋 T. M. S. L. 4800mm									
	溢	水		防	護	上	の	区	画	番	号	—	—		
	溢	水		防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高	さ

注記\* : T. M. S. L. 4800mm からの高さ。

K6 ① II R0

			変 更 前	変 更 後											
名 称			—	原子炉建屋地下1階 (R1R2-RDRE) 原子炉系 (DIV-II) 計装ラック室 止水堰											
種	類	—		止水堰											
主要 寸法	高	さ		mm	300 以上*										
					材料	堰	—	SS400							
取 付 箇 所	系	統		名	—	—									
	設	置		床	—	原子炉建屋 T. M. S. L. 4800mm									
	溢	水		防	護	上	の	区	画	番	号	—	—		
	溢	水		防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高	さ

注記\* : T. M. S. L. 4800mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地下1階 (R6R7-RCRD) 原子炉系 (DIV-I) 計装ラック室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 4800mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 4800mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地下1階 (R6R7-RDRE) 原子炉系 (DIV-III) 計装ラック室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 4800mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 4800mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地下中 1 階 (R2R3-RARB) 通路 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		200 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 8500mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 8700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上 1 階 (R1R2-RBRC) 通路 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上1階 (R1R2-RCRD) ほう酸水注入系・電気ペネ室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上1階 (R2R3-RBRC) 原子炉冷却材浄化系弁室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上1階 (R3R4-RFRG) 電気ペネ室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上1階 (R4R5-RFRG) 可燃性ガス濃度制御系エアロック室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。



			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	原子炉建屋地上1階 (R5R6-RARB) 通路 止水堰	
種 類		—		止水堰	
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*	
材料	堰			—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	原子炉建屋地上1階 (R5R6-RBRC) 原子炉補機冷却水系・不活性ガス系・ 電気ペネ室 止水堰	
種 類		—		止水堰	
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*	
材料	堰			—	SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\* : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	原子炉建屋地上1階 (R5R6-RG) 大物搬出入口建屋 止水堰	
種 類		—		止水堰	
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*1	
材料	堰			—	鉄筋コンクリート*2, SS400
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

\*2 : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	原子炉建屋地上1階 (R5R6) 大物搬出入口建屋 止水堰	
種 類		—		止水堰	
主要寸法	高 さ	mm		200 以上*1	
材料	堰			—	鉄筋コンクリート*2
取付箇所	系 統 名			—	—
	設 置 床			—	原子炉建屋 T. M. S. L. 12300mm
	溢水防護上の 区画番号			—	—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—	—

注記\*1 : T. M. S. L. 12300mm からの高さ。

\*2 : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上2階 (R1R2-RFRG) 非常用 ディーゼル発電機(B)非常用送風機室 止 水堰
種 類		—		止水堰
主要 寸法	高 さ	mm		1100 以上*
材 料	堰			SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 18100mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 19700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上2階 (R2R3-RFRG) 通路 止水堰
種 類		—		止水堰
主要 寸法	高 さ	mm		700 以上*
材 料	堰			SS400
取 付 箇 所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 18100mm
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	—		—
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 18100mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上 2 階 (R5R6-RARB) 通路 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上* <sup>1</sup>
材 料	堰			鉄筋コンクリート* <sup>2</sup>
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 18100mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\*1 : T. M. S. L. 18100mm からの高さ。

\*2 : 鉄筋コンクリートは、コンクリート製及びモルタル製の両者を総称する。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上 2 階 (R5R6-RARB) 主蒸気系トンネル室, 配管ペネ室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材 料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 18100mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 18100mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上 2 階 (R5R6-RDRE) 電気ペネ室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 18100mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 18100mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上 2 階 (R6R7-RBRC) 通路 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		1000 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 18100mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 18100mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上3階 (R2R3-RBRC) 非常用ガス処理系室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 23500mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 23500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上3階 (R2R3-RCRD) 非常用ガス処理系室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 23500mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 23500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上3階 (R2R3-RFRG) 格納容器内雰囲気モニタ系(B)室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 23500mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 23500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上3階 (R3R4-RARB) 通路 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 23500mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 23500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上 3 階 (R4R5-RARB) 通路 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 23500mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 23500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上中 3 階 (R4-RFRG) 通路 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		300 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 27200mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 27100mm からの高さ。



			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上中 3 階 (R6R7-RCRD) 北側改良型制御棒駆動機構制御盤室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		400 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 27200mm
	溢水防護上の 区 画 番 号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 27200mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上中 3 階 (R6R7-RDRE) 北側改良型制御棒駆動機構制御盤室 止水堰 1
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		400 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 27200mm
	溢水防護上の 区 画 番 号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 27200mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上中 3 階 (R6R7-RDRE) 北側改良型制御棒駆動機構制御盤室 止水堰 2
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		400 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 27200mm
	溢水防護上の 区 画 番 号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 27200mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上中 3 階 (R6R7-RBRC) 非常用ディーゼル発電機 (A) 区域送風機室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		400 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 27200mm
	溢水防護上の 区 画 番 号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 27200mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上中3階 (R6R7-RERF) 非常用ディーゼル発電機(C)区域送風機室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		500 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 27200mm
	溢水防護上の 区 画 番 号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 27200mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上4階 (R1R2-RERF) 原子炉内蔵型再循環ポンプ点検室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		1500 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 31700mm
	溢水防護上の 区 画 番 号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 31700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上4階 (R2R3-RARB) オペレーティングフロア 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		1500 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 31700mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 31700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上4階 (R2R3-RDRE) オペレーティングフロア 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		1500 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 31700mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 31700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	原子炉建屋地上 4 階 (R6R7-RDRE) 原子炉補機冷却水系(C)サージタンク室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		200 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		原子炉建屋 T. M. S. L. 31700mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 31700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機コントロール建屋地下 2 階 (C3C4-CCCD) 常用電気品室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		200 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. -2700mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. -2700mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後											
名 称			—	6号機コントロール建屋地下中2階 (C4C5-CBCC) 常用電気品区域 送・排風機室 止水堰1											
種	類	—		止水堰											
主要寸法	高	さ		mm	400 以上*										
					材料	堰	—	SS400							
取付箇所	系	統		名	—	—									
	設	置		床	—	コントロール建屋 T. M. S. L. 1000mm									
	溢	水		防	護	上	の	区	画	番	号	—	—		
	溢	水		防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高	さ

注記\* : T. M. S. L. 1000mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後											
名 称			—	6号機コントロール建屋地下中2階 (C4C5-CBCC) 常用電気品区域 送・排風機室 止水堰2											
種	類	—		止水堰											
主要寸法	高	さ		mm	400 以上*										
					材料	堰	—	SS400							
取付箇所	系	統		名	—	—									
	設	置		床	—	コントロール建屋 T. M. S. L. 1000mm									
	溢	水		防	護	上	の	区	画	番	号	—	—		
	溢	水		防	護	上	の	配	慮	が	必	要	な	高	さ

注記\* : T. M. S. L. 1000mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機コントロール建屋地下中2階 (C3C4-CBCC) 空調ダクト, ケーブル処理室 止水堰
種	類	—		止水堰
主要寸法	高  さ	mm		200 以上*
材料	堰	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. 1000mm
	溢水防護上の 区 画 番 号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 1000mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CBCC) 計測制御電源盤区域(A) 送・排風機室 止水堰
種	類	—		止水堰
主要寸法	高  さ	mm		400 以上*
材料	堰	—		SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. 6500mm
	溢水防護上の 区 画 番 号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 6500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機コントロール建屋地下1階 (C4C5-CBCC) 計測制御電源盤区域(A) 送・排風機室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		400 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. 6500mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 6500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CCCD) 区分 I 計測制御用電源盤室 止水堰
種 類	—			止水堰
主要寸法	高 さ	mm		100 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名	—		—
	設 置 床	—		コントロール建屋 T. M. S. L. 6500mm
	溢水防護上の 区画番号	—		—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—

注記\* : T. M. S. L. 6500mm からの高さ。



			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CDCE) 区分Ⅳ計測制御用電源盤室 止水堰	
種	類	—		止水堰	
主要寸法	高	さ		mm	100 以上*
	材料	堰		—	SS400
取付箇所	系	統		名	—
	設	置		床	—
	溢水防護上の 区画番号	—		—	コントロール建屋 T. M. S. L. 6500mm
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—	—

注記\* : T. M. S. L. 6500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後	
名 称			—	6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CECF) 区分Ⅱ計測制御用電源盤室 止水堰	
種	類	—		止水堰	
主要寸法	高	さ		mm	100 以上*
	材料	堰		—	SS400
取付箇所	系	統		名	—
	設	置		床	—
	溢水防護上の 区画番号	—		—	コントロール建屋 T. M. S. L. 6500mm
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		—	—

注記\* : T. M. S. L. 6500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CFCG) 区分Ⅲ計測制御用電源盤室 止水堰
種 類				止水堰
主要寸法	高 さ	mm		100 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名			—
	設 置 床			コントロール建屋 T. M. S. L. 6500mm
	溢水防護上の 区画番号			—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—

注記\* : T. M. S. L. 6500mm からの高さ。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	廃棄物処理建屋地下1階 (RW6RW7-RWBRWC) 通路 止水堰
種 類				止水堰
主要寸法	高 さ	mm		400 以上*
材料	堰			SS400
取付箇所	系 統 名			—
	設 置 床			廃棄物処理建屋 T. M. S. L. 6500mm
	溢水防護上の 区画番号			—
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ			—

注記\* : T. M. S. L. 6500 mm からの高さ。

以下の設備は、既存の放射性廃棄物の廃棄施設のうち堰その他の設備であり、内郭浸水防護設備として本工事計画で兼用する。

廃棄物処理建屋 1 階トラック室出入口（5, 6, 7 号機共用）

## 3 浸水防護施設の基本設計方針，適用基準及び適用規格

## (1) 基本設計方針

変更前	変更後
—	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。
—	<p>第1章 共通項目</p> <p>浸水防護施設の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象（2.2 津波による損傷の防止を除く。），3. 火災，5. 設備に対する要求（5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。），6. その他」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
—	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 津波による損傷の防止</p> <p>1.1 耐津波設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設が設置（変更）許可を受けた基準津波によりその安全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう，遡上への影響要因及び浸水経路等を考慮して，設計時にそれぞれの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力津波の影響を評価し，影響に応じた津波防護対策を講じる設計とする。</p> <p>1.1.1 津波防護対象設備</p> <p>設計基準対象施設が，基準津波により，その安全性が損なわ</p>

変更前	変更後
—	<p>れるおそれがないよう、津波から防護を検討する対象となる設備は、クラス1、クラス2及びクラス3設備並びに耐震Sクラスに属する設備（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）とする。このうち、クラス3設備については、安全評価上その機能を期待する設備は、津波に対してその機能を維持できる設計とし、その他の設備は損傷した場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。これより、津波から防護すべき施設は、設計基準対象施設のうち「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」で規定されているクラス1及びクラス2に該当する構築物、系統及び機器（以下「津波防護対象設備」という。）とする。</p> <p>津波防護対象設備の防護設計においては、津波により津波防護対象設備に波及的影響を及ぼすおそれのある津波防護対象設備以外の施設についても考慮する。また、重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備についても、設計基準対象施設と同時に必要な機能が損なわれるおそれがないよう、津波防護対象設備に含める。</p> <p>さらに、津波が地震の随件事象であることを踏まえ、耐震Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）を含めて津波防護対象設備とする。</p> <p>1.2 入力津波の設定</p> <p>各施設・設備の設計又は評価に用いる入力津波として、敷地への</p>

変更前	変更後
—	<p>遡上に伴う津波（以下「遡上波」という。）による入力津波と取水路、放水路等の経路からの流入に伴う津波（以下「経路からの津波」という。）による入力津波を設定する。</p> <p>入力津波の設定の諸条件の変更により、評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、津波評価を実施する運用とする。</p> <p>① 遡上波による入力津波については、遡上への影響要因として、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在、設備等の設置状況並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を評価する。</p> <p>遡上する場合は、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される津波高さとして設定する。また、地震による変状又は繰返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を評価する。</p> <p>② 経路からの津波による入力津波については、浸水経路を特定し、基準津波の波源から各施設・設備の設置位置において算定される時刻歴波形及び津波高さとして設定する。</p> <p>③ 上記①及び②においては、水位変動として、朔望平均満潮位 T. M. S. L. +0.49m、朔望平均干潮位 T. M. S. L. +0.03m を考慮する。上昇側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均満潮位の標準偏差 0.16m を考慮して設定する。下降側の水位変動に対しては、潮位のばらつきとして朔望平均干潮位の標準偏差 0.15m を考慮して設定する。</p>

変更前	変更後
—	<p>地殻変動については、基準津波の波源である日本海東縁部に想定される地震と海域の活断層に想定される地震による広域的な地殻変動を余効変動を含めて考慮する。なお、日本海東縁部に想定される地震については断層の傾斜角を複数設定しており、上昇側・下降側の水位変動量が保守的な評価結果となるケースを考慮する。</p> <p>日本海東縁部に想定される地震と海域の活断層に想定される地震による広域的な地殻変動については、基準津波の波源モデルを踏まえて、Mansinha and Smylie(1971)の方法により算定しており、敷地地盤の地殻変動量は、日本海東縁部に想定される地震では0.21mの沈降（西傾斜，傾斜角<math>30^{\circ}</math>）と0.20mの沈降（東傾斜，傾斜角<math>30^{\circ}</math>）、海域の活断層に想定される地震では0.29mの沈降となっている。広域的な余効変動については、柏崎地点における2015年6月から2016年6月の一年間の変位量が約0.7cmと小さいことから、津波に対する安全性評価に影響を及ぼすことはない。上昇側の水位変動に対して安全側に評価するため、地殻変動量について、日本海東縁部に想定される地震では0.21mの沈降（西傾斜，傾斜角<math>30^{\circ}</math>）を、海域の活断層に想定される地震では0.29mの沈降を考慮する。下降側の水位変動に対して安全側に評価するため、日本海東縁部に想定される地震による地殻変動量0.20mの沈降（東傾斜，傾斜角<math>30^{\circ}</math>）は考慮しない。また、基準津波による入力津波が有する数値計算上の不確かさを考慮することを基本とする。</p> <p>1.3 津波防護対策</p> <p>「1.2 入力津波の設定」で設定した入力津波による津波防護対</p>

変更前	変更後
—	<p>象設備への影響を、津波の敷地への流入の可能性の有無、漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無、津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無並びに水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無の観点から評価することにより、津波防護対策が必要となる箇所を特定して必要な津波防護対策を実施する設計とする。</p> <p>入力津波の変更が津波防護対策に影響を与えないことを確認することとし、定期的な評価及び改善に関する手順を定める。</p> <p>1.3.1 敷地への浸水防止（外郭防護 1）</p> <p>(1) 遡上波の地上部からの到達、流入の防止</p> <p>遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地において、遡上波の地上部からの到達、流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において、高潮ハザードの再現期間 100 年に対する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として、設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p>評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入する可能性がある場合は、津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画は、津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。</p>



変更前	変更後
—	<p>(2) 取水路，放水路等の経路からの津波の流入防止</p> <p>津波の流入の可能性のある経路につながる循環水系，補機冷却海水系，それ以外の屋外排水路，電源ケーブルトレンチ及びケーブル洞道の標高に基づき，許容される津波高さと同経路からの津波高さを比較することにより，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において，高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と，入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度とし，設計上の裕度の判断の際に考慮する。</p> <p>評価の結果，流入する可能性のある経路が特定されたことから，津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画への流入を防止するため，浸水防止設備として取水槽閉止板の設置及び貫通部止水処置を実施する設計とする。また，浸水防止設備の取水槽閉止板は，経路からの津波の流入を防止するため，閉止運用の手順を整備し，保安規定に定めて管理する。</p> <p>上記(1)及び(2)において，外郭防護として設置する浸水防止設備については，補機冷却用海水取水槽における入力津波に対し，設計上の裕度を考慮する。</p> <p>1.3.2 漏水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するため</p>

変更前	変更後
—	<p>に必要な機能への影響防止（外郭防護 2）</p> <p>(1) 漏水対策</p> <p>経路からの津波が流入する可能性のある取水・放水設備の構造上の特徴を考慮し，取水・放水施設，地下部等において，津波による漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに，当該範囲の境界における浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉，開口部，貫通口等）について，浸水防止設備を設置することにより，浸水範囲を限定する設計とする。</p> <p>さらに，浸水想定範囲及びその周辺にある津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）に対しては，浸水防止設備として，防水区画化するための設備を設置するとともに，防水区画内への浸水による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響の有無を評価する。</p> <p>評価の結果，浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は，重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響がないよう，排水設備を設置する設計とする。</p> <p>1.3.3 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止（内郭防護）</p> <p>(1) 浸水防護重点化範囲の設定</p> <p>津波防護対象設備（非常用取水設備を除く。）を内包する建屋及び区画を浸水防護重点化範囲として設定する。</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>(2) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策</p> <p>経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震による溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のうち、津波による影響を受けない範囲の評価については、「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止」に示す。</p> <p>評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための浸水防止設備として、水密扉及び床ドレンライン浸水防止治具の設置並びに貫通部止水処置を実施する設計とする。</p> <p>また、浸水防止設備として設置する水密扉については、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>1.3.4 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止</p> <p>(1) 原子炉補機冷却海水ポンプ並びに大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び大容量送水車（海水取水用）の付属品である水中ポンプの取水性</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプについては、評価水位としての</p>

変更前	変更後
—	<p>補機冷却用海水取水槽での下降側水位と同ポンプ取水可能水位を比較し、評価水位が同ポンプ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。</p> <p>評価の結果、補機冷却用海水取水槽の下降側の評価水位が原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能水位を下回る可能性があるため、津波防護施設として、海水を貯留するための海水貯留堰（重大事故等時のみ 6, 7 号機共用）を設置することで、取水性を確保する設計とする。また、海水貯留堰（7 号機設備、重大事故等時のみ 6, 7 号機共用）についても、津波による影響を考慮し、津波防護施設と同等の設計を行う。以下、海水貯留堰とは、7 号機の海水貯留堰も含めるものとする。</p> <p>なお、津波による水位低下を検知した際には、原子炉補機冷却海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及びタービン補機冷却海水ポンプを停止する手順を保安規定に定めて管理する。</p> <p>原子炉補機冷却海水ポンプについては、津波による上昇側の水位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。</p> <p>大容量送水車（熱交換器ユニット用）（「7 号機設備、6, 7 号機共用」（以下同じ。））及び大容量送水車（海水取水用）（「7 号機設備、6, 7 号機共用」（以下同じ。））の付属品である水中ポンプについても、入力津波の水位に対して、取水性を確保できるものを用いる設計とする。</p> <p>(2) 津波の二次的な影響による原子炉補機冷却海水ポンプ並び</p>

変更前	変更後
—	<p>に大容量送水車（熱交換器ユニット用）及び大容量送水車（海水取水用）の付属品である水中ポンプの機能保持確認</p> <p>基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積に対して、取水口、スクリーン室（「重大事故等時のみ 6, 7 号機共用」, 「7 号機設備, 重大事故等時のみ 6, 7 号機共用」(以下同じ。)), 取水路（「重大事故等時のみ 6, 7 号機共用」, 「7 号機設備, 重大事故等時のみ 6, 7 号機共用」(以下同じ。)), 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽が閉塞することなく取水口, スクリーン室, 取水路, 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽の通水性が確保できる設計とする。</p> <p>また, 原子炉補機冷却海水ポンプは, 取水時に浮遊砂が軸受に混入した場合においても, 軸受部の異物逃がし溝から浮遊砂を排出することで, 機能を保持できる設計とする。大容量送水車（熱交換器ユニット用）, 大容量送水車（海水取水用）及びその付属品である水中ポンプは, 浮遊砂の混入に対して, 取水性能が保持できるものを用いる設計とする。</p> <p>漂流物に対しては, 発電所構内及び構外で漂流物となる可能性のある施設・設備を抽出し, 抽出された漂流物となる可能性のある施設・設備が漂流した場合に, 原子炉補機冷却海水ポンプへの衝突並びに取水口, スクリーン室, 取水路, 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽の閉塞が生じることがなく原子炉補機冷却海水ポンプの取水性能確保並びに取水口, スクリーン室, 取水路, 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽の通水性が確保できる設計とする。</p>

変更前	変更後
—	<p>また、漂流物化させない運用を行う施設・設備については、漂流物化防止対策の運用を保安規定に定めて管理する。発電所敷地内及び敷地外の人工構造物については、設置状況を定期的に確認し評価する運用を保安規定に定めて管理する。さらに、従前の評価結果に包絡されない場合は、漂流物となる可能性、原子炉補機冷却海水ポンプ等の取水性及び浸水防護施設の健全性への影響評価を行い、影響がある場合は漂流物対策を実施する。</p> <p>1.3.5 津波監視</p> <p>津波監視設備として、敷地への津波の繰返しの襲来を察知し津波防護施設及び浸水防止設備の機能を確実に確保するため、津波監視カメラ（「7号機設備, 6, 7号機共用」（以下同じ。））（計測制御系統施設の設備で兼用（以下同じ。））及び取水槽水位計を設置する。</p> <p>1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計</p> <p>1.4.1 設計方針</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備については、「1.2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。</p> <p>(1) 津波防護施設</p>

変更前	変更後
—	<p>津波防護施設は、漏水を防止する設計とする。</p> <p>津波防護施設として設置する海水貯留堰については、津波による水位低下に対して、原子炉補機冷却海水ポンプ等の取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。</p> <p>主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ゴム等を設置し、止水処置を講じる設計とする。</p> <p>(2) 浸水防止設備</p> <p>浸水防止設備は、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。また、津波防護対象設備を内包する建屋及び区画に浸水時及び冠水後に津波が流入することを防止するため、当該区画への流入経路となる開口部に浸水防止設備を設置し、止水性を保持する設計とする。</p> <p>補機冷却用海水取水槽の浸水防止設備については、外郭防護として T. M. S. L. +3.5m 以下の流入経路となる開口部に設置する設計とする。</p> <p>タービン建屋内の復水器を設置するエリアの浸水に対する浸水防止設備については、内郭防護として T. M. S. L. +1.0m 以下の流入経路となる開口部に設置する設計とする。</p> <p>タービン建屋内の循環水ポンプを設置するエリアの浸水に対する浸水防止設備については、内郭防護として T. M. S. L. +</p>

変更前	変更後
—	<p>12. 3m以下の流入経路となる開口部に設置する設計とする。</p> <p>タービン建屋内のタービン補機冷却水系熱交換器を設置するエリアの浸水に対する浸水防止設備については、内郭防護としてT.M.S.L. +0.5m以下の流入経路となる開口部に設置する設計とする。</p> <p>浸水防止設備は、耐性を評価又は試験等により止水性を確認した方法により止水性を保持する設計とする。</p> <p>(3) 津波監視設備</p> <p>津波監視設備は、津波の襲来状況を監視可能な設計とする。津波監視カメラは、波力及び漂流物の影響を受けない位置、取水槽水位計は波力及び漂流物の影響を受けにくい位置に設置し、津波監視機能が十分に保持できる設計とする。また、基準地震動S<sub>s</sub>に対して、機能を喪失しない設計とする。設計に当たっては、自然条件（積雪、風荷重）との組合せを適切に考慮する。</p> <p>津波監視設備のうち津波監視カメラは、7号機の非常用電源設備から給電し、暗視機能を有したカメラにより、昼夜にわたり中央制御室から監視可能な設計とする。</p> <p>津波監視設備のうち取水槽水位計は、6号機の非常用電源設備から給電し、T.M.S.L. -6.5m～+9.0mを測定範囲として、原子炉補機冷却海水ポンプが設置された補機冷却用海水取水槽の上昇側及び下降側の水位を中央制御室から監視可能な設計とする。</p>



変更前	変更後
—	<p>1.4.2 荷重の組合せ及び許容限界</p> <p>津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の設計に当たっては，津波による荷重及び津波以外の荷重を適切に設定し，それらの組合せを考慮する。また，想定される荷重に対する部材の健全性や構造安定性について適切な許容限界を設定する。</p> <p>(1) 荷重の組合せ</p> <p>津波と組み合わせる荷重については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」のうち「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している自然条件（積雪，風荷重）及び余震として考えられる地震に加え，漂流物による荷重を考慮する。津波による荷重の設定に当たっては，各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさを考慮し，余裕の程度を検討した上で安全側の設定を行う。</p> <p>(2) 許容限界</p> <p>津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備の許容限界は，地震後，津波後の再使用性や，津波の繰返し作用を想定し，施設・設備を構成する材料が概ね弾性状態に留まることを基本とする。</p>

変更前	変更後
—	<p>2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止</p> <p>2.1 溢水防護等の基本方針</p> <p>設計基準対象施設が、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、その安全性を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>そのために、溢水防護に係る設計時に発電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価（以下「溢水評価」という。）し、運転状態にある場合には、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても、原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。</p> <p>また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに、使用済燃料貯蔵プールにおいては、燃料プール冷却機能及び燃料プールへの給水機能を維持できる設計とする。</p> <p>これらの機能を維持するために必要な設備（以下「溢水防護対象設備」という。）が、発生を想定する没水、被水及び蒸気の影響を受けて、その安全機能を損なうおそれがない設計（多重性又は多様性を有する設備が同時にその機能を損なうおそれがない設計）とする。</p> <p>また、溢水の影響により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される場合には、その溢水の影響を考慮した上で、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき必要な機器の単一機器の故障を考慮しても発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故について安全解析を行い、炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計</p>

変更前	変更後
—	<p>とする。</p> <p>重大事故等対処設備の機能については、溢水影響を受けて設計基準対象施設の安全機能並びに使用済燃料貯蔵プールの燃料プール冷却機能及び燃料プールへの給水機能と同時に機能を損なうおそれがないよう、没水、被水及び蒸気の影響に対しては可能な限り設計基準事故対処設備等の配置を含めて位置的分散を図る設計とする。溢水影響に対し防護すべき設備（以下「防護すべき設備」という。）として溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を設定する。</p> <p>発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料貯蔵プール、原子炉ウエル、機器貯蔵ピット等を含む。）から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。</p> <p>2.2 防護すべき設備の抽出</p> <p>溢水によってその安全機能が損なわれないことを確認する必要がある施設を、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」における分類のクラス1、クラス2及びクラス3に属する構築物、系統及び機器とする。この中から、溢水防護上必要な機能を有する構築物、系統及び機器を選定する。具体的には、運転状態にある場合には原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止、及び放射性物質の閉じ込め機能を維持するため、また、停止状態にある場合は引き続きその状態を維持するため、使用済燃料</p>

変更前	変更後
—	<p>貯蔵プールの燃料プール冷却機能及び燃料プールへの給水機能を維持するために必要となる、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」における分類のクラス1, 2に属する構築物, 系統及び機器に加え, 安全評価上その機能を期待するクラス3に属する構築物, 系統及び機器を抽出する。以上を踏まえ, 防護すべき設備のうち溢水防護対象設備として, 重要度の特に高い安全機能を有する構築物, 系統及び機器, 並びに, 使用済燃料貯蔵プールの燃料プール冷却機能及び燃料プールへの給水機能を維持するために必要な構築物, 系統及び機器を抽出する。</p> <p>また, 重大事故等対処設備は, 重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において, 炉心, 使用済燃料貯蔵プール内の燃料体等, 及び, 運転停止中における原子炉の燃料体の著しい損傷を防止するために, また, 重大事故が発生した場合においても, 原子炉格納容器の破損及び発電所外への放射性物質の異常な放出を防止するために必要な設備を防護すべき設備として抽出する。</p> <p>2.3 溢水源及び溢水量の設定</p> <p>溢水影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水, 発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水及び地震に起因する機器の破損等により生じる溢水(使用済燃料貯蔵プール等のスロッシングにより生じる溢水を含む。)を踏まえ, 溢水源及び溢水量を設定する。</p> <p>また, その他の要因(地下水の流入, 地震以外の自然現象, 機器</p>

変更前	変更後
—	<p>の誤作動等)により生じる溢水の影響も評価する。</p> <p>溢水影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水では、単一の配管破損による溢水を想定して、配管の破損箇所を溢水源として設定する。</p> <p>また、破損を想定する配管は、内包する流体のエネルギーに応じて、高エネルギー配管又は低エネルギー配管に分類する。</p> <p>高エネルギー配管は、「完全全周破断」、低エネルギー配管は、「配管内径の 1/2 の長さと同配管肉厚の 1/2 の幅を有する貫通クラック（以下「貫通クラック」という。）」を想定した溢水量とし、想定する破損箇所は溢水影響が最も大きくなる位置とする。</p> <p>ただし、高エネルギー配管については、ターミナルエンド部を除き応力評価の結果により、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管であれば発生応力が許容応力の 0.8 倍以下であれば破損を想定せず、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管であれば発生応力が許容応力の 0.4 倍を超え 0.8 倍以下であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とし、0.4 倍以下であれば破損は想定しない。また、低エネルギー配管については、発生応力が許容応力の 0.4 倍以下であれば破損は想定しない。</p> <p>発生応力と許容応力の比較により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような配管減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を実施する。</p> <p>高エネルギー配管として運転している割合が、当該系統の運転している時間の 2%又はプラント運転期間の 1%より小さい場合に</p>

変更前	変更後
—	<p>は、低エネルギー配管として扱う。</p> <p>発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水については、発電用原子炉施設内に設置される消火設備及び格納容器スプレイ冷却系からの放水を溢水源として設定する。</p> <p>地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（使用済燃料貯蔵プール等のスロッシングにより生じる溢水を含む。）については、流体を内包することで溢水源となり得る機器のうち、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力により破損するおそれがある機器及び使用済燃料貯蔵プール等のスロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。</p> <p>耐震 S クラス機器については、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定しない。また、耐震 B 及び C クラス機器のうち耐震対策工事の実施又は設計上の裕度の考慮により、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して耐震性が確保されるものについては溢水源として想定しない。</p> <p>溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。溢水源となる容器については全保有水量を溢水量とする。溢水源となる配管は完全全周破断を考慮した溢水量とする。</p> <p>漏えい検知による漏えい停止を期待する場合は、漏えい停止までの適切な隔離時間を考慮し、配管の破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系統の保有水量を合算し</p>

変更前	変更後
—	<p>て設定する。</p> <p>その他の要因により生じる溢水については、地下水の流入、降水、屋外タンクの竜巻による飛来物の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水、機器の誤作動、弁グランド部、配管フランジ部からの漏えい事象等を想定する。</p> <p>2.4 溢水防護区画及び溢水経路の設定</p> <p>溢水影響を評価するために、溢水防護区画及び溢水経路を設定する。溢水防護区画は、防護すべき設備が設置されている全ての区画並びに中央制御室及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路とし、壁、扉、堰、床段差等、又はそれらの組み合わせによって他の区画と分離される区画として設定する。</p> <p>溢水経路は、溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して、当該区画内の溢水水位が最も高くなるように設定する。</p> <p>溢水経路を構成する水密扉（「6号機設備」、「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））に関しては、扉の閉止運用を保安規定に定めて管理する。</p> <p>また、消火活動により区画の扉を開放する場合は、開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。</p> <p>なお、溢水の影響がない大湊側高台については、区画の設定を行わない。</p> <p>2.5 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針</p>

変更前	変更後
—	<p>2.5.1 没水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>発生を想定する溢水量，溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ（以下「機能喪失高さ」という。）を評価し，防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>また，溢水の流入状態，溢水源からの距離，人員のアクセス等による一時的な水位変動を考慮し，機能喪失高さは，溢水による水位に対して裕度を確保する設計とする。</p> <p>没水の影響により，防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれがある場合は，溢水水位を上回る高さまで，溢水により発生する水圧に対して止水性（以下「止水性」という。）を維持する壁，水密扉，止水堰（「6号機設備」，「5,6,7号機共用」（以下同じ。），床ドレンライン浸水防止治具（「6号機設備」，「7号機設備」，6,7号機共用」（以下同じ。）及び貫通部止水処置（「6号機設備」，「6,7号機共用」，「7号機設備」，6,7号機共用」（以下同じ。）により溢水伝播を防止するための対策を実施する。</p> <p>止水性を維持する浸水防護施設については，試験又は構造健全性評価にて止水性を確認する設計とする。</p> <p>2.5.2 被水の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>発生を想定する溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水及び天井面の開口部若しくは貫通部からの被水</p>



変更前	変更後
—	<p>が、防護すべき設備に与える影響を評価し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>防護すべき設備のうち、浸水に対する保護構造を有している設備は、評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。浸水に対する保護構造を有していない設備は、機能を損なうおそれがない配置、保護カバーによる要求される機能を損なうおそれがない設計又は被水の影響が発生しないよう、水消火を行わない消火手段（固定式消火設備等）を採用する等により、被水の影響が発生しない設計とする。</p> <p>2.5.3 蒸気の影響に対する評価及び防護設計方針</p> <p>発生を想定する漏えい蒸気、区画間を拡散する漏えい蒸気及び破損想定箇所近傍での漏えい蒸気の直接噴出による影響について、設定した空調条件や解析区画条件により防護すべき設備に与える影響を評価し、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>また、漏えい蒸気による環境条件（温度、湿度及び圧力）を想定した試験又は机上評価により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計又は配置とする。</p> <p>漏えい蒸気の影響により、防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある場合は、漏えい蒸気による影響を緩和するための対策を実施する。具体的には、漏えい蒸気による機器への影響を考慮した試験で性能を確認した保護カバーを</p>

変更前	変更後
—	<p>設置し、蒸気影響を緩和することにより防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>また、主蒸気管破断事故時等には、原子炉建屋内外の差圧による燃料取替床ブローアウトパネル（設置枚数 7 枚、開放差圧 3.53kPa 以下）（原子炉格納施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用）及び主蒸気系トンネル室ブローアウトパネル（設置枚数 22 枚、開放差圧 2.65kPa 以下）（原子炉格納施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用）の開放により、溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する設計とする。</p> <p>2.5.4 使用済燃料貯蔵プールのスロッシング後の機能維持に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>使用済燃料貯蔵プールのスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力によって生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価し、使用済燃料貯蔵プール外へ漏えいする水量を考慮する。その際、使用済燃料貯蔵プールの初期水位は、スキマサージタンクへのオーバーフロー水位として評価する。算出した溢水量からスロッシング後の使用済燃料貯蔵プールの水位低下を考慮しても、使用済燃料貯蔵プールの燃料プール冷却機能及び燃料プールへの給水機能を確保し、それらを用いることにより適切な水温及び遮蔽水位を維持できる設計とする。</p> <p>2.6 防護すべき設備を内包するエリア外及び建屋外からの流入防止</p>

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">—</p>	<p>に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>防護すべき設備を内包するエリア外で発生を想定する溢水である循環水配管等の破損による溢水及び建屋外で発生を想定する溢水である屋外タンクで発生を想定する溢水等の影響を評価し、防護すべき設備を内包するエリア内及び建屋内へ溢水が流入し伝播しない設計とする。</p> <p>具体的には、止水性を維持する水密扉、床ドレンライン浸水防止治具の設置及び貫通部止水処置を実施し、溢水の伝播を防止する設計とする。</p> <p>循環水配管の破損による溢水量低減については、循環水配管の破損箇所からの溢水を早期に自動検知し、自動隔離を行うために、循環水系隔離システム（漏えい検出器、復水器水室出入口弁及び漏えい検出制御盤）により、隔離信号発信後□□□□で復水器水室出入口弁を自動閉止する設計とする。</p> <p>タービン補機冷却海水配管の破損による溢水量の低減については、タービン補機冷却海水配管の破損箇所からの溢水を早期に自動検知し、自動隔離を行うために、タービン補機冷却海水系隔離システム（漏えい検出器、タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁及び漏えい検出制御盤）により、隔離信号発信後□□□□でタービン補機冷却海水ポンプ吐出弁を自動閉止する設計とする。</p> <p>また、地下水に対しては、6号機地下水排水設備の停止により建屋周囲の水位が周辺の地下水位まで上昇することを想定し、建屋外周部における壁、扉、堰等により溢水防護区画を内包する建屋内への流入を防止するとともに、地震による建屋外周部からの地下</p>

変更前	変更後
—	<p>水の流入の可能性を安全側に考慮しても、防護すべき設備が要求される機能を損なわない設計とする。さらに、耐震性を有する6号機地下水排水設備（サブドレンポンプ、排水配管等）（原子炉冷却系統施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用（以下同じ。））により地下水の水位上昇を抑制し、溢水防護区画を内包する建屋内へ伝播しない設計とする。なお、7号機地下水排水設備（原子炉冷却系統施設の設備を浸水防護施設の設備として兼用）の一部（サブドレンピット、集水管、サブドレン管）を、6号機共用設備として設置する設計とする。</p> <p>止水性を維持する浸水防護施設については、試験又は机上評価にて止水性を確認する設計とする。</p> <p>2.7 管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び防護設計方針</p> <p>放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備（ポンプ、弁、使用済燃料貯蔵プール、原子炉ウェル、機器貯蔵ピット等を含む。）からあふれ出る放射性物質を含む液体の溢水量、溢水評価区画及び溢水経路により溢水水位を評価し、放射性物質を含む液体が管理区域外に漏えいすることを防止し伝播しない設計とする。</p> <p>なお、地震時における放射性物質を含む液体の溢水量の算出については、要求される地震力を用いて設定する。</p> <p>放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播するおそれがある場合には、管理区域外への溢水伝播を防止するため、止水性を維持する止水堰及び貫通部止水処置等を設置する。</p>

変更前	変更後
—	<p>2.8 溢水防護上期待する浸水防護施設の構造強度設計</p> <p>溢水防護区画及び溢水経路の設定並びに溢水評価において期待する浸水防護施設の構造強度設計は、以下のとおり設計する。</p> <p>止水に期待する壁、水密扉、止水堰、床ドレンライン浸水防止治具及び貫通部止水処置のうち、地震に起因する機器の破損等により生じる溢水（使用済燃料貯蔵プール等のスロッシングにより生じる溢水を含む。）から防護する設備については、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、地震時及び地震後においても、溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。溢水影響を評価するために想定する機器の破損等により生じる溢水及び発電所内で生じる異常状態（火災を含む。）の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水から防護する設備については、要求される荷重に対して溢水伝播を防止する機能を損なうおそれがない設計とする。</p> <p>6号機地下水排水設備については、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、地震時及び地震後においても、地下水を処理し、溢水伝播を防止する機能を損なわない設計とする。</p> <p>排水に期待する床ドレン配管の設計については、発生を想定する溢水に対する排水機能を損なうおそれがない設計とする。</p>
—	<p>3. 設備の共用</p> <p>3.1 津波による損傷の防止</p> <p>浸水防護施設のうち津波防護に関する施設の一部は、号機の区</p>

変更前	変更後
—	<p>分けなく一体となった津波防護対策及び監視を実施することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>3.2 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止  浸水防護施設のうち溢水防護に関する施設の一部は、号機の区分けなく一体となった溢水防護対策を実施することで、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわないよう、安全設備に準じた設計とする。</p>
—	<p>4. 主要対象設備  浸水防護施設の対象となる主要な設備について、「表 1 浸水防護施設の主要設備リスト」に示す。  本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備については、「表 2 浸水防護施設の兼用設備リスト」に示す。</p>

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (1/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
外郭浸水防護設備	—	—			—			タービン補機冷却用海水取水槽 閉止板 1	S*	—	—	—
								タービン補機冷却用海水取水槽 閉止板 2	S*	—	—	—
								補機冷却用海水取水槽(A) 閉止板	S*	—	—	—
								補機冷却用海水取水槽(B) 閉止板	S*	—	—	—
								補機冷却用海水取水槽(C) 閉止板	S*	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (2/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	タービン建屋地下2階北西階段室 水密扉	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								タービン補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								C系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～配管トレンチ）	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								建屋間連絡水密扉（タービン建屋地下2階～廃棄物処理建屋地下3階）	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								循環水配管，電解鉄イオン供給装置室 水密扉1	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								循環水配管，電解鉄イオン供給装置室 水密扉2	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								タービン建屋地下中2階南西階段室 水密扉	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—



表1 浸水防護施設の主要設備リスト (3/19)

			変更前				変更後					
設備区分	系統名	機器区分	名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物						タービン建屋地下中2階北西階段室 水密扉	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉1	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								計装用圧縮空気系・所内用圧縮空気系空気圧縮機室 水密扉2	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								循環水系配管メンテナンス室 水密扉1	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								循環水系配管メンテナンス室 水密扉2	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—
								C系原子炉補機冷却海水系ポンプ室 水密扉1	C	—	—	—
								C系原子炉補機冷却海水系ポンプ室 水密扉2	C	—	—	—
								B系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	S* <sup>*2</sup> C-2 <sup>*3</sup>	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (4/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	タービン建屋地下1階南西階段室 水密扉	C-2	—	—	—
								タービン建屋地下1階北階段室 水密扉	C	—	—	—
								タービン建屋地下1階北西階段室 水密扉	C-2	—	—	—
								A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 水密扉	S**2 C-2*3	—	—	—
								A系非常用電気品室 水密扉	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上1階北西階段室 水密扉	C-2	—	—	—
								建屋間連絡水密扉（原子炉建屋地上1階～タービン建屋地上1階）	C-2	—	—	—
								建屋間連絡水密扉（タービン建屋地上1階～5号機タービン建屋地上1階）	C-2	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (5/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	建屋間連絡水密扉（タービン建屋地上1階～廃棄物処理建屋地上1階）	C-2	—	—	—
								サプレッションプール浄化系ポンプ，原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器漏洩試験用ラック室 水密扉	C-2	—	—	—
								原子炉隔離時冷却系ポンプ・蒸気タービン室 水密扉	C-2	—	—	—
								高压炉心注水系(B)ポンプ室 水密扉	C-2	—	—	—
								高压炉心注水系(C)ポンプ室 水密扉	C-2	—	—	—
								残留熱除去系(A)ポンプ・熱交換器室 水密扉	C-2	—	—	—
								残留熱除去系(B)ポンプ・熱交換器室 水密扉	C-2	—	—	—
								残留熱除去系(C)ポンプ・熱交換器室 水密扉	C-2	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (6/19)

			変更前				変更後					
設備区分	系統名	機器区分	名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物						水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒 駆動機構マスターコントロール室 水密扉 1	C-2	—	—	—
								水圧制御ユニット室, 計装ラック, 制御棒 駆動機構マスターコントロール室 水密扉 2	C-2	—	—	—
								水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密 扉 1	C-2	—	—	—
								水圧制御ユニット室, 計装ラック室 水密 扉 2	C-2	—	—	—
								高圧代替注水系ポンプ室 水密扉	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地下1階 A系非常用電気品室 水密扉	C	—	—	—
								B系非常用電気品室 水密扉	C	—	—	—
								C系非常用電気品室 水密扉	C	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (7/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	中央制御室外原子炉停止装置盤室 水密扉	C	—	—	—
								大物搬出入口建屋 水密扉	C-2	—	—	—
								可燃性ガス濃度制御系再結合装置室 水密扉	C-2	—	—	—
								非常用ディーゼル発電機(B)室 水密扉	C-2	—	—	—
								燃料プール冷却浄化系熱交換器室, 燃料プール冷却浄化系弁室 水密扉	C-2	—	—	—
								非常用ディーゼル発電機(A)補機室 水密扉	C	—	—	—
								原子炉建屋地上3階南北連絡通路 水密扉	C	—	—	—
								6号機常用電気品室 水密扉	C-2	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (8/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭 浸水 防護 設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	6号機コントロール建屋地下2階西階段室 水密扉	C	—	—	—
								6号機換気空調補機非常用冷却水系冷凍機 (B)(D)室 水密扉	C	—	—	—
								6号機計測制御電源盤区域(C)送風機室 水 密扉	C	—	—	—
								6号機コントロール建屋地下1階空調ダク ト, ケーブル処理室 水密扉	C	—	—	—
								6号機計測制御電源盤区域(A)送・排風機室 水密扉	C	—	—	—
								6号機プロセス計算機室 水密扉	C-2	—	—	—
								建屋間連絡水密扉(コントロール建屋地下 2階~廃棄物処理建屋地下3階)1(7号機 設備, 6,7号機共用)	C-2	—	—	—
								建屋間連絡水密扉(コントロール建屋地下 2階~廃棄物処理建屋地下3階)2(7号機 設備, 6,7号機共用)	C-2	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (9/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	建屋間連絡水密扉（廃棄物処理建屋地下2階～配管トレンチ）（7号機設備，6,7号機共用）	C-2	—	—	—
								建屋間連絡水密扉（コントロール建屋地下1階～廃棄物処理建屋地下1階）（7号機設備，6,7号機共用）	C-2	—	—	—
								燃料移送ポンプエリア（B系） 水密扉	C-2	—	—	—
								フィルタベントエリア 水密扉	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上1階（T7-TBTC） 水密扉付止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上1階（T4-TBTC） 水密扉付止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上4階（R5R6-RFRG） 水密扉付止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地下1階（T6T7-TJTK） 通路止水堰	C-2	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (10/19)

		変更前						変更後					
設備区分	系統名	機器区分	名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	タービン建屋地下1階 (T7T8-TCTD) A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 止水堰	C	—	—	—	
								タービン建屋地下1階 (T8T9-TATB) A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 止水堰	C	—	—	—	
								タービン建屋地下1階 (T8T9-TCTD) A系原子炉補機冷却水系熱交換器・ポンプ室 止水堰	C	—	—	—	
								タービン建屋地上1階 (T1T2-TATB) 大物搬出入口 止水堰	C-2*3 B*4	—	—	—	
								タービン建屋地上1階 (T2T3-TATB) レイダウンスペース 止水堰	C-2	—	—	—	
								タービン建屋地上1階 (T2T3-TBTC) 海水熱交換器エリア給気処理装置室 止水堰1	C-2	—	—	—	
								タービン建屋地上1階 (T2T3-TBTC) 海水熱交換器エリア給気処理装置室 止水堰2	C-2	—	—	—	
								タービン建屋地上1階 (T2T3-TBTC) 海水熱交換器エリア給気処理装置室 止水堰3	C-2	—	—	—	



表1 浸水防護施設の主要設備リスト (11/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	タービン建屋地上1階 (T3T4-TATB) レイ ダウンスペース 止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上1階 (T3T4-TCTD) 南階 段室 止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上1階 (T7T8-TATB) レイ ダウンスペース 止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上1階 (T7T9-TATB) レイ ダウンスペース 止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上1階 (T8T9-TATB) 北階 段室 止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上1階 (T8T9-TATB) 原子 炉補機冷却海水系配管室, 空調ダクト室 止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上1階 (T8T9-TBTC) レイ ダウンスペース 止水堰	C-2*3 B*4	—	—	—
								タービン建屋地上1階 (T1T2-TCTD) 南西 階段室 止水堰	C-2	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (12/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	タービン建屋地上1階 (T2T3-TCTD) 南西 階段室 止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上2階 (T7T8-TCTD) 北西 階段室 止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上2階 (T2T3-TCTD) 南西 階段室 止水堰	C-2	—	—	—
								タービン建屋地上2階 (T7T8-TBTC) 主油 タンクメンテナンス室 止水堰	C	—	—	—
								タービン建屋地上2階 (T8T9-TCTD) 主油 タンクメンテナンス室 止水堰	C	—	—	—
								原子炉建屋地下2階 (R1R2-RDRE) 通路 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地下2階 (R3R4-RFRG) 原子炉 内蔵型再循環ポンプ・制御棒駆動機構補修 室 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地下2階 (R4R5-RARB) 制御棒 駆動機構配管室 止水堰	C-2	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (13/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	原子炉建屋地下2階 (R4R5-RFRG) 原子炉 内蔵型再循環ポンプ・制御棒駆動機構補修 室 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地下2階 (R5R6-RBRC) 通路 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地下2階 (R6R7-RDRE) 通路 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地下1階 (R1R2-RCRD) 原子炉 系 (DIV-IV) 計装ラック室 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地下1階 (R1R2-RDRE) 原子炉 系 (DIV-II) 計装ラック室 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地下1階 (R6R7-RCRD) 原子炉 系 (DIV-I) 計装ラック室 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地下1階 (R6R7-RDRE) 原子炉 系 (DIV-III) 計装ラック室 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地下中1階 (R2R3-RARB) 通路 止水堰	C	—	—	—	

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (14/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	原子炉建屋地上1階 (R1R2-RBRC) 通路 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上1階 (R1R2-RCRD) ほう酸 水注入系・電気ペネ室 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上1階 (R2R3-RBRC) 原子炉 冷却材浄化系弁室 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上1階 (R3R4-RFRG) 電気ペ ネ室 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上1階 (R4R5-RFRG) 可燃性 ガス濃度制御系エアロック室 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上1階 (R5R6-RARB) 通路 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上1階 (R5R6-RBRC) 原子炉 補機冷却水系・不活性ガス系・電気ペネ室 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上1階 (R5R6-RG) 大物搬出 入口建屋 止水堰	C-2 <sup>*3</sup> B <sup>*4</sup>	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (15/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	—	原子炉建屋地上1階 (R5R6) 大物搬出入口 建屋 止水堰	B*4	—	—	—
								原子炉建屋地上2階 (R1R2-RFRG) 非常用 ディーゼル発電機(B) 非常用送風機室 止 水堰	C	—	—	—
								原子炉建屋地上2階 (R2R3-RFRG) 通路 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上2階 (R5R6-RARB) 通路 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上2階 (R5R6-RARB) 主蒸気 系トンネル室, 配管ペネ室 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上2階 (R5R6-RDRE) 電気ペ ネ室 止水堰	C-2	—	—	—
								原子炉建屋地上2階 (R6R7-RBRC) 通路 止水堰	C	—	—	—
								原子炉建屋地上3階 (R2R3-RBRC) 非常用 ガス処理系室 止水堰	C-2	—	—	—

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (16/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭 浸水 防護 設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	原子炉建屋地上3階 (R2R3-RCRD) 非常用 ガス処理系室 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地上3階 (R2R3-RFRG) 格納容 器内雰囲気モニタ系(B)室 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地上3階 (R3R4-RARB) 通路 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地上3階 (R4R5-RARB) 通路 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地上中3階 (R4-RFRG) 通路 止水堰	C	—	—	—	
							原子炉建屋地上中3階 (R6R7-RCRD) 北側 改良型制御棒駆動機構制御盤室 止水堰	C	—	—	—	
							原子炉建屋地上中3階 (R6R7-RDRE) 北側 改良型制御棒駆動機構制御盤室 止水堰1	C	—	—	—	
							原子炉建屋地上中3階 (R6R7-RDRE) 北側 改良型制御棒駆動機構制御盤室 止水堰2	C	—	—	—	

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (17/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	原子炉建屋地上中3階 (R6R7-RBRC) 非常用ディーゼル発電機(A)区域送風機室 止水堰	C	—	—	—	
							原子炉建屋地上中3階 (R6R7-RERF) 非常用ディーゼル発電機(C)区域送風機室 止水堰	C	—	—	—	
							原子炉建屋地上4階 (R1R2-RERF) 原子炉内蔵型再循環ポンプ点検室 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地上4階 (R2R3-RARB) オペレーティングフロア 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地上4階 (R2R3-RDRE) オペレーティングフロア 止水堰	C-2	—	—	—	
							原子炉建屋地上4階 (R6R7-RDRE) 原子炉補機冷却水系(C)サージタンク室 止水堰	C	—	—	—	
							6号機コントロール建屋地下2階 (C3C4-CCCD) 常用電気品室 止水堰	C	—	—	—	
							6号機コントロール建屋地下中2階 (C4C5-CBCC) 常用電気品区域送・排風機室 止水堰1	C	—	—	—	

表1 浸水防護施設の主要設備リスト (18/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭 浸水 防護 設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	6号機コントロール建屋地下中2階 (C4C5-CBCC) 常用電気品区域送・排風機室 止水堰2	C	—	—	—	
							6号機コントロール建屋地下中2階 (C3C4-CBCC) 空調ダクト, ケーブル処理室 止水堰	C	—	—	—	
							6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CBCC) 計測制御電源盤区域(A)送・排風機室 止水堰	C	—	—	—	
							6号機コントロール建屋地下1階 (C4C5-CBCC) 計測制御電源盤区域(A)送・排風機室 止水堰	C	—	—	—	
							6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CCCD) 区分Ⅰ計測制御用電源盤室 止水堰	C	—	—	—	
							6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CDCE) 区分Ⅳ計測制御用電源盤室 止水堰	C	—	—	—	
							6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CECF) 区分Ⅱ計測制御用電源盤室 止水堰	C	—	—	—	
							6号機コントロール建屋地下1階 (C3C4-CFCG) 区分Ⅲ計測制御用電源盤室 止水堰	C	—	—	—	



表1 浸水防護施設の主要設備リスト (19/19)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
内郭浸水防護設備	—	防水区画 構造物	—	—	—	—	廃棄物処理建屋地下1階 (RW6RW7-RWBRWC) 通路 止水堰	C-2	—	—	—	
							廃棄物処理建屋1階トラック室出入口 (5, 6, 7号機共用)	B*4	—	—	—	

注記\*1 : 表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「5 原子炉本体の基本設計方針, 適用基準及び適用規格」に記載する「表1 原子炉本体の主要設備リスト」の「付表1」による。

\*2 : 浸水防止設備としての耐震重要度を示す。

\*3 : 溢水の伝播を防止する設備としての耐震重要度を示す。

\*4 : 放射性物質を内包する液体の建屋外への漏えいを防止する設備としての耐震重要度を示す。

表2 浸水防護施設の兼用設備リスト (1/1)

				変 更 前				変 更 後					
設備区分	系統名	機器区分	主たる機能の施設／設備区分	名 称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名 称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
					耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
—	—	—	その他発電用原子炉の附属施設	—	—	—	—	—	海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用）	S*	—	—	—
			非常用取水設備						海水貯留堰（7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用）*2	—	—	—	—

注記\*1：表2に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「5 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格」に記載する「表1 原子炉本体の主要設備リスト」の「付表1」による。

\*2：可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備の取水性を確保する浸水防護施設である。

## (2) 適用基準及び適用規格

変更前	変更後
—	<p>第1章 共通項目</p> <p>浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格については、以下の基準及び規格並びに、原子炉冷却系統施設、火災防護設備の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p> <p>なお、以下に示す浸水防護施設に適用する共通項目の基準及び規格を適用する個別の施設区分については、「表1 施設共通の適用基準及び適用規格(該当施設)」に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987)</li> <li>・日本道路協会 平成14年3月 道路橋示方書・同解説 I 共通編・IV下部構造編</li> <li>・日本港湾協会 平成19年7月 港湾の施設の技術上の基準・同解説</li> </ul>

変更前	変更後
—	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 沿岸技術研究センター 2009年版 港湾鋼構造防食・補修マニュアル</li> <li>・ 土木学会 2002年 コンクリート標準示方書 [構造性能照査編]</li> <li>・ Guidelines for Design of Structures for Vertical Evacuation from Tsunamis Second Edition(FEDERAL EMERGENCY MANAGEMENT AGENCY , 2012)</li></ul>

上記のほか「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」, 「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を参照する。

表1 施設共通の適用基準及び適用規格（該当施設）

	原子炉本体	核燃料物質の 取扱施設及び貯蔵施設	蒸気タービン	原子炉冷却系統施設	計測制御系統施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	原子炉格納施設	その他発電用原子炉の附属施設							
									非常用電源設備	常用電源設備	補助ボイラー	火災防護設備	浸水防護施設	補助駆動用燃料設備	非常用取水設備	緊急時対策所
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	/	—	○	○
原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1-1987）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	/	—	○	—
日本道路協会 平成14年3月 道路橋示方書・同解説 I 共通編・IV 下部構造編	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	/	—	○	—
日本港湾協会 平成19年7月 港湾の施設の技術上の基準・同解説	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	/	—	○	—
沿岸技術研究センター 2009年版 港湾鋼構造防食・補修マニュアル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	/	—	○	—
土木学会 2002年 コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	/	—	○	—
Guidelines for Design of Structures for Vertical Evacuation from Tsunamis Second Edition(FEDERAL EMERGENCY MANAGEMENT AGENCY, 2012)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	/	—	○	—

変更前	変更後
—	<p>第2章 個別項目</p> <p>浸水防護施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号） 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）</li> <li>・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号） 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）</li> <li>・ 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）</li> <li>・ 発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日 原子力安全委員会）</li> <li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針重要度分類・許容応力編（J E A G 4 6 0 1・補-1984）</li> <li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1-1987）</li> <li>・ 原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1-1991 追補版）</li> </ul>

変更前	変更後
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J S M E S N C 1 -2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格</li> <li>・ J I S C 0 9 2 0 -2003 電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)</li> <li>・ 乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程 ( J E A C 4 6 1 6 -2009)</li> <li>・ 土木学会 2002 年 コンクリート標準示方書 [構造性能照査編]</li> <li>・ 日本港湾協会 平成 19 年 7 月 港湾の施設の技術上の基準・同解説</li> <li>・ 沿岸技術研究センター 2009 年版 港湾鋼構造防食・補修マニュアル</li> <li>・ 沿岸技術センター 平成 19 年 3 月 港湾構造物設計事例集</li> <li>・ 日本建築学会 1999 年 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計法-</li> </ul>

変更前	変更後
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本建築学会 2005 年 鋼構造設計規準 -許容応力度設計法-</li> <li>・ 日本建築学会 2010 年 各種合成構造設計指針・同解説</li> <li>・ 日本建築学会 2010 年 容器構造設計指針・同解説</li> <li>・ 日本建築学会 1980 年 塔状鋼構造設計指針・同解説</li> <li>・ 日本建築学会 2007 年 煙突構造設計指針</li> <li>・ 日本建築学会 2015 年 建築物荷重指針・同解説</li> <li>・ 日本水道協会 2009 年 水道施設耐震工法指針・解説</li> <li>・ 鋼管杭協会 平成 12 年 3 月 鋼矢板 設計から施工まで</li> <li>・ 鋼管杭・鋼矢板技術協会 平成 29 年 3 月 鋼矢板 Q &amp; A</li> </ul>

上記のほか「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」，「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を参照する。



#### 4 浸水防護施設に係る工事の方法

変更前	変更後
浸水防護施設に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」, 「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。	変更なし

6 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)

1 燃料設備に係る次の事項

- (2) 容器の名称, 種類, 容量, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料, 個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

・常設

以下の設備は, 5号機設備であり, 6号機及び7号機共用(7号機で申請済)である。

ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク(5号機設備, 6,7号機共用)

以下の設備は, 非常用電源設備のうち非常用発電装置(非常用ディーゼル発電設備)であり, 補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

軽油タンク(重大事故等時のみ6,7号機共用)

以下の設備は, 非常用電源設備のうち非常用発電装置(代替交流電源設備)であり, 補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

軽油タンク(7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用)

・可搬型

以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

可搬型代替注水ポンプ（A-1級）燃料タンク（7号機設備，6,7号機共用）

可搬型代替注水ポンプ（A-2級）燃料タンク（7号機設備，6,7号機共用）

大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）燃料タンク（7号機設備，6,7号機共用）

大容量送水車（海水取水用）燃料タンク（7号機設備，6,7号機共用）

大容量送水車（熱交換器ユニット用）燃料タンク（7号機設備，6,7号機共用）

以下の設備は、非常用電源設備のうち非常用発電装置（代替交流電源設備）であり、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

タンクローリ（4kL）（7号機設備，6,7号機共用）

- (4) 主配管の名称，最高使用圧力，最高使用温度，外径，厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し，可搬型の場合は，個数及び取付箇所を付記すること。）

・常設

以下の設備は，5号機設備であり，6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク～ディーゼル駆動消火ポンプ（5号機設備，6,7号機共用）

ディーゼル駆動消火ポンプ～ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（5号機設備，6,7号機共用）

以下の設備は，非常用電源設備のうち非常用発電装置（代替交流電源設備）であり，補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

軽油タンク 軽油タンク(A)～タンクローリ接続口（6,7号機共用）

軽油タンク 軽油タンク(B)～タンクローリ接続口（6,7号機共用）

軽油タンク 軽油タンク(A)～タンクローリ接続口（7号機設備，6,7号機共用）

軽油タンク 軽油タンク(B)～タンクローリ接続口（7号機設備，6,7号機共用）

・可搬型

以下の設備は、非常用電源設備のうち非常用発電装置（代替交流電源設備）であり、補機駆動用燃料設備のうち燃料設備として本工事計画で兼用とする。

緊急安全対策資機材系 タンクローリ給油ライン接続用 20m ホース(7号機設備, 6,7号機共用)

緊急安全対策資機材系 タンクローリ給油ライン接続用 40m ホース(7号機設備, 6,7号機共用)

## 2 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の基本設計方針，適用基準及び適用規格

## (1) 基本設計方針

変更前	変更後
—	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。
—	<p>第1章 共通項目</p> <p>補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 溢水等，5. 設備に対する要求（5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.8 電気設備の設計条件を除く。），6. その他（6.3 安全避難通路等，6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
—	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 補機駆動用燃料設備</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプ（「5号機設備，6,7号機共用」（以下同じ。））の駆動用燃料は，ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（「5号機設備，6,7号機共用」（以下同じ。））に貯蔵する。</p> <p>可搬型代替注水ポンプ（A-1級）（「7号機設備，6,7号機共用」（以下同じ。）），可搬型代替注水ポンプ（A-2級）（「7号機設備，6,7号機共用」（以下同じ。）），大容量送水車（熱交換器ユニット用）（「7号機設備，6,7号機共用」（以下同じ。）），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）（「7号機設備，6,7号機共用」（以下同じ。））又は大容量送水</p>

変更前	変更後
—	<p>車（海水取水用）（「7号機設備，6，7号機共用」（以下同じ。））のポンプ駆動用燃料は，可搬型代替注水ポンプ（A-1級）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用），可搬型代替注水ポンプ（A-2級）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用），大容量送水車（熱交換器ユニット用）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用）又は大容量送水車（海水取水用）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用）に貯蔵する。</p> <p>軽油タンク（「重大事故等時のみ6，7号機共用」，「7号機設備，重大事故等時のみ6，7号機共用」（以下同じ。））は，可搬型代替注水ポンプ（A-1級），可搬型代替注水ポンプ（A-2級），大容量送水車（熱交換器ユニット用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び大容量送水車（海水取水用）の燃料を貯蔵できる設計とする。</p> <p>可搬型代替注水ポンプ（A-1級），可搬型代替注水ポンプ（A-2級），大容量送水車（熱交換器ユニット用），大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）及び大容量送水車（海水取水用）は，軽油タンクからタンクローリ（4kL）（7号機設備，6，7号機共用）及びホースを用いて燃料を補給できる設計とする。</p>
—	<p>2. 設備の共用</p> <p>ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンクは，ディーゼル駆動消火ポンプの機能を達成するために必要となる容量を有することで，共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p>



変更前	変更後
—	<p>3. 主要対象設備</p> <p>補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の対象となる主要な設備について、「表1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト」に示す。</p>

表1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト(1/2)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*		重大事故等対処設備*		名称	設計基準対象施設*		重大事故等対処設備*	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
燃料設備	—	容器	—	—	—	—	—	ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（5号機設備，6，7号機共用）	C	火力技術基準	—	
								軽油タンク（重大事故等時のみ6，7号機共用）	—	—	常設耐震／防止 常設／緩和	火力技術基準
								軽油タンク（7号機設備，重大事故等時のみ6，7号機共用）	—	—	常設耐震／防止 常設／緩和	火力技術基準
								可搬型代替注水ポンプ（A-1級）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用）	—	—	可搬／防止 可搬／緩和	SAクラス3
								可搬型代替注水ポンプ（A-2級）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用）	—	—	可搬／防止 可搬／緩和	SAクラス3
								大容量送水車（原子炉建屋放水設備用）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用）	—	—	可搬／緩和	SAクラス3
								大容量送水車（海水取水用）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用）	—	—	可搬／防止 可搬／緩和	SAクラス3
								大容量送水車（熱交換器ユニット用）燃料タンク（7号機設備，6，7号機共用）	—	—	可搬／防止 可搬／緩和	SAクラス3
		タンクローリ（4kL）（7号機設備，6，7号機共用）						—	—	可搬／防止 可搬／緩和	SAクラス3	
		主配管						ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク～ディーゼル駆動消火ポンプ（5号機設備，6，7号機共用）	C	火力技術基準	—	
ディーゼル駆動消火ポンプ～ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（5号機設備，6，7号機共用）	C		火力技術基準	—								

表1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト(2/2)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	設計基準対象施設*		重大事故等対処設備*		名称	設計基準対象施設*		重大事故等対処設備*	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
燃料設備	—	主配管	—	—	—	—	軽油タンク(A)～タンクローリ接続口(6,7号機共用)	—	—	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
							軽油タンク(B)～タンクローリ接続口(6,7号機共用)	—	—	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
							軽油タンク(A)～タンクローリ接続口(7号機設備,6,7号機共用)	—	—	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
							軽油タンク(B)～タンクローリ接続口(7号機設備,6,7号機共用)	—	—	常設耐震/防止 常設/緩和	火力技術基準	
							タンクローリ給油ライン接続用20mホース(7号機設備,6,7号機共用)	—	—	可搬/防止 可搬/緩和	SAクラス3	
							タンクローリ給油ライン接続用40mホース(7号機設備,6,7号機共用)	—	—	可搬/防止 可搬/緩和	SAクラス3	

注記\*：表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針，適用基準及び適用規格」に記載する「表1 原子炉本体の主要設備リスト」の「付表1」による。

## (2) 適用基準及び適用規格

変 更 前	変 更 後
—	<p>第1章 共通項目</p> <p>補機駆動用燃料設備に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備、浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p>
—	<p>第2章 個別項目</p> <p>補機駆動用燃料設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）</li> <li>・発電用火力設備の技術基準の解釈（平成25年5月17日20130507商局第2号）</li> <li>・消防法（昭和23年7月24日法律第186号） 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号） 消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号） 危険物の規制に関する政令（昭和34年9月26日政令第306号）</li> <li>・乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程（JEAC4616-2009）</li> </ul>

変 更 前	変 更 後
—	<ul style="list-style-type: none"><li>・土木学会 2002年 コンクリート標準示方書 [構造性能照査編]</li> <li>・土木学会 2012年 コンクリート標準示方書 [設計編]</li> <li>・土木学会 2008年 鋼・合成構造標準示方書 [耐震設計編]</li> <li>・土木学会 2005年 原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル</li></ul>

3 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）  
に係る工事の方法

変更前	変更後
<p>補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」，「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。</p>	<p>変更なし</p>

## 7 非常用取水設備

- 1 取水設備（非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。）の名称，種類，容量，主要寸法，材料及び個数

### 海水貯留堰

以下の設備は，重大事故等時のみ6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用）\*

注記\*：その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設と兼用。

以下の設備は，7号機設備であり，重大事故等時のみ6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

海水貯留堰（7号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用）\*

注記\*：その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設と兼用。

### スクリーン室

以下の設備は，重大事故等時のみ6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用）

以下の設備は，7号機設備であり，重大事故等時のみ6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

スクリーン室（7号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用）

### 取水路

以下の設備は，重大事故等時のみ6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用）

以下の設備は，7号機設備であり，重大事故等時のみ6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

取水路（7号機設備，重大事故等時のみ6,7号機共用）

a. 補機冷却用海水取水路

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	補機冷却用海水取水路*1
種 類	—			鉄筋コンクリート函渠
容 量	m <sup>3</sup>			2880 以上*2 (10000*3, *4)
主 要 寸 法	た て	mm		北側 21022*3 南側 21363*3
	横	mm		北側 13675*3 南側 18200*3
	高 さ	mm		北側 3200*3, *5 南側 3200*3, *5
材 料	—			鉄筋コンクリート
個 数	—			1

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 引き波時に原子炉補機冷却海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽(A)、(B)、(C)で確保する必要がある水量の合計値を示す。

\*3 : 公称値を示す。

\*4 : 海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽(A)、(B)、(C)で確保する水量の合計値を示す。

\*5 : 最大高さ(最大内法高さ)を示す。



b. 補機冷却用海水取水槽

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	補機冷却用海水取水槽(A) *1
種 類	—			鉄筋コンクリート取水槽
容 量	m <sup>3</sup>			2880 以上*2 (10000*3, *4)
主 要 寸 法	奥 行 き	mm		4750*3
	幅	mm		6750*3
	高 さ	mm		12100*3, *5
材 料	—			鉄筋コンクリート
個 数	—			1

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 引き波時に原子炉補機冷却海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽(A)、(B)、(C)で確保する必要がある水量の合計値を示す。

\*3 : 公称値を示す。

\*4 : 海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽(A)、(B)、(C)で確保する水量の合計値を示す。

\*5 : 最大高さ(最大内法高さ)を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	補機冷却用海水取水槽(B) *1
種 類	—			鉄筋コンクリート取水槽
容 量	m <sup>3</sup>			2880 以上*2 (10000*3, *4)
主 要 寸 法	奥 行 き	mm		4750*3
	幅	mm		7400*3
	高 さ	mm		12100*3, *5
材 料	—			鉄筋コンクリート
個 数	—			1

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 引き波時に原子炉補機冷却海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽(A)、(B)、(C)で確保する必要がある水量の合計値を示す。

\*3 : 公称値を示す。

\*4 : 海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽(A)、(B)、(C)で確保する水量の合計値を示す。

\*5 : 最大高さ(最大内法高さ)を示す。

			変 更 前	変 更 後
名 称			—	補機冷却用海水取水槽(C) *1
種 類	—			鉄筋コンクリート取水槽
容 量	m <sup>3</sup>			2880 以上*2 (10000*3, *4)
主 要 寸 法	奥 行 き	mm		4750*3
	幅	mm		6725*3
	高 さ	mm		12100*3, *5
材 料	—			鉄筋コンクリート
個 数	—			1

注記\*1 : 本設備は既存の設備である。

\*2 : 引き波時に原子炉補機冷却海水ポンプの継続運転に必要な水量であり、海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽(A)、(B)、(C)で確保する必要がある水量の合計値を示す。

\*3 : 公称値を示す。

\*4 : 海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽(A)、(B)、(C)で確保する水量の合計値を示す。

\*5 : 最大高さ(最大内法高さ)を示す。

## 2 非常用取水設備の基本設計方針，適用基準及び適用規格

## (1) 基本設計方針

変更前	変更後
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」，「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>
<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，5. 設備に対する要求（5.2 材料及び構造等，5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，5.4 耐圧試験等，5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関の設計条件，5.8 電気設備の設計条件を除く。），6. その他（6.3 安全避難通路等，6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 溢水等，5. 設備に対する要求（5.2 材料及び構造等，5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止，5.4 耐圧試験等，5.5 安全弁等，5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件，5.8 電気設備の設計条件を除く。），6. その他（6.3 安全避難通路等，6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。）」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 非常用取水設備</p> <p>1.1 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p>設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系に使用する海水を取水し，導水するための流路を構築するため，6号機のスクリーン室，6号機の取水路，補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽を設置することにより冷却に必要</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 非常用取水設備</p> <p>1.1 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p>設計基準事故に対処するために必要となる原子炉補機冷却海水系に使用する海水を取水し，導水するための流路を構築するため，6号機のスクリーン室（「重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。）」），6号機の取水路（「重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下</p>

変更前	変更後
<p>な海水を確保できる設計とする。なお、6号機のスクリーン室、6号機の取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は、海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。</p>	<p>同じ。)), 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽を設置することにより冷却に必要な海水を確保できる設計とする。なお、6号機のスクリーン室、6号機の取水路、補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は、海と接続しており容量に制限がなく必要な取水容量を十分に有している。</p> <p>また、基準津波に対して、原子炉補機冷却海水ポンプが引き波時においても機能保持できるよう、6号機の海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用）を設置することにより冷却に必要な十分な容量の海水が確保できる設計とする。</p> <p>非常用取水設備の海水貯留堰（「重大事故等時のみ6,7号機共用」、「7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。)), スクリーン室（「重大事故等時のみ6,7号機共用」、「7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。)), 取水路（「重大事故等時のみ6,7号機共用」、「7号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用」（以下同じ。)), 補機冷却用海水取水路及び補機冷却用海水取水槽は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>
<p>—</p>	<p>2. 設備の共用</p> <p>非常用取水設備である海水貯留堰、スクリーン室及び取水路は、共用により自号機だけでなく他号機の海水取水箇所も使用することから、安全性の向上を図れることから、6号機及び7号機で共用する設計とする。</p>

変更前	変更後
—	これらの設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、6号機及び7号機に必要な取水容量を十分に有する設計とする。なお、海水貯留堰、スクリーン室及び取水路は、重大事故等時のみ6号機及び7号機共用とする。
<p>3. 主要対象設備</p> <p>非常用取水設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用取水設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>3. 主要対象設備</p> <p>非常用取水設備の対象となる主要な設備について、「表1 非常用取水設備の主要設備リスト」に示す。</p>

表1 非常用取水設備の主要設備リスト(1/2)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	* 設計基準対象施設		* 重大事故等対処設備		名称	* 設計基準対象施設		* 重大事故等対処設備	
				耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス
取水設備	—	—						海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用）	C-3	—	常設/防止 常設/緩和	—
								海水貯留堰（7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用）	—	—	常設/防止 常設/緩和	—
								スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用）	C-3	—	常設/防止 常設/緩和	—
								スクリーン室（7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用）	—	—	常設/防止 常設/緩和	—
								取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用）	C-3	—	常設/防止 常設/緩和	—
								取水路（7号機設備, 重大事故等時のみ6,7号機共用）	—	—	常設/防止 常設/緩和	—
								補機冷却用海水取水路	C-3	—	常設/防止 (DB拡張) 常設/緩和 (DB拡張)	—
								補機冷却用海水取水槽(A)	C-3	—	常設/防止 (DB拡張) 常設/緩和 (DB拡張)	—
補機冷却用海水取水槽(B)	C-3	—	常設/防止 (DB拡張) 常設/緩和 (DB拡張)	—								

表1 非常用取水設備の主要設備リスト(2/2)

設備区分	系統名	機器区分	変更前				変更後					
			名称	* 設計基準対象施設		* 重大事故等対処設備		名称	* 設計基準対象施設		* 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
取水設備	—	—		—			補機冷却用海水取水槽(C)	C-3	—	常設/防止 (DB 拡張) 常設/緩和 (DB 拡張)	—	

注記\* : 表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「5 原子炉本体の基本設計方針, 適用基準及び適用規格」に記載する「表1 原子炉本体の主要設備リスト」の「付表1」による。



## (2) 適用基準及び適用規格

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備、浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備、浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>非常用取水設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>非常用取水設備に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）</li> <li>・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈（平成17年12月15日原院第5号）</li> <li>・ 乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵建屋の基礎構造の設計に関する技術規程（J E A C 4 6 1 6-2009）</li> <li>・ 土木学会 2005年 原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル</li> <li>・ 土木学会 2002年 コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕</li> </ul>

変更前	変更後
	<ul style="list-style-type: none"><li>・土木学会 2012年 コンクリート標準示方書 [設計編]</li><li>・日本港湾協会 平成19年7月 港湾の施設の技術上の基準・同解説</li><li>・沿岸技術研究センター 2009年版 港湾鋼構造防食・補修マニュアル</li><li>・沿岸技術センター 平成19年3月 港湾構造物設計事例集</li><li>・鋼管杭協会 平成12年3月 鋼矢板 設計から施工まで</li><li>・鋼管杭・鋼矢板技術協会 平成29年3月 鋼矢板Q&amp;A</li></ul>

3 非常用取水設備に係る工事の方法

変更前	変更後
<p>非常用取水設備に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査」，「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」，「2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査」，「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。</p>	<p>変更なし</p>

9 緊急時対策所

1 緊急時対策所機能

以下の設備は、7号機設備であり、6号機及び7号機共用（7号機で申請済）である。

5号機原子炉建屋内緊急時対策所（7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置）

## 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格

## (1) 基本設計方針

変更前	変更後
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に 関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関 する規則」並びにこれらの解釈による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び 設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の 技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>
<p>第1章 共通項目</p> <p>緊急時対策所の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火 災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂 等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め 弁, 5.7 内燃機関の設計条件を除く。), 6. その他 (6.4 放射性物質 による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系 統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>緊急時対策所の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火 災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使 用中の亀裂等による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他 (6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針 については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」 に基づく設計とする。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には, 原子炉冷却系統に係る発電用原子 炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をと るため, 緊急時対策所機能を備えた緊急時対策所を中央制御 室 (7号機設備, 6,7号機共用) 以外の場所に設置する。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>1.1 緊急時対策所の設置等</p> <p>1.1.1 緊急時対策所の設置</p> <p>発電用原子炉施設には, 原子炉冷却系統に係る発電用原子 炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をと るため, 緊急時対策所機能を備えた5号機原子炉建屋内緊急 時対策所 (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」 (以下</p>

変更前	変更後
	<p>同じ。))を中央制御室(「7号機設備, 6,7号機共用」(以下同じ。))以外の場所に設置する。なお, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所は, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)(「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))から構成され, 5号機原子炉建屋付属棟内に設置する設計とする。</p> <p>1.1.2 設計方針</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は, 重大事故等が発生した場合においても, 当該事故等に対処するための適切な措置が講じることができるよう, 緊急時対策所機能に係る設備を含め, 以下の設計とする。</p> <p>(1) 耐震性及び耐津波性</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は, 重大事故等が発生した場合においても, 当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう, その機能に係る設備を含め, 基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し, 機能を喪失しないよう設計するとともに, 基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>(2) 中央制御室に対する独立性</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は, 共通要因により中央制御室と同時に機能喪失しないよう, 中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに, 中央制御室とは離れた位置</p>

変更前	変更後
	<p>に設置又は保管する設計とする。</p> <p>(3) 代替交流電源の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備（「7号機設備、6,7号機共用」（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、放射性雲通過時において、燃料を補給せずに運転継続できる設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備は、1台で5号機原子炉建屋内緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを、燃料補給時の切替えを考慮して、2台を1セットとして使用することに加え、予備を3台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所機能の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、以下の措置を講じること又は設備を備えることにより緊急時対策所機能を確保する。</p> <p>a. 居住性の確保</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な指示を行う要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる</p>

変更前	変更後
	<p>設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるとともに、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>重大事故等が発生した場合における5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、5号機原子炉建屋内緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」の手法を参考とした被ばく評価において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、5号機原子炉建屋内緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。）」、</p>



変更前	変更後
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（「7号機設備，6，7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」，酸素濃度計（「7号機設備，6，7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」及び二酸化炭素濃度計（「7号機設備，6，7号機共用，5号機に保管」（以下同じ。）」を設置又は保管する設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所用差圧計（個数2（予備1），計測範囲0～200Pa）は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の陽圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置（個数1（予備1））は，5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）の二酸化炭素を除去することにより，要員の窒息を防止する設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所には，酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるように酸素濃度計（個数2（予備1））及び二酸化炭素濃度計（個数2（予備1））を保管する設計とする。</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は，重大事故等が発生し，5号機原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため，身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。</p>

変更前	変更後
	<p>b. 情報の把握</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を、中央制御室内の運転員を介さずに正確、かつ速やかに把握できる情報収集設備を設置する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）（「6号機設備」、「7号機設備、6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））を設置する設計とする。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>c. 通信連絡</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、当該事故等に対処するため、発電所内の関係要員に指示を行うために必要な所内通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。</p>

変更前	変更後
	<p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。</p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所に設置又は保管する通信連絡設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において、通信連絡設備により、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備として、緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備については、通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。なお、データ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。</p> <p>緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備については、重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「指示要</p>

変更前	変更後
	<p>員」という。)に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、指示要員が5号機原子炉建屋内緊急時対策所内にとどまり、必要な指示及び操作を行うことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。)を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。</p> <p>固定源及び可動源に対しては、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる設計とする。</p> <p>可動源の輸送ルートは、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る</p>

変更前	変更後
	よう運用について保安規定に定めて管理する。
—	<p>2. 設備の共用</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）は、事故対応において6号機及び7号機双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を6号機及び7号機で共用とし、事故収束に必要な5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（7号機設備、6,7号機共用）、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（7号機設備、6,7号機共用）及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（7号機設備、6,7号機共用）、緊急時対策所換気空調系の設備、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備等を設置する。</p> <p>共用により、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故対応を含む。）を行うことで、安全性の向上が図れるとともに安全性を損なわないことから、6号機及び7号機で共用する設計とする。</p> <p>各設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、号機の区分けなく使用できる設計とする。</p>
<p>3. 主要対象設備</p> <p>緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>3. 主要対象設備</p> <p>緊急時対策所の対象となる主要な設備について、「表1 緊急時対策所の主要設備リスト」に示す。</p>

表1 緊急時対策所の主要設備リスト(1/1)

			変更前				変更後					
設備区分	系統名	機器区分	名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備		名称	*1 設計基準対象施設		*1 重大事故等対処設備	
				耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
緊急時対策所機能	—	—	—	—	—	—	—	緊急時対策所機能 (7号機設備, 6,7号機 共用) *2	—	—	—	—

注記\*1 : 表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針, 適用基準及び適用規格」に記載する「表1 原子炉本体の主要設備リスト」の「付表1」による。

\*2 : 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として使用する。

## (2) 適用基準及び適用規格

変更前	変更後
<p>第1章 共通項目</p> <p>緊急時対策所に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備、浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>緊急時対策所に適用する共通項目の基準及び規格については、原子炉冷却系統施設、火災防護設備、浸水防護施設の「(2) 適用基準及び適用規格 第1章 共通項目」に示す。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>緊急時対策所に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈（平成17年12月15日原院第5号）</li> </ul>	<p>第2章 個別項目</p> <p>緊急時対策所に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306194号）</li> <li>・ 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈（平成17年12月15日原院第5号）</li> <li>・ 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号） 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年9月30日労働省令第42号）</li> <li>・ 労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号） 事務所衛生基準規則（昭和47年9月30日労働省令第43号）</li> <li>・ 高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）</li> <li>・ 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）</li> <li>・ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）</li> <li>・ 発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針（昭和51年9月28日原子力委員会決定）</li> <li>・ 「被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について」（平成元年3月27日原子力安全委員会了承）</li> <li>・ 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）</li> <li>・ 発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（昭和57年1月28日原子力安全委員会決定）</li> <li>・ 安全機能を有する計測制御装置の設計指針（J E A G 4 6 1 1-2009）</li> <li>・ 原子力発電所中央制御室運転員の事故時被ばくに関する規程（J E A C 4 6 2 2-2009）</li> </ul>

変更前	変更後
	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）（平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21 年 8 月 12 日原子力安全・保安院制定）</li> </ul>

上記のほか、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」及び「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照する。



3 緊急時対策所に係る工事の方法

変更前	変更後
<p>緊急時対策所に係る工事の方法は、「原子炉本体」における「9 原子炉本体に係る工事の方法」（「1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査」、「2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査」、「2.1.3 燃料体に係る検査」及び「3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項」を除く。）に従う。</p>	<p>変更なし</p>

### III 工事工程表

III 工事工程表

	2024 年度										2025 年度
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
原子炉本体	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △		■ △ ☆			□ ★
核燃料物質の取扱施設 及び貯蔵施設	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △		■ △ ☆			□ ★
原子炉冷却系統施設	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △		■ △ ☆			□ ★
計測制御系統施設	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △		■ △ ☆			□ ★
放射性廃棄物の廃棄施設	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △		■ △ ☆			□ ★

■ : 現地工事期間

■ : 構造、強度又は漏えいに係る検査をすることができる状態になった時

◇ : 機能又は性能に係る検査（燃料体を挿入できる段階の検査）をすることができる状態になった時

△ : 機能又は性能に係る検査（臨界反応操作を開始できる段階の検査）をすることができる状態になった時

□ : 機能又は性能に係る検査（工事完了時の検査）をすることができる状態になった時

☆ : 基本設計方針検査をすることができる状態になった時

★ : 品質マネジメントシステムに係る検査をすることができる状態になった時

注記\* : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

(続き)

	2024 年度										2025 年度
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
放射線管理施設	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆			□ ★
原子炉格納施設	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆		□ ★	
その他発電用原子炉 の附属施設のうち 非常用電源設備	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆		□ ★	
その他発電用原子炉 の附属施設のうち 常用電源設備	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆		□ ★	
その他発電用原子炉 の附属施設のうち 補助ボイラー	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆		□ ★	

■ : 現地工事期間

■ : 構造、強度又は漏えいに係る検査をすることができる状態になった時

◇ : 機能又は性能に係る検査（燃料体を挿入できる段階の検査）をすることができる状態になった時

△ : 機能又は性能に係る検査（臨界反応操作を開始できる段階の検査）をすることができる状態になった時

□ : 機能又は性能に係る検査（工事完了時の検査）をすることができる状態になった時

☆ : 基本設計方針検査をすることができる状態になった時

★ : 品質マネジメントシステムに係る検査をすることができる状態になった時

注記\* : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

(続き)

	2024 年度										2025 年度
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
その他発電用原子炉 の附属施設のうち 火災防護設備	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆			□ ★
その他発電用原子炉 の附属施設のうち 浸水防護施設	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆		□ ★	
その他発電用原子炉 の附属施設のうち 補機駆動用燃料設備	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆		□ ★	
その他発電用原子炉 の附属施設のうち 非常用取水設備	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆		□ ★	
その他発電用原子炉 の附属施設のうち 緊急時対策所	■ ◇ □ ☆ ★					◇ △ *		■ △ ☆		□ ★	

■ : 現地工事期間

■ : 構造、強度又は漏えいに係る検査をすることができる状態になった時

◇ : 機能又は性能に係る検査（燃料体を挿入できる段階の検査）をすることができる状態になった時

△ : 機能又は性能に係る検査（臨界反応操作を開始できる段階の検査）をすることができる状態になった時

□ : 機能又は性能に係る検査（工事完了時の検査）をすることができる状態になった時

☆ : 基本設計方針検査をすることができる状態になった時

★ : 品質マネジメントシステムに係る検査をすることができる状態になった時

注記\* : 検査時期は、工事の計画の進捗により変更となる可能性がある。

## IV 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

#### IV. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

##### 1. 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

当社は、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、健全な安全文化を育成及び維持するための活動を行う仕組みを含めた、原子炉施設の設計、工事及び検査段階から運転段階に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを確立し、「柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定」（以下「保安規定」という。）の品質マネジメントシステム計画（以下「保安規定品質マネジメントシステム計画」という。）に定めている。

「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」（以下「設工認品質管理計画」という。）は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき、設計及び工事に係る具体的な品質管理の方法、組織等の計画された事項を示したものである。

##### 2. 適用範囲・定義

###### 2.1 適用範囲

設工認品質管理計画は、柏崎刈羽原子力発電所第6号機原子炉施設の設計、工事及び検査に係る保安活動に適用する。

###### 2.2 定義

設工認品質管理計画における用語の定義は、以下を除き保安規定品質マネジメントシステム計画に従う。

###### (1) 実用炉規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）をいう。

###### (2) 技術基準規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）をいう。

###### (3) 実用炉規則別表第二対象設備

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年12月28日通商産業省令第77号）の別表第二「設備別記載事項」に示された設備をいう。

###### (4) 適合性確認対象設備

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）に基づき、技術基準規則等への適合性を確保するために必要となる設備をいう。

##### 3. 設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

設工認における設計、工事及び検査に係る品質管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下のとおり実施する。

###### 3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の相互関係及び情報伝達含む）

設計、工事及び検査は、本社組織及び発電所組織で構成する体制で実施する。

設計、工事及び検査に係る組織は、担当する設備に関する設計、工事及び検査について責任

と権限を持つ。

### 3.2 設工認における設計，工事及び検査の各段階とそのレビュー

#### 3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

設計及び工事のグレード分けは，原子炉施設の安全上の重要性に応じて以下のとおり行う。

##### (1) 設計管理におけるグレード分け

設計管理におけるグレード分けは，「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく安全上の機能別重要度と発電への影響度に応じて設定した重要度区分，並びに重大事故等対処設備においては当該設備の機能の重要性を踏まえ，設計管理区分を設定しグレード分けを実施する。

##### (2) 調達管理におけるグレード分け

調達管理におけるグレード分けは，設計管理区分，保全重要度等を踏まえ，品質管理グレードを設定しグレード分けを実施する。

本設工認における設計は，新規規制基準施行以前から設置している設備並びに工事を継続又は完了している設備の設計実績等を用いた技術基準規則等への適合性を確保するために必要な設備の設計である。このうち，「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」及び「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」における設計は，一律のグレードとし，全ての適合性確認対象設備を，「3.3 設計に係る品質管理の方法」に示す設計で管理する。「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」以降の段階で新たに設計及び工事を実施する場合は，設計及び工事のグレード分けの考え方を適用し，管理を実施する。

#### 3.2.2 設計，工事及び検査の各段階とそのレビュー

設工認のうち，実用炉規則別表第二対象設備に対する設計，工事及び検査の各段階を第1表に示す。

設工認における必要な設計，工事及び検査の流れを第1図に示す。

##### (1) 実用炉規則別表第二対象設備に対する管理

組織は，設計，工事及び検査の各段階におけるレビューを，第1表に示す段階において実施するとともに，記録を管理する。

このレビューについては，本社組織及び発電所組織で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。

なお，実用炉規則別表第二対象設備のうち，設工認申請（届出）が不要な工事を行う場合は，設工認品質管理計画のうち，必要な事項を適用して設計，工事及び検査を実施し，認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること，技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。



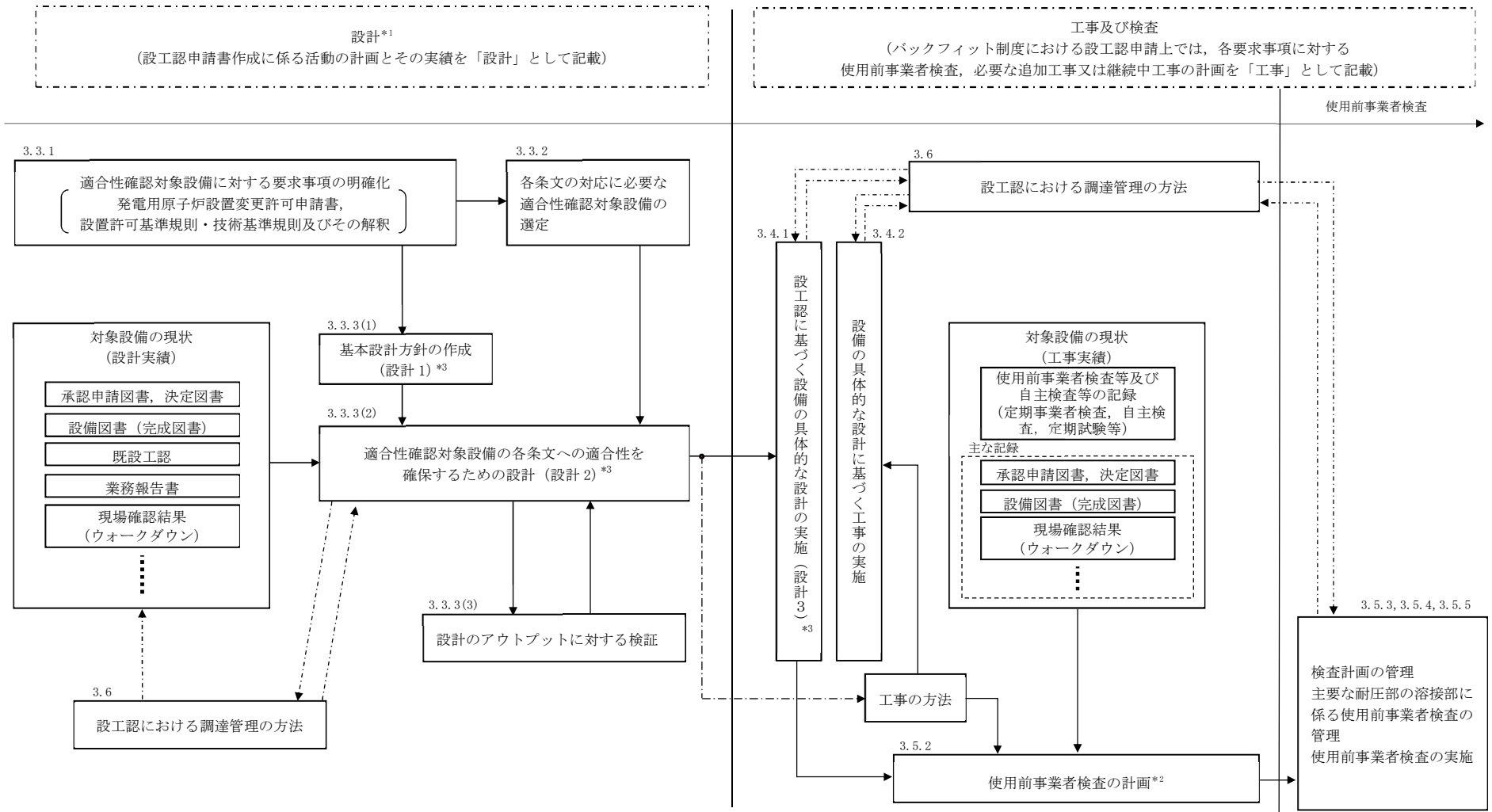
(2) 主要な耐圧部の溶接部に対する管理

設工認のうち、主要な耐圧部の溶接部に対する必要な検査は、「3.4 工事に係る品質管理の方法」、「3.5 使用前事業者検査の方法」及び「3.6 設工認における調達管理の方法」に示す管理（第1表における「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」～「3.6 設工認における調達管理の方法」）のうち、必要な事項を適用して検査を実施し、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを使用前事業者検査により確認する。

第1表 設工認における設計、工事及び検査の各段階

各段階		保安規定品質マネジメントシステム計画の対応項目	概要	
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法	7.3.1 設計・開発の計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画
	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計・開発へのインプット	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3(1)*	基本設計方針の作成(設計1)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2)*	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(3)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計・開発の検証	技術基準規則への適合性を確保するために必要な設計の妥当性の確認
	3.3.4*	設計における変更	7.3.7 設計・開発の変更管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1*	設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)	7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.3.5 設計・開発の検証	設工認を実現するための具体的な設計
	3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.5.1	使用前事業者検査での確認事項	—	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していること
	3.5.2	使用前事業者検査の計画	7.1 業務の計画 7.3.6 設計・開発の妥当性確認	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認する計画と方法の決定
	3.5.3	検査計画の管理	—	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.4	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理	—	主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3.5.5	使用前事業者検査の実施	8.2.4 機器等の検査等	認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであることを確認
調達	3.6	設工認における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 機器等の検査等	適合性確認に必要な継続中工事及び追加工事の検査を含めた調達管理

注記\* : 「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とそのレビュー」でいう、保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.4 設計・開発のレビュー」対応項目



注記\*1: バックフィット制度における設工認申請上の「設計」とは、要求事項を満足した設備とするための基本設計方針を作成 (設計1) し、既に設置されている設備の状況を念頭に置きながら、適合性確認対象設備を各条文に適合させるための設計 (設計2) を行う業務をいう。  
また、この設計の結果を基に、設工認として申請が必要な範囲について、設工認申請書にまとめる。

\*2: 条文ごとに適合性確認対象設備が設工認に適合していることを確認するための検査方法 (代替確認の考え方を含む) の決定とその実施を使用前事業者検査の計画として明確にする。

\*3: 保安規定品質マネジメントシステム計画の「7.3.3 設計・開発からのアウトプット」, 「7.3.4 設計・開発のレビュー」対応項目

□ : 設工認の範囲  
----▶ : 必要に応じ実施する業務の流れ

第1図 設工認として必要な設計, 工事及び検査の流れ

### 3.3 設計に係る品質管理の方法

#### 3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

組織は、設工認における技術基準規則等への適合性を確保するために必要な要求事項を明確にする。

#### 3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

組織は、設工認に関連する工事において、追加・変更となる適合性確認対象設備（運用を含む。）のうち、対象となる適合性確認対象設備（運用を含む。）の要求事項への適合性を確保するために、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を含めて、適合性確認対象設備として抽出する。

#### 3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証

組織は、適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

##### (1) 基本設計方針の作成（設計1）

「設計1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。

##### (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

「設計2」として、「設計1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。

なお、詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる「調達による解析」及び「手計算による自社解析」について、個別に管理事項を計画し信頼性を確保する。

##### (3) 設計のアウトプットに対する検証

組織は、「設計1」及び「設計2」の結果について、原設計者以外の力量を有する者に検証を実施させる。

#### 3.3.4 設計における変更

組織は、設計の変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 設工認における設計及び設計のアウトプットに対する検証」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

### 3.4 工事に係る品質管理の方法

組織は、工事段階において、設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を以下のとおり実施する。

また、これらの活動を調達する場合は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を適用して実施する。

#### 3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）

組織は、工事段階において、設工認を実現するための設備の具体的な設計（設計3）を実施する。

#### 3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施

組織は、設工認に基づく設備を設置するための工事を、「工事の方法」に記載された工事の手順並びに「3.6 設工認における調達管理の方法」に従い実施する。

ただし、適合性確認対象設備のうち、新規基準施行以前に設置している設備、設置を完了し調達製品の検証段階の設備、既に工事を着手し工事を継続している設備については、「3.5 使用前事業者検査の方法」から実施する。

### 3.5 使用前事業者検査の方法

使用前事業者検査は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、保安規定に基づき使用前事業者検査を計画し、工事を主管する箇所からの独立性を確保した検査体制の下、実施する。

#### 3.5.1 使用前事業者検査での確認事項

使用前事業者検査では、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するために以下の項目について検査を実施する。

① 実設備の仕様の適合性確認

② 実施した工事が、「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」及び「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に記載したプロセス並びに「工事の方法」のとおり行われていること。

これらの項目のうち、①を第2表に示す検査として、②を品質マネジメントシステムに係る検査（以下「QA検査」という。）として実施する。

また、QA検査では上記②に加え、上記①のうち工事を主管する箇所（供給者を含む。）が実施する検査の信頼性の確認を行い、設工認に基づく検査の信頼性を確保する。

### 3.5.2 使用前事業者検査の計画

組織は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、使用前事業者検査を計画する。

使用前事業者検査は、「工事の方法」に記載された使用前事業者検査の項目及び方法並びに第2表に定める要求種別ごとに確認項目、確認視点及び主な検査項目を基に計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、使用前事業者検査を計画する。

個々に実施する使用前事業者検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる使用前事業者検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。

また、使用前事業者検査の実施に先立ち、設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を使用前事業者検査の方法として明確にする。

### 3.5.3 検査計画の管理

組織は、使用前事業者検査を適切な段階で実施するため、関係箇所と調整のうえ使用前事業者検査工程表を作成する。

使用前事業者検査の実施時期及び使用前事業者検査が確実に行われることを適切に管理する。

### 3.5.4 主要な耐圧部の溶接部に係る使用前事業者検査の管理

組織は、溶接が特殊工程であることを踏まえ、工程管理等の計画を策定し、溶接施工工場におけるプロセスの適切性の確認及び監視を行う。

また、溶接継手に対する要求事項は、溶接部詳細一覧表（溶接方法、溶接材料、溶接施工法、熱処理条件、検査項目等）により管理し、これに係る関連図書を含め、業務の実施に当たって必要な図書を溶接施工工場に提出させ、それを審査、承認し、必要な管理を実施する。

### 3.5.5 使用前事業者検査の実施

使用前事業者検査は、検査要領書の作成、体制の確立を行い実施する。

#### (1) 使用前事業者検査に係る要員の力量確保及び教育・訓練

使用前事業者検査に従事する者は、あらかじめ教育・訓練を受講し、検査に必要な力量を有する者とする。

#### (2) 使用前事業者検査の独立性確保

使用前事業者検査は、組織的独立を確保して実施する。

#### (3) 使用前事業者検査の体制

使用前事業者検査の体制は、検査要領書で明確にする。

(4) 使用前事業者検査の検査要領書の作成

組織は、適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること、技術基準規則に適合していることを確認するため、「3.5.2 使用前事業者検査の計画」で決定した確認方法を基に、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成する。

実施する検査が代替検査となる場合は、代替による使用前事業者検査の方法を決定する。

(5) 使用前事業者検査の実施

組織は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、使用前事業者検査を実施する。

第2表 要求種別に対する確認項目及び確認視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	
設備	設計要求	設置要求	名称, 取付箇所, 個数, 設置状態, 保管状態	設計要求どおりの名称, 取付箇所, 個数で設置されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・据付検査</li> <li>・状態確認検査</li> <li>・外観検査</li> </ul>
		系統構成	系統構成, 系統隔離, 可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能・性能検査</li> </ul>
		機能要求	容量, 揚程等の仕様 (要目表)	要目表の記載どおりであることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・材料検査</li> <li>・寸法検査</li> <li>・建物・構築物構造検査</li> <li>・外観検査</li> <li>・据付検査</li> <li>・耐圧検査</li> <li>・漏えい検査</li> <li>・機能・性能検査</li> <li>・特性検査</li> <li>・状態確認検査</li> </ul>
			上記以外の所要の機能要求事項	目的とする機能・性能が発揮できることを確認する。	
		評価要求	評価のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状態確認検査</li> </ul>
	評価結果を設計条件とする要求事項		内容に応じて, 設置要求, 系統構成, 機能要求として確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容に応じて, 設置要求, 系統構成, 機能要求の検査を適用</li> </ul>	
運用	運用要求	手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状態確認検査</li> </ul>	



### 3.6 設工認における調達管理の方法

設工認で行う調達管理は、保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき以下に示す管理を実施する。

#### 3.6.1 供給者の技術的評価

組織は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を有することを判断の根拠として供給者の技術的評価を実施する。

#### 3.6.2 供給者の選定

組織は、設工認に必要な調達を行う場合、原子力安全に及ぼす影響や供給者の実績等を考慮し、「3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用」に示す重要度に応じてグレード分けを行い管理する。

#### 3.6.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。なお、仕様書を作成するに当たり、あらかじめ採用しようとする一般産業用工業品について、その調達の管理の方法と程度を定め、それに基づき原子炉施設の安全機能に係る機器等として使用するための技術的な評価を行う。

##### (1) 仕様書の作成

組織は、業務の内容に応じ、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す調達要求事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する（「3.6.3(2) 調達製品の管理」参照）。

組織は、一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たって、当該一般産業用工業品に係る情報の入手に関する事項及び組織が供給者先で使用前事業者検査等及び自主検査等を行う際に原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入る場合があることを供給者へ要求する。

##### (2) 調達製品の管理

組織は、仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、製品に応じた必要な管理を実施する。

##### (3) 調達製品の検証

組織は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために調達製品の検証を行う。

組織は、供給者先で検証を実施する場合、あらかじめ仕様書で検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を明確にした上で、検証を行う。

#### 3.6.4 調達先監査

組織は、供給者の品質保証活動及び健全な安全文化を育成及び維持するための活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、調達先監査を実施する。

### 3.6.5 設工認における調達管理の特例

設工認の対象となる適合性確認対象設備は、「3.6 設工認における調達管理の方法」を以下のとおり適用する。

- (1) 新規規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備  
 設工認の対象となる設備のうち、新規規制基準施行以前に設置している適合性確認対象設備は、設置当時に調達を完了しているため、「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく管理は適用しない。
- (2) 既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備  
 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し設置を完了し調達製品の検証段階の適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(2) 調達製品の管理」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(3) 調達製品の検証」以降の管理を設工認に基づき管理する。
- (3) 既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備  
 設工認の対象となる設備のうち、既に工事を着手し工事を継続している適合性確認対象設備は、「3.6.1 供給者の技術的評価」から「3.6.3(1) 仕様書の作成」まで、調達当時のグレード分けの考え方で管理を完了しているため、「3.6.3(2) 調達製品の管理」以降の管理を設工認に基づき管理する。

## 3.7 記録、識別管理、トレーサビリティ

### 3.7.1 文書及び記録の管理

- (1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録  
 組織は、設計、工事及び検査に係る文書及び記録を、保安規定品質マネジメントシステム計画に示す規定文書に基づき作成し、これらを適切に管理する。
- (2) 供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合の管理  
 設工認において供給者が所有する当社の管理下でない設計図書を設計、工事及び検査に用いる場合、供給者の品質保証能力の確認、かつ、対象設備での使用が可能な場合において、適用可能な設計図書として扱う。
- (3) 使用前事業者検査に用いる文書及び記録  
 使用前事業者検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、上記(1)、(2)を用いて実施する。

### 3.7.2 識別管理及びトレーサビリティ

- (1) 計測器の管理  
 組織は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、設計及び工事、検査で使用する計測器について、校正・検証及び識別等の管理を実施する。
- (2) 機器、弁、配管等の管理  
 組織は、保安規定品質マネジメントシステム計画に従い、機器、弁及び配管類について、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。

### 3.8 不適合管理

設工認に基づく設計，工事及び検査において発生した不適合については保安規定品質マネジメントシステム計画に基づき処置を行う。

## 4. 適合性確認対象設備の施設管理

適合性確認対象設備の工事は，保安規定に規定する施設管理に基づき業務を実施する。

## V 変更の理由

## V 変更の理由

平成 24 年 6 月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正並びに関連規則等の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な施設の整備など、実用発電用原子炉及びその附属施設の基本設計方針等の変更を行う。